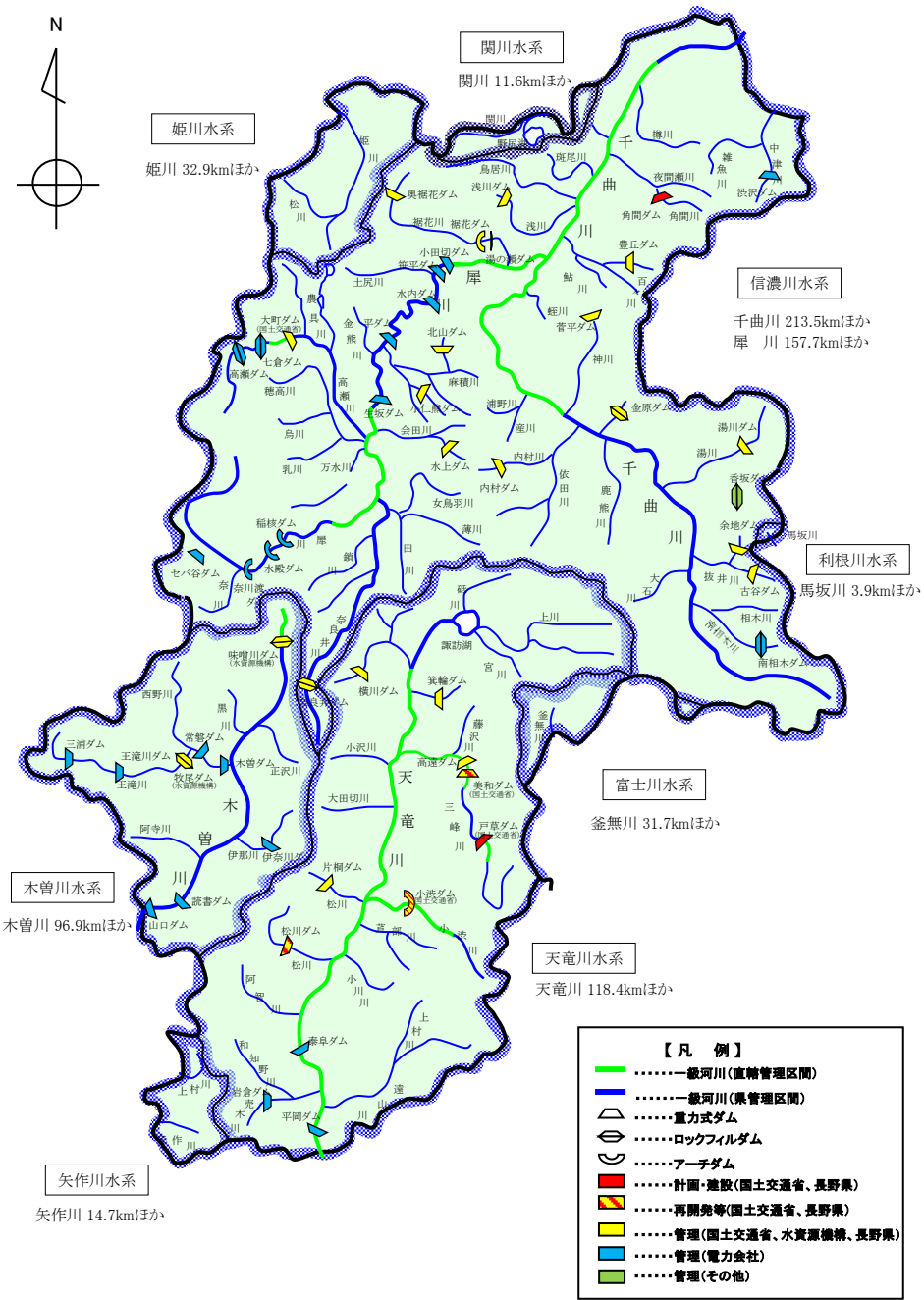


ダム位置図(堤高15m以上)



資料20 ダムの現況（堤高15m以上）

ダムの型式は、次の略字で記載	A:アーチ E:アースフィル G:コンクリート重力 R:ロックフィル
ダムの目的は、次の略字で記載	F:洪水調節又は防災 N:流水の正常な機能の維持 W:水道用水 I:工業用水 P:発電(P): 従属発電 A:かんがい

1 中部電力株式会社(飯田支店管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	天竜川	泰阜	G	P	2,980	50.0	143.0	10,761	1,553	5,800	-	-	下伊那郡泰阜村 下伊那郡阿南町	
天竜川	売木川	岩倉	G	P	8.8	25.0	100.6	435	408	-	-	-	下伊那郡売木村	
天竜川	天竜川	平岡	G	P	3,650	62.5	258.0	42,425	4,829	8,400	-	-	下伊那郡天龍村	

2 関西電力株式会社(東海支社管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
木曽川	王滝川	三浦	G	P	直接 69.4 間接 4.0	83.2	290.0	62,216	61,600	460	-	-	木曽郡王滝村	
木曽川	王滝川	王滝川	G	P	114.2	18.2	80.0	589	209	1,400	-	-	木曽郡王滝村	
木曽川	王滝川	常盤	G	P	553.7	24.1	111.9	1,288	664	2,000	-	-	木曽郡木曽町	
木曽川	王滝川	木曽	G	P	553.7	35.2	132.5	4,367	1,844	2,300	-	-	木曽郡木曽町	
木曽川	木曽川	読書	G	P	1,341.8	32.1	293.8	4,358	2,677	4,120	-	-	木曽郡大桑村	
木曽川	木曽川	山口	G	P	1,534.5	38.6	181.4	3,484	1,264	4,700	-	-	木曽郡南木曽町	
木曽川	伊那川	伊奈川	G	P	54	43.0	105.0	803	505	870	-	-	木曽郡大桑村	

3 東京電力株式会社(松本電力所管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	犀川	生坂	G	P	2,262	19.5	108.4	3,110	1,328	3,330	-	-	東筑摩郡生坂村	
信濃川	犀川	平	G	P	2,467	19.5	87.8	3,033	1,273	3,620	-	-	長野市大岡	
信濃川	犀川	水内	G	P	2,620	25.3	185.2	4,248	1,220	4,200	-	-	長野市信州新町	
信濃川	犀川	笹平	G	P	2,760	19.3	113.3	2,755	493	4,050	-	-	長野市七二会	
信濃川	犀川	小田切	G	P	2,787	21.3	143.0	2,546	1,290	4,089	-	-	長野市塩生	
信濃川	セバ谷川	セバ谷	G	P	151.36	22.7	42.4	58.3	51.5	50	-	-	松本市安曇	
信濃川	犀川	奈川渡	A	P	380.5	155.0	355.5	123,000	94,000	1,500	-	-	松本市安曇～奈川	
信濃川	犀川	水殿	A	P	431	95.5	343.3	15,100	4,000	1,700	-	-	松本市安曇	
信濃川	犀川	稲核	A	P	444.9	60.0	192.8	10,700	6,100	1,800	-	-	松本市安曇	
信濃川	高瀬川	高瀬	R	P	131	176.0	362.0	76,200	16,200	1,400	-	-	大町市平	
信濃川	高瀬川	七倉	R	P	150	125.0	340.0	32,500	16,200	1,600	-	-	大町市平	

4 東京電力株式会社(群馬支店管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	南相木川	南相木	R	P	6.2	136.0	444.0	19,170	12,670	280	-	-	南佐久郡南相木村	

5 東京電力株式会社(信濃川事業所管内)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	中津川	渋沢	G	P	77.3	20.7	33.8	220	75	-	-	-	左岸:山ノ内町 右岸:栄村	

6 独立行政法人水資源機構(中部支社)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
木曽川	王滝川	牧尾	R	P.A.W.I	304	105.0	264.0	75,000	68,000	3,200 (計画洪水流量)	-	-	木曽郡王滝村 木曽郡木曽町	
木曽川	木曽川	味噌川	R	F.N.P.W.I	55.1	140.0	447.0	61,000	55,000	650	600 (585)	50 (65)	木曽郡木祖村	()は貯水位が ELH20.7mを越 えた場合

7 国土交通省(中部地方整備局)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	三峰川	美和 (再開発)	G	F.P.N (F.N.I.P)	311	69.1	367.5	29,952 (34,300)	20,745 (25,100)	1,200 (720)	700 (420)	500 (300)	伊那市	平成元年から 再開発
天竜川	小渋川	小渋	A	F.P.A	288	105.0	293.3	58,000	37,100	1,500	1,000	500	上伊那郡中川村 下伊那郡松川町	
天竜川	三峰川	戸草	G	F.N	137	140.0	300.0	61,000	41,000	540	440	100	上伊那郡長谷村	計画中

8 国土交通省(北陸地方整備局)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	高瀬川	大町	G	F.N	193	107.0	338.0	33,900	28,900	1,500	1,100	400	大町市大字平	

9 長野県

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	裾花川	裾花	A	F.W.P	250	83.0	211.2	15,000	10,000	1,180	660	520	長野市小鍋	
天竜川	松川	松川 (再開発)	G	F.N.W.(P)	60	84.3	165.0	7,400 (7,450)	5,400 (6,400)	440	240	200	飯田市上飯田	平成2年から 再開発
信濃川	湯川	湯川	G	F.N.(P)	147.2	50.0	53.0	3,400	2,700	610	190	420	北佐久郡御代田町	
信濃川	裾花川	奥裾花	G	F.W.P	65	59.0	170.0	5,400	3,300	410	220	190	長野市鬼無里	
信濃川	奈良井川	奈良井	R	F.N.W.(P)	46	60.0	180.8	8,000	6,400	350	230	120	塩尻市奈良井	
信濃川	抜井川	古谷	G	F.N	13	48.5	162.0	2,200	1,800	160	110	50	南佐久郡佐久穂町	
信濃川	内村川	内村	G	F.N.W	13	51.3	265.0	2,000	1,600	170	133	37	上田市鹿教湯温泉	
天竜川	横川川	横川	G	F.N.(P)	38.8	41.0	282.0	1,860	1,570	210	100	110	上伊那郡辰野町	
天竜川	松川	片桐	G	F.N.W.(P)	15.1	59.2	250.0	1,840	1,310	210	94	116	下伊那郡松川町	
天竜川	沢川	箕輪	G	F.N.W.(P)	38.2	72.0	297.5	9,500	8,300	280	230	50	上伊那郡箕輪町	
信濃川	灰野川	豊丘	G	F.N.W.(P)	13.1	81.0	238.0	2,580	2,120	120	90	30	須坂市豊丘	
信濃川	金原川	金原	R	F.N.W	3.15	36.5	224.0	388	277	15	12.5	2.5	東御市和	
信濃川	水上沢川	水上	G	F.N.W	2.29	38.0	171.5	276	195	16	13	3	松本市中川	
信濃川	宮川	北山	G	F.N.W	1.25	43.0	109.0	213	186	14	12	2	東筑摩郡麻績村	
信濃川	余地川	余地	G	F.N.W	2.52	42.0	147.0	523	397	20	10	10	南佐久郡佐久穂町	
信濃川	小仁熊川	小仁熊	G	F.N.W	20.0 直接 4.9 間接 15.9	36.5	99.0	1,930	1,610	110	101	9	東筑摩郡筑北村	
信濃川	浅川	浅川	G	F	15.2	53.0	165.0	1,100	1,060	130	100	30	長野市浅川	
信濃川	角間川	角間	G	F.N.W	24.1	70.0	173.0	2,610	2,360	360	130	230	下高井郡山ノ内町	計画中

10 長野県企業局

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	集水面積 (km2)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
天竜川	三峰川	高遠	G	P.A	直接 377 間接 61	30.9	76.1	2,310	500	1,500	-	-	伊那市高遠町	
信濃川	裾花川	湯の瀬	G	P.W	直接 257 間接 -	18.0	140.0	330	290	1,600	-	-	長野市小鍋	
信濃川	神川	菅平	G	P.A.W	直接 32 間接 5	41.8	149.7	3,451	3,242	327	-	-	上田市菅平高原	

11 防災ダム(農政部所管)

水系名	河川名	ダム名	型式	目的	保全面積 (ha)	堤高 (m)	堤頂長 (m)	貯水容量(千m3)		計画高水流量 (m3/s)	洪水調節(m3/s)		所在地	備考
								総量	有効		調節量	放流量		
信濃川	香坂川	香坂	R	F	250	38.5	184.0	1,050	870	90	61	29	佐久市香坂	

資料21 市町村別ため池数

(令和6年4月1日現在)

地域振興局	市町村名	箇所数	防災重点農業用ため池	地域振興局	市町村名	箇所数	防災重点農業用ため池	地域振興局	市町村名	箇所数	防災重点農業用ため池
佐久	小諸市	214	17	南信州	飯田市	114	23	北アルプス	大町市	25	8
	佐久市	144	58		松川町	12	5		池田町	-	-
	小海町	5	1		高森町	13	9		松川村	-	-
	佐久穂町	23	7		阿南町	59	4		白馬村	1	-
	川上村	-	-		阿智村	4	2		小谷村	1	1
	南牧村	-	-		平谷村	-	-		小計	27	9
	南相木村	1	-		根羽村	-	-	長野	長野市	209	68
	北相木村	-	-		下條村	5	1		須坂市	5	4
	軽井沢町	4	2		売木村	-	-		千曲市	41	20
	御代田町	5	3		天龍村	-	-		坂城町	15	6
	立科町	35	33		泰阜村	19	-		小布施町	-	-
	小計	431	121		喬木村	13	2		高山村	2	-
上田	上田市	84	62	木曽	豊丘村	21	-		信濃町	21	7
	東御市	159	60		大鹿村	2	-		飯綱町	36	5
	長和町	5	1		小計	262	46		小川村	4	4
	青木村	4	2		上松町	-	-		小計	333	114
	小計	252	125		南木曽町	9	3	北信	中野市	23	12
諏訪	岡谷市	13	6		木曽町	5	3		飯山市	58	31
	諏訪市	5	2		木祖村	4	3		山ノ内町	9	5
	茅野市	17	5		王滝村	-	-		木島平村	-	-
	下諏訪町	-	-		大桑村	-	-		野沢温泉村	2	-
	富士見町	17	2		小計	18	9		栄村	14	2
	原村	9	-		松本市	104	31		小計	106	50
	小計	61	15	松本	塩尻市	51	36	合計		1,885	688
上伊那	伊那市	47	27		安曇野市	6	5				
	駒ヶ根市	13	10		麻績村	42	32				
	辰野町	12	7		生坂村	-	-				
	箕輪町	3	-		山形村	6	3				
	飯島町	7	6		朝日村	9	7				
	南箕輪村	1	-		筑北村	64	29				
	中川村	30	6		小計	282	143				
	宮田村	-	-								
	小計	113	56								

※ 防災重点農業用ため池：決壊した場合の浸水区域に家屋や公共施設等が存在し、人的被害を与えるおそれのある農業用ため池

資料 22 災害救助法適用状況

(昭和 23 年度～)

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
S24. 9. 1	水害 (キティ台風)	松本市・上田市(南佐久郡)野沢町・平賀村・内山村・大日向村(北佐久郡)軽井沢町・佐賀村・志賀村・三井村(更級郡)更級村・上山田町(埴科郡)戸倉町・杭瀬下村(上高井郡)須坂町・日野村・豊洲村 [2市5町10村]
S24. 12. 29	火災	(上伊那郡)伊那村 [1村]
S25. 1. 9	火災	(南安曇郡)奥浦村 [1村]
〃	〃	(南安曇郡)三井奈村 [1村]
〃	〃	(南安曇郡)四米良村 [1村]
S25. 1. 14	火災	(上伊那郡)伊那村 [1村]
S25. 3. 18	火災	(市町村名不明)
S25. 5. 13	火災	(西筑摩郡)上松町 [1町]
S25. 6. 11	水害(6月豪雨)	諏訪市(上伊那郡)伊那町・中沢村・南箕輪村・東春江村(下伊那郡)竜江村・川路村(東筑摩郡)笹賀村 [1市1町6村]
S25. 8. 8	水害	上田市(埴科郡)屋代町・戸倉町(更級郡)篠ノ井町・稲荷山町・上山田町・更級村(上高井郡)須坂町・高井村(下高井郡)穂波村・平隠村・夜間瀬村(上水内郡)柳原村 [1市6町6村]
S26. 8. 25	火災	(東筑摩郡)塩尻町 [1町]
S28. 4. 29	火災	(北安曇郡)陸郷村・広津村 [2村]
S28. 7. 17	水害	飯田市(下伊那郡)川路村・智里村・浪合村・平谷村・根羽村・下條村・富草村・大下条村・売木村・泰阜村・千代村・龍江村・神稲村・大鹿村・上村・木沢村・和田村・平岡村(西筑摩郡)上松町・檜川村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村・新開村・神坂村・木祖村 [1市1町26村]
S28. 9. 25	台風13号による風水害	(南安曇郡)北穂高村・有明村(北安曇郡)松川村・常盤村(上水内郡)戸隠村・水内村 [6村]
S29. 3. 7	火災	(上伊那郡)赤穂町 [1町]
S29. 6. 8	火災	(北安曇郡)小谷村 [1村]
S29. 7. 20	火災	(小県郡)青木村 [1村]
S30. 11. 3	火災	(西筑摩郡)開田村 [1村]
S32. 6. 27	水害(梅雨前線)	(下伊那郡)川路村・浪合村・阿智村 [3村]
S33. 7. 27	水害(台風11号)	(南安曇郡)安曇村・三郷村 [2村]
S33. 9. 18	水害(台風12号)	中野市(小県郡)長門町・丸子町(東筑摩郡)麻績村・坂井村 [1市2町2村]
S34. 7. 6	水害	(北佐久郡)浅間町・本牧町・布施村・浅科村 [2町2村]
S34. 8. 14	水害(台風7号)	松本市・上田市・諏訪市・小諸市・須坂市・中野市・飯山市・茅野市(南佐久郡)臼田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・南牧村・南相木村・八千穂村・川上村(北佐久郡)浅間町・軽井沢町・御代田町・立科町・望月町・東村・浅科村・北御牧村(小県郡)丸子町・東部町・長門町・真田町・青木村・和田村(諏訪郡)富士見町(上伊那郡)長谷村(東筑摩郡)明科町・四賀村・本城村・坂北村・本郷村・麻績村・坂井村・生坂村(更級郡)大岡村(上高井郡)東村(下水内郡)豊田村 [8市16町20村]
34. 9. 11	水害(台風14号)	(南佐久郡)野沢町・中込町(北佐久郡)浅間町・望月町・東村・北御牧村・浅科村 [4町3村]
S34. 9. 26	水害 (伊勢湾台風)	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・伊那市・茅野市・塩尻市(南佐久郡)臼田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・八千穂村(北佐久郡)浅間町・望月町・立科町・東村・浅科村(小県郡)丸子町(諏訪郡)下諏訪町・富士見町・原村(上伊那郡)高遠町・辰野町・箕輪町・小野村・長谷村・南箕輪村(下伊那郡)阿南町・清内路村・阿智村・波合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・千代村・龍江村・上久堅村・喬木村・上村・木沢村・遠山村(西筑摩郡)福島町・上松町・檜川村・三岳村・王滝村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村(東筑摩郡)本郷村・洗馬村(南安曇郡)穂高町(北安曇郡)松川村・白馬村・小谷村(更級郡)大岡村(埴科郡)坂城町・戸倉町(上高井郡)小布施町・若穂町・東村・高山村 [8市22町41村]

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
S34. 9. 26	水害 (伊勢湾台風)	松本市・岡谷市・飯田市・諏訪市・須坂市・伊那市・茅野市・塩尻市(南佐久郡) 臼田町・野沢町・中込町・佐久町・小海町・川上村・南牧村・南相木村・八千穂村(北佐久郡) 浅間町・望月町・立科町・東村・浅科村(小県郡) 丸子町(諏訪郡) 下諏訪町・富士見町・原村(上伊那郡) 高遠町・辰野町・箕輪町・小野村・長谷村・南箕輪村(下伊那郡) 阿南町・清内路村・阿智村・波合村・平谷村・根羽村・下條村・売木村・天龍村・泰阜村・千代村・龍江村・上久堅村・喬木村・上村・木沢村・遠山村(西筑摩郡) 福島町・上松町・檜川村・三岳村・王滝村・大桑村・読書村・吾妻村・山口村(東筑摩郡) 本郷村・洗馬村(南安曇郡) 穂高町(北安曇郡) 松川村・白馬村・小谷村(更級郡) 大岡村(埴科郡) 坂城町・戸倉町(上高井郡) 小布施町・若穂町・東村・高山村 [8市22町41村]
S35. 1. 24	火災	(上伊那郡) 高遠町 [1町]
S36. 6. 27	梅雨前線豪雨	飯田市・諏訪市・駒ヶ根市(下伊那郡) 高森町・松川町・鼎町・龍江村・清内路村・豊丘村・上郷村・大鹿村・喬木村・阿智村・南信濃村(上伊那郡) 中川村・長谷村・高遠村 [3市3町11村]
S36. 9. 16	第2室戸台風	松本市 [1市]
S37. 7. 14	水害	(埴科郡) 松代町 [1町]
S38. 1. 21	水害	(上伊那郡) 箕輪町 [1町]
S40. 9. 18	台風23・24号	(下伊那郡) 南信濃村 [1村]
S41. 6. 24	集中豪雨	(西筑摩郡) 南木曽村 [1村]
	松代地震	災害救助法に準じた措置
S42. 7. 9	水害(集中豪雨)	諏訪市 [1市]
S43. 8. 29	前線豪雨、 台風10号	(下伊那郡) 天龍村 [1村]
S44. 8. 11	集中豪雨	(南安曇郡) 穂高町(北安曇郡) 松川村 [1町1村]
〃	〃	大町市 [1市]
S45. 3. 18	火災	(北佐久郡) 軽井沢町 [1町]
S52. 2. 12	豪雨	飯山市(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(下水内郡) 栄村 [1市2町3村]
S56. 1. 16	豪雨	飯山市(下水内郡) 栄村 [1市1村]
S56. 8. 23	集中豪雨、 台風15号	須坂市 [1市]
S57. 9. 13	台風18号	飯山市・更埴市(上水内郡) 豊野町 [2市1町]
S58. 9. 28 9. 29	台風10号	長野市・諏訪市・更埴市・飯山市(木曽郡) 木曽福島町(南安曇郡) 奈川村(上水内郡) 信州新町・豊野町 [4市3町1村]
S59. 2. 8 ～2. 13	59豪雪	飯山市・中野市(下水内郡) 豊田村・栄村(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(北安曇郡) 小谷村 [2市2町5村]
S59. 9. 14	長野県西部地震	(木曽郡) 王滝村 [1村]
S60. 1. 18	60豪雪	(下水内郡) 栄村 [1村]
S60. 7. 26	長野市地附山地すべり	長野市 [1市]
H 7. 7. 11 ～7. 12	梅雨前線豪雨	(北安曇郡) 小谷村(上水内郡) 豊野町 [1町1村]
H18. 1. 7 1. 12	平成18年豪雪	飯山市(北安曇郡) 白馬村・小谷村(下高井郡) 山ノ内町・木島平村・野沢温泉村(上水内郡) 信濃町(下水内郡) 栄村 [1市2町5村]
H18. 7. 19	平成18年7月豪雨	岡谷市・諏訪市・下諏訪町 [2市1町]
H23. 3. 12	長野県北部の地震	栄村 [1村]
H24. 2. 1	平成24年大雪災害	飯山市・小谷村・野沢温泉村・信濃町・栄村 [1市1町3村]
H26. 2. 15	平成26年大雪災害	茅野市・軽井沢町・御代田町・富士見町 [1市3町]
H26. 7. 9	台風8号に伴う大雨	南木曽町 [1町]
H26. 9. 27	御嶽山噴火災害	木曽町・王滝村 [1町1村]
H26. 11. 22	長野県神城断層地震	白馬村・小谷村・小川村 [3村]

適用年月日	災害の種類	適用市町村名
R1.10.12	令和元年東日本台風	長野市、松本市、上田市、諏訪市、須坂市、小諸市、伊那市、中野市、茅野市、佐久市、千曲市、東御市、小海町、川上村、南牧村、北相木村、南相木村、佐久穂町、軽井沢町、御代田町、立科町、長和町、富士見町、麻績村、筑北村、坂城町、小布施町、山ノ内町、木島平村、栄村、岡谷市、飯山市、安曇野市、塩尻市、青木村、原村、辰野町、宮田村、木曽町、生坂村、高山村、野沢温泉村、飯綱町 [16市13町14村]
R2.7.8	令和2年7月豪雨	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、宮田村、阿南町、阿智村、下條村、売木村、上松町、南木曽町、木曽町、大滝村、大桑村 [4市4町6村]
R3.8.15	令和3年8月豪雨	岡谷市、諏訪市、辰野町、上松町、木曽町、王滝村 [2市3町1村]
R3.9.5	令和3年9月豪雨	茅野市 [1市]

災害時における住宅の早期復興に向けた協力に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）及び独立行政法人住宅金融支援機構（以下「乙」という。）は、地震、風水害等の災害時における被災した県民の住宅の早期復興を支援するために、長野県地域防災計画に基づき甲が実施する施策への乙の協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（情報の交換）

第1条 甲及び乙は、この協定に基づき、被災した県民の住宅の早期復興への支援が円滑に行われるように次の情報を適時適確に交換する。

- 一 住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する施策及び融資制度
- 二 被害状況、被災した県民から寄せられた住宅の復興等に関する要望
- 三 第7条に定める連絡窓口となる部署名並びに連絡責任者及び補助者の職名及び氏名
- 四 第7条に定める連絡窓口との連絡方法
- 五 その他住宅の早期復興への支援に関し必要な事項

（住宅相談窓口開設）

第2条 乙は、甲からの協力要請に応じて、「住宅相談窓口」を速やかに開設し、被災した県民からの住宅再建及び住宅ローンの返済に関する相談に対応し、県民の住宅の早期復興を支援するものとする。

- 2 甲は、前項の「住宅相談窓口」の開設及び運営に当たって、必要に応じ、場所の確保その他乙から要請を受けた事項について、乙に協力するものとする。

（職員の派遣）

第3条 乙は、前条の相談に対応するため、職員を派遣するものとする。

- 2 乙は、前条の相談への対応のほか、甲から県民の住宅の早期復興を支援するため特に要請を受けたときは、甲と協議の上、職員を派遣する。

（住宅ローン返済中の県民への支援）

第4条 乙は、乙の住宅ローンを返済中に被災した県民に対して、当該住宅ローンの支払の猶予や返済期間の延長等の措置を諸規定に従って講ずるものとする。

(周知)

第5条 乙は、乙の災害復興住宅融資の実施、第2条の「住宅相談窓口」の開設及び前条の措置について、被災した県民に対して積極的に周知するものとする。

2 甲は、被災地の市町村の窓口等を通じて、前項の周知に協力するものとする。

(施策実施上の課題等の調整)

第6条 甲及び乙は、住宅に関連する防災、被災した住宅の再建等に関する甲の施策及び乙の災害関連業務の円滑な実施に資するため、甲がこれらの施策を実施するに当たり発生する乙の融資及び債権管理上の課題等への対応について、あらかじめ調整を行うものとする。

(連絡窓口)

第7条 甲及び乙は、この協定に関する連絡窓口をそれぞれ設置するものとする。

(協議)

第8条 この協定に定めるもののほか、被災した県民の住宅の早期復興支援に当たり必要な事項については、その都度、甲及び乙が十分な協議の上、定めるものとする。

(適用)

第9条 この協定は、平成27年9月4日から適用する。

2 長野県知事と住宅金融公庫北関東支店長との間で締結した平成16年10月29日付け「災害時における住宅復興に向けた協力に係る基本協定書」は廃止する。

この協定を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成27年9月4日

甲 長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 独立行政法人住宅金融支援機構
理事長 加藤 利男

1. 総合支援資金
失業者等、日常生活全般に困難を抱え、生活の立て直しに継続的な相談支援（就労支援、家計指導等）と生活費及び一時的な資金を必要とし、貸付を行うことにより自立が見込まれる世帯に貸付（原則として、生活困窮者自立支援法に基づく自立相談支援事業等による支援を受けること。）

種 類 ／ 貸 付 要 件 等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連 帯 保証人
(1) 生活支援費	生活再建までの間に必要な生活費用	二人以上 月20万円 単身 月15万円	12月以内	最終貸付日から6ヶ月以内	10年以内	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置 経過後)	原則必要
(2) 住宅入居費	敷金、礼金等住宅の賃貸契約を結ぶために必要な費用	40万円	――	貸付日（生活支援費併用の場合最終貸付日）			ただし、連帯保証人無しでも貸付可能
(3) 一時生活再建費	生活を再建のために一時的に必要な かつ日常生活費で賄うことが困難な費用	60万円	――	から6ヶ月以内			

2. 福祉資金 低所得世帯、障害者世帯又は高齢者世帯に対し、次に掲げる経費として貸付
(1)福祉費（日常生活を送る上で、又は自立生活に資するために一時的に必要なであると見込まれる費用）

種 類 ／ 貸 付 要 件 等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連 帯 保証人
①生業費	生業を営むために必要な経費	460万円	――	貸付日から6ヶ月以内 (分割送金の場合は最終貸付日から6ヶ月以内)	20年	連帯保証人 ○有り 無利子 ○無し 年1.5% (据置期間 経過後)	原則必要 ただし、連帯保証人なしでも貸付可
②技能習得費	技能習得に必要な経費及びその期間中の生計を維持するために必要な経費	技能を習得期間 6月程度 130万円 1年程度 220万円 2年程度 400万円 3年程度 580万円			8年		
③技能習得支度費	就職、技能習得等の支度に必要な経費	50万円			3年		
④住宅改修等費	住宅増改築等、公営住宅譲り受け経費	250万円			7年		
⑤住居転宅費 住居整備費	住居の移転に関する経費 給排水設備等の設置経費	50万円			3年		
⑥福祉用具購入費	福祉用具等の購入に必要な経費	170万円			8年		
⑦自動車購入費	障害者用自動車の購入に必要な経費	250万円			8年		
⑧療 養 費	負傷・疾病の療養費（移送経費等付随経費含む）及び療養期間中の生計費	療養期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円			5年		
⑨福祉サービス費	介護・障害者サービス等の経費（介護保険料を含む）及び期間中の生計費	福祉サービス期間 1年未満 170万円 1年超え 230万円			5年		
⑩災害援護費	災害を受け臨時に必要な経費	150万円			7年		
⑪冠婚葬祭費	冠婚葬祭に必要な経費	50万円			3年		
⑫残留邦人年金費	中国残留邦人等にかかる国民年金保険料の追納に必要な経費	513.6万円			10年		
⑬その他臨時経費	燃料費、修学旅行・帰省費、年金掛金	50万円			3年		

(2)緊急小口資金（理由により緊急かつ一時的に生計の維持が困難となった場合に貸し付ける少額の費用）

種 類 ／ 貸 付 要 件 等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連 帯 保証人
・医療費又は介護費の支払等臨時の生活費が必要なとき ・火災等被災によって生活費が必要なとき ・年金、保険、公的給付等の支給開始までに生活費が必要なとき ・会社からの解雇、休業等による収入減のため生活費が必要なとき ・滞納していた税金、国民健康保険料、年金保険料の支払いにより支出が増加したとき ・公共料金の滞納により日常生活に支障が生じるとき ・生活困窮者自立支援法に基づく支援や実施機関及び関係機関からの継続的な支援を受けるための経費が必要なとき ・給与等の盗難によって生活費が必要なとき ・その他これらと同等のやむを得ない事由があつて、緊急性、必要性が高いと認められるとき		10万円	――	貸付日から2月以内	12月以内	無利子	不 要

3. 教育支援資金（低所得世帯対し、次に掲げる経費として貸し付ける資金）

種 類 ／ 貸 付 要 件 等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連 帯 保証人
(1) 教育支援費 (特に必要と認める場合に限り、右の貸付限度額の1.5倍まで貸付可能)	低所得世帯に属する者が高等学校、大学又は高等専門学校に就学するのに必要な経費	高校月3.5万円以内	――	卒業後6月以内	20年以内	無利子	原則不要 世帯内で連帯借受人が必要
		高専月6.0万円以内					
		短大月6.0万円以内					
		大学月6.5万円以内					
	低所得世帯に属する者がやむを得ない理由により滞納した高等学校の授業料等	滞納月×3.5万円以内					
(2) 就学支度費	低所得世帯で高等学校、大学又は高等専門学校への入学に際し必要な経費	50万円以内					

4. 不動産担保型生活資金

種 類 ／ 貸 付 要 件 等		貸付限度額	貸付期間	据置期間	償還期間 (据置後)	貸付利子	連 帯 保証人
(1) 不動産担保型生活資金	低所得高齢者世帯に、一定の居住用不動産を担保に生活資金を貸付る資金	土地評価額の7割程度 月30万円以内	借受人死亡時又は限度額に達する期間	契約終了後3月以内	据置期間終了時	年3%又は長期プライムレートのいずれか低い利率	必 要 (推定相続人)
(2) 要保護世帯向け不動産担保型生活資金	要保護の高齢者世帯に対し、一定の居住用不動産を担保として生活資金を貸し付ける資金	不動産評価額の7割程度 貸付基本額の範囲内(生活扶助額1.5倍以内)					不要

資料23-3 長野県母子寡婦福祉資金の貸付内容(平成23年度)

貸付の種類	貸付金額の限度										据置期間	償還期間	年利率	違約金	
事業開始資金	(個人) 2,830,000 円					(団体) 4,260,000 円					1 年	7 年以内	*無利子又は1.5%	延滞元利金額に対し年10.75%	
事業継続資金	(個人) 1,420,000 円					(団体) 1,420,000 円					6 か月	7 年以内			
修学資金 (一般分)	学 校 種 別			学 年 別		1年 (月額)	2年 (月額)	3年 (月額)	4年 (月額)	5年 (月額)	加算	当該学校卒業後6か月	○高校 ○高専 ○短大 ○大学 10年以内		無利子
	高等学校	国公立	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円				あり					
			自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円									
		私立	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円									
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円									
	高等専門学校	国公立	自宅通学	21,000 円	21,000 円	21,000 円	45,000 円	45,000 円	あり						
			自宅外通学	22,500 円	22,500 円	22,500 円	51,000 円	51,000 円							
		私立	自宅通学	32,000 円	32,000 円	32,000 円	53,000 円	53,000 円							
			自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円	60,000 円	60,000 円							
	短期大学	国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円				なし						
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円										
		私立	自宅通学	53,000 円	53,000 円										
			自宅外通学	60,000 円	60,000 円										
	大学	国公立	自宅通学	45,000 円	45,000 円	45,000 円	45,000 円		なし						
			自宅外通学	51,000 円	51,000 円	51,000 円	51,000 円								
		私立	自宅通学	54,000 円	54,000 円	54,000 円	54,000 円								
			自宅外通学	64,000 円	64,000 円	64,000 円	64,000 円								
	専修学校	国公立	高等	自宅通学	18,000 円	18,000 円	18,000 円			あり					
				自宅外通学	23,000 円	23,000 円	23,000 円								
			専門	自宅通学	45,000 円	45,000 円									
				自宅外通学	51,000 円	51,000 円									
		私立	高等	自宅通学	30,000 円	30,000 円	30,000 円								
				自宅外通学	35,000 円	35,000 円	35,000 円								
			専門	自宅通学	53,000 円	53,000 円									
				自宅外通学	60,000 円	60,000 円									
		一般	自宅通学	31,000 円	31,000 円										
			自宅外通学	31,000 円	31,000 円										
修業資金 各種学校	月 68,000 円〔 就職を希望する高校3年生の自動車運転免許取得 460,000 円 〕										知識技能習得後1年	6 年以内			
就学支度資金	小学校入学 39,500 円					中学校入学 46,100 円					当該学校卒業後6か月	5 年以内			
	修業施設(高等学校卒業者)			自宅通所 90,000 円			自宅外通所 100,000 円								
	専修学校(一般課程)			自宅通学 150,000 円			自宅外通学 160,000 円								
	高等学校 高等専門学校 専修学校(高等課程)	公立	自宅通学 150,000 円	自宅外通学 160,000 円											
		私立	自宅通学 410,000 円	自宅外通学 420,000 円											
	短期大学 大学 専修学校(専門課程)	公立	自宅通学 370,000 円	自宅外通学 380,000 円											
私立		自宅通学 580,000 円	自宅外通学 590,000 円												
技能習得資金	月 68,000 円〔 自動車運転免許取得 460,000 円 一時的に多額の費用が必要な場合 816,000 円 〕										知識技能習得後1年	20 年以内	*無利子又は1.5%		
生活資金	月 103,000 円〔 ・生計中心者でない場合又は現に扶養する子のいない寡婦 69,000 円 ・技能習得期間中の場合 141,000 円 〕										貸付期間満了後6か月	8年(一般) 5年(医療介護) 5年(失業) 20年(技能習得)以内			
医療介護資金	340,000 円 (特別 480,000 円) 介護 500,000 円										医療期間満了後6か月	5 年以内			
就職支度資金	被服等 100,000 円〔 別に、就職に際し、自動車通勤の必要性が認められる者の自動車購入資金 220,000 円 〕										1 年	6 年以内			
住宅資金	1,500,000 円〔 災害等で住宅が全壊等、老朽による増改築・移転改築および新規取得 2,000,000 円 〕										6 か月	6 年以内 7 年以内(特別)			
転宅資金	260,000 円										6 か月	3 年以内			
結婚資金	300,000 円										6 か月	5 年以内			

注) 貸付を受けるには、連帯保証人の設定や所得要件等の条件がありますので、詳しくはお住まいの福祉事務所におたずねください。
また、貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持った申請をお願いします。
＊ 保証人を立てた場合は無利子、立てない場合は1.5%

資料 23-4 県税の減免等の取扱いに関する一覧表

令和 6 年 2 月 1 日現在

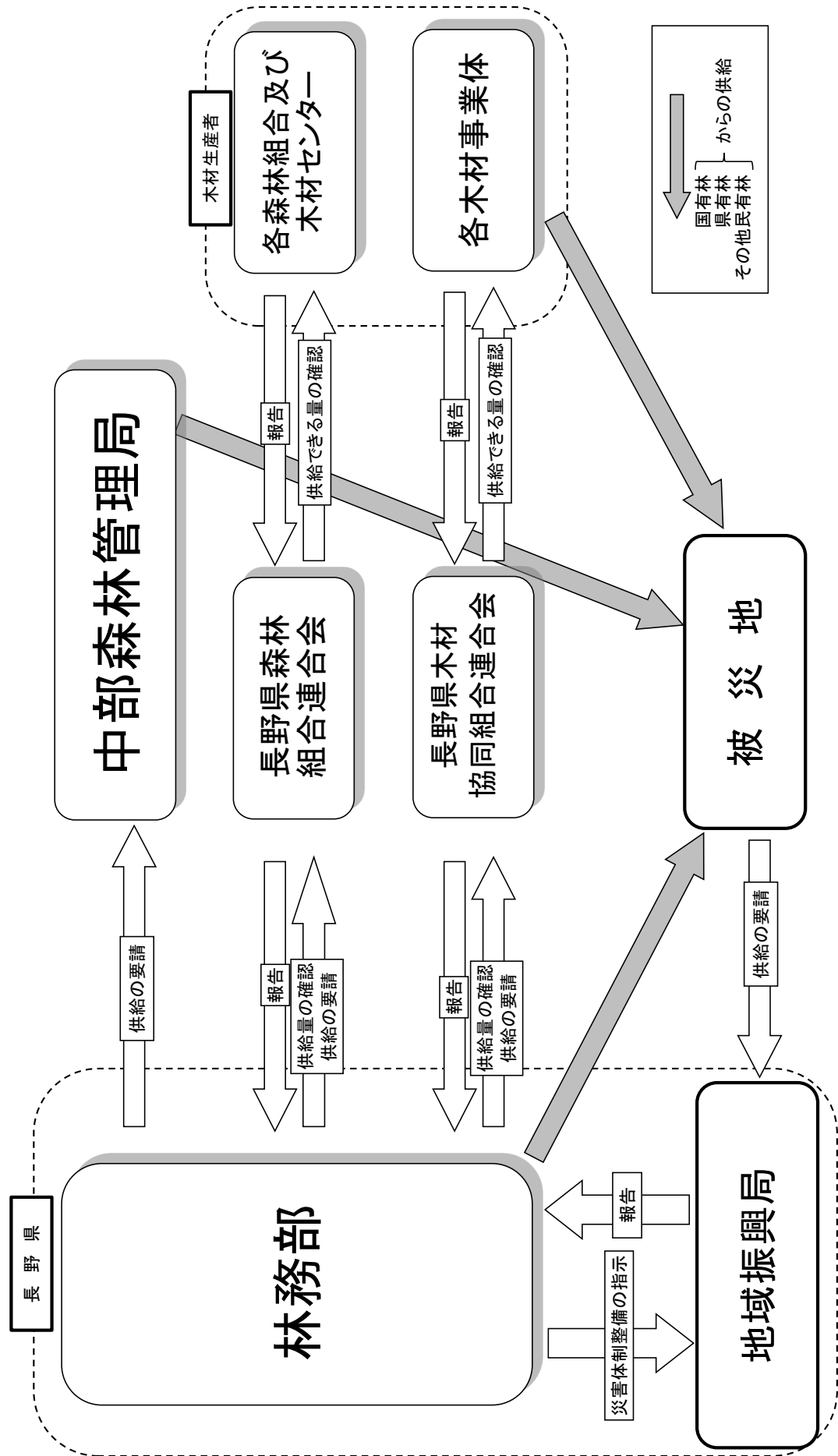
区 分	現 況	参 考 事 項																											
個人の県民税の減免	○個人県民税については、市町村民税と併せて徴収されるので、市町村が減免の措置をした場合においては同様の割合で減免される。 (地方税法（以下「法」という。）第45条)	○個人の市町村民税の減免は、法第323条の規定により、市町村の条例の定めるところにより減免することになるが、おおむね次の基準によっている。 1 被害のあった個人について、災害の日以後の納期にかかる税額を次の割合によって減免する。 (1) 死亡した場合 全額 (2) 障害者となった場合 10分の9の額 (3) 災害により自己所有の住宅または家財について住宅又は家財の価額の10分の3以上の損害を受け、かつ合計所得額が1,000万円以下の者には次の割合による。 <table><tr><th>損害程度</th><th colspan="2">減 免 割 合</th></tr><tr><th>合計所得金額</th><th>10分の3以上 10分の5未満</th><th>10分の5以上</th></tr><tr><td>500万円以下</td><td>2分の1の額</td><td>全 額</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>4分の1の額</td><td>2分の1の額</td></tr><tr><td>750万円 超</td><td>8分の1の額</td><td>4分の1の額</td></tr></table> (4) 冷害、凍霜害、干害等による農作物の災害の場合は、その損失額が平年における当該農作物による収入額の10分の3以上で、かつ、合計所得金額が1,000万円以下の者には次の割合による。 <table><tr><th>合計所得金額</th><th>軽減又は免除の割合</th></tr><tr><td>300万円以下</td><td>全 額</td></tr><tr><td>400万円以下</td><td>10分の8の額</td></tr><tr><td>550万円以下</td><td>10分の6の額</td></tr><tr><td>750万円以下</td><td>10分の4の額</td></tr><tr><td>750万円 超</td><td>10分の2の額</td></tr></table>	損害程度	減 免 割 合		合計所得金額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上	500万円以下	2分の1の額	全 額	750万円以下	4分の1の額	2分の1の額	750万円 超	8分の1の額	4分の1の額	合計所得金額	軽減又は免除の割合	300万円以下	全 額	400万円以下	10分の8の額	550万円以下	10分の6の額	750万円以下	10分の4の額	750万円 超	10分の2の額
損害程度	減 免 割 合																												
合計所得金額	10分の3以上 10分の5未満	10分の5以上																											
500万円以下	2分の1の額	全 額																											
750万円以下	4分の1の額	2分の1の額																											
750万円 超	8分の1の額	4分の1の額																											
合計所得金額	軽減又は免除の割合																												
300万円以下	全 額																												
400万円以下	10分の8の額																												
550万円以下	10分の6の額																												
750万円以下	10分の4の額																												
750万円 超	10分の2の額																												
法人の県民税の減免	○震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるものについては、法人の県民税を減免する。 (県税条例（以下「条例」という。）第33条第1項第1号)																												
法人の事業税の減免	○震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により甚大な被害を受けた法人のうち知事において必要があると認めるものについては、法人の事業税を減免する。 (条例第39条の6の2第1項)																												

区 分	現 況	参 考 事 項									
個人の事業税の減免	○自己の所有する事業用資産並びに自己又は自己と生計を一にする親族の所有する住宅又は家財について当該資産価格の2分の1以上の損害を受けた場合には、次の基準により、個人の事業税を減免する。(条例第39条の7) 1 事業用資産の場合 (1) 事業所得が500万円以下のとき…全額 (2) 事業所得が500万円を超え750万円以下のとき…10分の5の額 (3) 事業所得が750万円を超え1,000万円以下のとき…10分の3の額 2 住宅又は家財の場合 (1) 合計所得金額が500万円以下のとき…10分の5の額 (2) 合計所得金額が500万円を超え750万円以下のとき…10分の2.5の額 (3) 合計所得金額が750万円を超え1,000万円以下のとき…10分の1.5の額 ○災害の状況により上記の基準を超えて減免することができる場合もあること。(条例第39条の7ただし書)	○国税の取り扱い 所得税 災害被害者に対する租税の減免、徴収猶予等に関する法律(昭22年法律第175号) 第2条 災害により住宅又は家財について甚大な被害を受けた者で被害を受けた年分の合計所得金額1,000万円以下で、自己の所有にかかる住宅又は家財につき生じた損害金額がその住宅又は家財の価額の10分の5以上であるものについて次の区分により軽減し、又は免除する。 <table border="0"> <tr> <td>1</td> <td>合計所得金額が500万円以下のとき</td> <td>全 額</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>合計所得金額が750万円以下のとき</td> <td>10分の5の額</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>合計所得金額が750万円を超えるとき</td> <td>10分の2.5の額</td> </tr> </table> ○個人の事業税について、個人事業所得の計算上、被災たな卸資産、事業用固定資産等の損失の金額は控除する。(法第72条の49の12)	1	合計所得金額が500万円以下のとき	全 額	2	合計所得金額が750万円以下のとき	10分の5の額	3	合計所得金額が750万円を超えるとき	10分の2.5の額
1	合計所得金額が500万円以下のとき	全 額									
2	合計所得金額が750万円以下のとき	10分の5の額									
3	合計所得金額が750万円を超えるとき	10分の2.5の額									
不動産取得税の減免	○次に該当する不動産の取得に対しては、不動産取得税を減免する。(条例第40条の15) 1 天災その他の災害により、滅失又は損壊した不動産に代わるものと認める不動産の取得 2 取得した不動産が、その取得の日から1ヶ月以内に天災その他の災害により滅失又は損壊した場合における当該不動産の取得	○「代わるものと認める不動産」とは認定によることとなるが、この認定は次によることとし、減免する額は、滅失又は損壊した不動産の価格に税率を乗じた額とする。 1 滅失又は損壊した不動産が自己所有のものであること。 2 滅失又は損壊した日から3年以内に取得した不動産であること。 3 滅失又は損壊した不動産と被災者の生業等の実態から判断して代替性が認められる不動産であること。したがって、単に宅地には宅地、工場には工場という物理的な代替性のみにとらわれず判定する。									
自動車税種別割の減免	○ 知事は、次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、別に定める基準により種別割を減免する。(条例第69条の13) (1) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により損害を受けた自動車で、相当の修繕を要すると認められるもの	○「相当の修繕」の範囲は被害による修繕に要する費用が、災害直前の当該自動車の価額の15%以上のものをいう。 ○「別に定める基準」については次による。 1 年税率×修繕費/帳簿価格=減免額 2 減免予定額が当該自動車の年税率の50%を超える場合は年税率の50%を限度として減免する。 ○災害を受けた日以後に納期の末日が到来する自動車税について減免する。									

区 分	現 況	参 考 事 項
自動車税環境性能割の減免	○次の各号のいずれかに該当する自動車に対しては、別に定める基準により環境性能割を減免する。 (条例第69条の5) (5) 震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失し、又は損壊した自動車に代わるべきものと知事が認める自動車 (6) 取得した自動車とその取得の日から1月以内に震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により滅失した場合における当該自動車	○「代わるべきものと認める自動車」とは認定によることとなるが、この認定は次の要件をすべて満たすものとし、減免する額は、被災自動車の災害直前の価額に税率を乗じた額とする。 - 被災自動車に係る抹消登録等が災害がやんだ日から3月以内に行われていること。 - 災害がやんだ日から3月以内に取得した自動車であること。 - 被災自動車の用途と代替自動車の用途が同一であることを原則とするが、被災者の生業又は事業の実態等から判断して代替性が認められる自動車であること。
鉱区税の減免	○災害により事業の用に供する固定資産についてその価格の10分の5以上の損害を受けた納税者に対し、知事が定める基準によって当該年度分の鉱区税を減免する。(条例第78条)	
固定資産税の減免	○天災その他の災害により、著しく価値を減じた大規模な償却資産のうち、知事において必要があると認めるものについては、その所有者に対して課する固定資産税を減免する。(条例第97条)	
軽油引取税の減免	○知事は震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、自己の保有に係る軽油引取税の課税対象となつた軽油につき滅失その他これに類する損害を受けた納税者に対しては、当該軽油引取税のうち損害を受けた軽油に係る税を減免する。(条例第55条の22)	
軽油引取税の納入義務の免除	○特別徴収義務者が徴収した税を失ったことについて、天災その他避けることのできない理由(震災、風水害、落雷、火災、爆発物等による破壊等)があるものと認める場合においては、その状況により還付し、又は納入の義務を免除する。(法第144条の30)	
狩猟税の減免	○震災、風水害、落雷、火災その他これらに類する災害により、被害を受けた者のうち、知事において必要があると認めるものについては、狩猟税を減免する。 (条例第142条の4第1項)	
県税の徴収猶予	1 県税の全税目について、すでに確定している未納税額に対し、1か年間の徴収	○納税者又は特別徴収義務者がその財産について災害を受けたときは、その納税者又は特別徴収義務者の申請に

区 分	現 況	参 考 事 項
	猶予と猶予期間中の延滞金を免除する。 2 前項の徴収猶予期間は、状況により1年間延長することができる。(法第15条)	よって、徴収金を納付し、又は納入することができないと認められる金額を限度として徴収猶予する。
県税の納期限の延長	○納税者又は特別徴収義務者が、災害を受け申告、申請、請求等の書類の提出（不服申立てに関するものを除く。）又は納付、納入に関する期限までに申告等を行うことができないと認められるときは、申告等の期限を延長する。(条例第11条)	

資料23-5 災害復旧用材の調達供給フロー



資料 24-1 被害農林漁業者等に対する融資制度

平成 23 年 10 月 1 日現在

資金種類	資金使途	貸付対象者	利率 (年利%)	償還期限 (年)	貸付限度額 (万円)
経営資金	種苗、肥料、飼料、薬剤、農機具(購入価格が 12 万円以下のもの)、家畜、しいたけほだ木、稚魚、餌料等の購入資金その他農林漁業経営に必要な資金	市町村長の認定を受けた被害農林漁業者	特別被害 3.0%以内 一般 5.5%以内 ～ 6.5%以内	3～6 (4～7)	一般農業者 個人 200 (250) 法人 2,000 (2,000) 果樹栽培者又は家畜等飼養者 個人 500 (600) 法人 2,500 (2,500) 林業者 個人 200 (250) 法人 2,000 (2,000) 一般漁業者 個人 200 (250) 法人 2,000 (2,000)
事業資金	災害を受けたため必要となった事業運営資金	被害組合	6.5%以内	3	単協 2,500(5,000) 連合会 5,000(7,500)

注 1 () 内は激甚災害法適用の場合

注 2 被害農林漁業者は次の基準によって被害認定を受ける。

A 被害農業者

$\frac{30 \text{ (減収量)}}{100 \text{ (平年収穫量)}}$ 以上で、かつ、 $\frac{10 \text{ [50] (損失額)}}{100 \text{ [100] (平年農業総収入額)}}$ 以上

樹体被害の場合は

$\frac{30 \text{ [50] (損失額)}}{100 \text{ [100] (被害時価格)}}$ 以上

B 被害林業及び漁業者

$\frac{10 \text{ [50] (損失額)}}{100 \text{ [100] (平年林業(漁業)総収入額)}}$ 以上、又は

$\frac{50 \text{ [70] (施設損失額)}}{100 \text{ [100] (被害時価格)}}$ 以上

[] 内は特別被害の場合

注 3 貸付利率は、上記利率の範囲内で災害の都度別に定められる。

資料24-2 中小企業者等に対する融資制度

産業労働部

中小企業融資制度資金

(令和2年4月1日現在)

資金名	融資対象	資金使途	貸付限度額	貸付利率	貸付期間
中小企業振興資金 (一般)	経営の安定又は合理化のための資金を要する中小企業者等	設備資金	1億円	年2.1% (1年以内 年1.8%)	10年以内 (建物等20年以内)
		運転資金	5,000万円		7年以内
経営健全化支援資金 (災害対策)	災害により被災し、市町村長等の罹災証明書等を受けた中小企業者等	設備資金	6,000万円	年1.1%	10年以内 (建物等15年以内)
		運転資金	8,000万円		7年以内

※中小企業振興資金については、信用保証料(2.20%以下)が別途必要です。

※経営健全化支援資金(災害対策)については、信用保証料(0.44%以下)が別途必要になる場合があります。

※上記のほか災害の影響を受けた中小企業者を「経営健全化支援資金(経営安定対策・特別経営安定対策)」により支援する場合があります。

資料 25

外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした 避難場所での生活環境整備に関するガイドライン

平成 26 年 3 月

長野県

外国籍県民及び外国人旅行者を対象とした 避難場所での生活環境整備に関するガイドライン

1 目 的

このガイドラインは、長野県地域防災計画の規定に基づき、要配慮者のうち外国籍県民及び外国人旅行者の被災者を対象とした、多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援などの避難場所での生活環境整備の際に必要な基本的な事項を示し、迅速かつ適切に応急活動を行うことを目的とする。

2 用語の意義

このガイドラインにおいて、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

ア 外国人被災者 外国籍県民及び外国人旅行者の被災者をいう。

イ 災害多言語支援センター 外国人被災者に迅速かつ適切に応急活動を行うために、外国人被災者を対象とした多言語による情報の提供や避難所への巡回による支援などを行う組織をいう。

3 災害多言語支援センターの設置

(1) 外国人被災者に迅速かつ適切に応急活動を行うために、災害多言語支援センター（以下、「センター」という。）を設置する。

(2) センターの設置主体及び時期については、次のとおりとする。

ア 設置し運営する主体は、原則として避難所を設置した市町村とする。

イ 被災の状況により、市町村では設置できない場合又は複数の市町村が被災した場合などは、市町村に代わり、県が必要に応じて設置することができる。

ウ 設置する時期は、避難所が設置された際、外国人被災者の状況を市町村が把握し、必要と認めた場合に速やかに行うこととする。

エ 県及び市町村におけるセンターの設置及び運営に係る事務の分掌は、県及び市町村の災害対策本部の組織に関する規定による。

4 センターの基本方針

センターは、次の基本方針により運営する。

ア 県及び市町村の災害対策本部室と連携を密に行うこと。

イ 外国人被災者が必要な情報を得ることができるよう多言語での情報の提供に努めること。

ウ 多文化共生に配慮した情報の提供や被災者の支援に努めること。

エ 外国人被災者のプライバシーに配慮した情報の提供を行うよう努めること。

オ 県、市町村並びに県及び市町村の社会福祉協議会並びに公益財団法人長野県国際化協会（以下、「社会福祉協議会等」という。）が相互に連携し、協力して運営できるよう努めること。

カ この基本方針に基づき、県、市町村及び社会福祉協議会等は、センターを設置したときは、初めにセンターの運営の方法について協議すること。

5 センターの設置及び運営の体制

センターは、4に規定するセンターの基本方針に規定により、次の運営の体制により応急活動を行う。

ア センターの設置及び運営

(ア) 市町村が指定した施設にセンターを設置する。センターは、長野県地域防災計画の規定に基づき、県及び市町村の社会福祉協議会が設置するボランティアセンターや関係する機関との連携が可能で、外国人被災者がアクセスしやすい施設とする。

(イ) 県は、市町村が運営するセンターの支援を行う。

(ウ) センターの運営に必要となる人員、翻訳・通訳の体制、資機材等は、センターを設置する市町村が確保に努め、県は必要に応じた支援を行う。

その際、ボランティアの受入れ等については、県及び市町村の社会福祉協議会等に支援を依頼し、翻訳及び通訳者の確保については、公益財団法人長野県国際化協会等に支援を依頼する。

イ センターの組織

(ア) 県、市町村及び社会福祉協議会等が協議して、センターの組織を編成する。

(イ) センターには、責任者を置き、センターの組織と業務の内容は、下表のとおりとする。

区分	業務の内容
センター長	災害対策本部、ボランティアセンター等との協議、マスコミ対応
総務班	資機材の確保、ボランティアの受入れ、センターの広報
情報収集班	被災者の把握（指定外避難所や避難していない外国人被災者を含む）、巡回ルート作成
情報提供班	避難所の掲示物の翻訳、多言語化、電話による相談、放送事業者用の原稿作成
巡回班	避難所等の巡回による支援、状況の把握

(ウ) 各班には班長及び副班長を置き、班長（班長が不在の時は副班長）の指示で行動すること。

(エ) 避難所の巡回は、各班が協力して巡回班を編成すること。

6 センターの業務

センターは、次に掲げる業務を基本として行う。

ア センターの広報

センターの設置及び活動について、幅広い媒体により広報を行う。

イ 外国人被災者への多言語による情報提供

外国人被災者の母語及びやさしい日本語を基本とし、情報の提供を行う。翻訳等に当たっては必ず情報の優先すべき順位を考慮すること。

ウ 避難所への多言語による情報の提供

避難所内の設備名や生活ルールのほか、災害対策本部の情報を適宜、翻訳し、避難所における多言語による情報の掲示を行う。

エ 避難所の巡回による外国人被災者への対応

個別の相談やニーズに対応するため、必要に応じ、避難所の巡回を行い、多言語による情報の提供を行うとともに、外国人被災者に個別に対応する。

オ ラジオ等による多言語の音声による情報の提供

ラジオやテレビなどの媒体を活用し、多言語の音声による情報の提供を行う。

カ センター業務を行うボランティアの受入れ

社会福祉協議会等の協力により、必要となるボランティアをスタッフとして受入れ、切れ目ないセンター業務に努める。

キ 電話による相談への対応

多言語に対応した電話による相談の窓口を設置し、電話による相談に応じる。

ク 外国人被災者の把握

必要に応じ、外国人被災者が避難する避難所や、外国人被災者の避難の状況の把握に努める。

7 センターの業務の留意事項

センターは、次の事項に留意して業務を行う。

ア 情報の管理

センターの業務を遂行するに当たり、業務の内容や相談の内容を別に示す様式等を参考に記録し、個人情報を含めた情報の管理を行うこと。

イ 個別の対応

必要に応じ、関係する専門の機関へ照会するなど、個別の案件に即して適切な対応を行うこと。

ウ 運営の管理

センターの責任者は、センターの業務が適切に行われるよう、適宜センター内でミーティングを行うとともに、スタッフの体調の管理に留意すること。

エ ボランティアセンターとの連携

避難所の巡回、外国人被災者への情報の提供に用いる多言語によるチラシ配布、外国人をはじめとした被災者の情報の共有等において、効率的な支援ができるようそれぞれの役割を踏まえ、連携すること。

8 訓練の実施

センターの設置及び運営に当たっては、県、市町村、県及び市町村の社会福祉協議会、公益財団法人長野県国際化協会などの国際交流関係団体の連携が不可欠であることから、県及び市町村は、センターの設置及び運営に係る訓練を定期的の実施するよう努めること。

9 災害対策本部における事務分掌との関係

県及び市町村にあつては、災害時は、各災害対策本部の組織に関する規定に基づき、事務が分掌されるので、日頃から外国人被災者の避難場所での生活環境整備について所掌する部署に関する情報を共有し、連携に努めること。

ボランティア受付簿(初回)

氏名 (ふりがな)	生年月日	性別	住所	電話番号	(携帯電話以外の連絡先) 緊急連絡先	ボランティア 保険	備考 (所属先・長期可能等)
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	
	S・H 年 月 日	男 女	〒 都・道 府・県 市 郡	() -		☐ 加入済 ☐ 未加入 ☐ 公務等	

氏 名	男・女		
国 籍		言 語	
日本語	よくできる ・ 少しできる ・ できない		
家 族			
勤務先			
居住地			
連絡先			

避難先履歷

留意事項

申し込み事項

災害多言語支援センター	巡回レポート	避難所名	
-------------	--------	------	--

日付 月 日 巡回者
 時間 : ~ :

外籍居民

国籍			男 名	女 名
国	籍			
言	語			
国	籍		男	女
言	語		名	名
国	籍		男	女
言	語		名	名
国	籍		男	女
言	語		名	名
国	籍		男	女
言	語		名	名

避難所見取り図と外国籍住民の位置

[illegible][illegible]

留意事項	

避難所別外国人避難者一覽表

避難所名 _____

区分	氏名	国籍	年齢	性別	言語	家族構成	避難状況
1				男・女			
2				男・女			
3				男・女			
4				男・女			
5				男・女			
6				男・女			
7				男・女			
8				男・女			
9				男・女			
10				男・女			
11				男・女			
12				男・女			
13				男・女			
14				男・女			
15				男・女			
16				男・女			
17				男・女			
18				男・女			
19				男・女			
20				男・女			

多言語シートのサンプル

メッセージ番号 S065

作成年月日： 年 月 日

靴をここで脱いでください。

やさしい日本語

くつを ここで ぬいでください。

中国語（繁体字）

請在此脫鞋。



中国語（简体字）

請在此脫鞋。

韓国・朝鮮語

여기서 신발을 벗어 주십시오.

連絡先：

住所

電話

FAX

メッセージ番号 S065

作成年月日： 年 月 日

くつ
靴をここで脱いでください。
ぬ

英語

Please take off your shoes here.

ポルトガル語

Tire os sapatos neste local.

スペイン語

Quítense los zapatos aquí.

タガログ語

Hubarin ang sapatos dito.

連絡先：

住所

電話

FAX

資料 26-1 国の地震防災に関する法律体系

災害全般への対策の基本	全国における地震対策	直前予知を前提とした大規模地震対策	東南海・南海地震対策 日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策
観測体制	災害対策基本法 (S36) ・防災組織 ・防災計画 ・災害予防 ・災害応急対策 ・災害復旧 等	大規模地震対策特別措置法 (S53) 地震予知に資するための観測・測量体制の強化等	・東南海・南海地震に係る地震防災対策の推進に関する特措法 (H14) ・日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震に係る地震防災対策に関する特措法 (H16) ・観測、測量施設等の整備
応急対策 特別な		警戒宣言後の住民避難や各機関の応急対策活動、防災施設の整備をあらかじめ計画 直前予知を前提とした警戒避難体制	・防災施設の整備、津波からの円滑な避難等をあらかじめ計画
整備の支援 防災施設		地震防災対策特別措置法 (H7) ・避難地、避難路、消防用施設等 28 施設等の整備を計画的に推進 ・うち 7 施設等の事業について国庫補助率の嵩上げ	地震財特法 (S55) ・避難地、避難路、消防用施設等 17 施設等の整備を計画的に推進 ・うち 3 施設等の事業について国庫補助率の嵩上げ
調査研究体制		・地震調査研究推進本部の設置 ・地震に関する観測、測量、調査、研究の推進	

資料 26-2 県有施設の耐震対策要綱

1 基本方針

大規模地震発生の際に機能を果たすべき県有施設を、新築、建て替え又は耐震改修する場合においては、施設の役割を考慮し、以下により耐震性の向上を図る。

2 施設の建築及び耐震改修計画上における耐震安全性の確保

大規模地震発生の際に重要な機能を果たすべき県有施設を分類し、施設が持つべき耐震安全性の基準を定め、県有施設の新築、建て替え又は耐震改修に当たっては当該基準により施設を整備する。

施設の分類及び耐震安全性の目標は、「官庁施設の総合耐震・対津波計画基準」（平成 25 年 3 月 29 日国営計第 126 号、国営整第 198 号、国営設第 135 号）に準拠し、構造体に関する基準は次のとおりとする。

なお、施設の位置の選定、配置及び規模など構造体に関する基準以外についても、「官庁施設の総合耐震計画基準」に準拠するものとする。

表 1 施設の分類及び構造体に関する耐震安全性の基準

分 類		当 該 施 設	耐震安全性の基準	重要度 係数※ 1
災害時に重要な機能を果たすべき施設	災害応急対策の指揮、情報伝達活動等を行う施設	県庁、警察本部、合同庁舎、保健所、建設事務所、砂防事務所、警察署、機動隊、機動センター、交番、駐在所、交通機動隊分駐隊、無線施設、航空隊庁舎、ダム管理事務所、下水道建設事務所、水道・ガス・発電管理事務所	大規模地震発生後、構造体の補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え十分な機能確保を図る。	1.5 ※ 2
	救急医療活動を行う施設	総合リハビリテーションセンター		
	避難施設 生徒の応急教育施設	学校校舎・体育館	大規模地震発生後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加え機能確保を図る。	1.25 ※ 3 ※ 4
	災害時要援護音のための施設	社会福祉施設		
	多数の者が利用する施設	図書館、社会教育施設、体育館、美術館、交通安全センター、勤労者福祉センター、文化施設		
その他の施設		上記以外の施設	大規模地震発生時に人命の安全確保を図る。	1.0

※ 1 重要度係数：地震に対する構造体の耐力を確保するために設計において乗ずる係数

※ 2 拠点として機能すべき施設以外は 1.25、倉庫等の付属棟は 1.0 を適用する。

※ 3 主要な施設以外は 1.0 を適用する。

※ 4 多数の者が利用する施設（文化施設を除く）を耐震改修する場合は 1.0 を適用する。

※ 5 建築非構造部材（外壁タイル、窓ガラス、天井材、間仕切り壁等）及び建築設備（照明器具、通信機器、配管類、空調機器、受水槽等）に係る耐力は、重要度係数を勘案した強度及び性能とする。

3 表 1 に該当しない施設の基準の適用については、被災後に維持すべき機能を勘案し、必要に応じて個々に、建築基準法で定める耐震性能を割り増しすることを妨げない。

附 則

この要綱は、平成 14 年 12 月 11 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 28 年 3 月 25 日から施行する。

資料26-3 地震の観測施設一覧

R4.7.27現在

〈公式発表可能なものに限る〉

(1) 長野県の地震観測所一覧

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	箇所数
気象庁	○	○	○	○	18
東京大学地震研究所	○			○	30
名古屋大学	○				7
防災科学技術研究所	○		○	○	57
長野県			○	○	100
市町村			○	○	3
合 計					215

(2) 気象庁

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
長野市松代	○	○	○	○	長野市松代町(松代地震観測所)
長野市箱清水			○	○	長野市箱清水(長野地方気象台)
飯田市高羽町			○	○	飯田市高羽町(飯田特別地域気象観測所)
松本市沢村			○	○	松本市沢村(松本特別地域気象観測所)
軽井沢町追分			○	○	軽井沢町追分(軽井沢特別地域気象観測所)
諏訪市湖岸通り			○	○	諏訪市湖岸通り(諏訪特別地域気象観測所)
筑北村坂井			○	○	筑北村坂井(筑北村坂井総合支所)
長野坂井	○			○	筑北村坂井(長野坂井観測局)
伊那市高遠町荊口	○		○	○	伊那市高遠町荊口(長野高遠観測局)
泰阜村梨久保	○		○	○	泰阜村梨久保(長野泰阜観測局)
上田市築地			○	○	上田市築地(上田古戦場公園)
大町市役所			○	○	大町市大町
佐久市下小田切			○	○	佐久市下小田切(佐久市臼田老人福祉センター横)
辰野町中央			○	○	辰野町中央(辰野町役場)
飯島町飯島			○	○	飯島町飯島(飯島町役場)
安曇野市穂高支所			○	○	安曇野市穂高
山ノ内町平穏			○	○	山ノ内町平穏(山ノ内町役場)
売木岩倉		○			売木村

(3) 大学関係

東京大学地震研究所

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
大峰	○				長野市箱清水
保科	○				長野市若穂保科
松川	○				松川村城山
朝日	○				朝日村吉見
戸隠	○				長野市戸隠
大鹿	○				大鹿村鹿塩
松本神田 以下24箇所				○	

名古屋大学

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
牧尾	○				木曽郡木曽町三岳
中の湯	○				木曽郡木曽町三岳
開田高原	○				木曽郡木曽町開田
一ノ瀬	○				木曽郡王滝村
王滝の湯	○				木曽郡王滝村
高根	○				木曽郡王滝村
三浦ダム	○				木曽郡王滝村

(4)防災科学技術研究所

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
大町市大町図書館			○	○	大町市大町
駒ヶ根市赤須町			○	○	駒ヶ根市赤須町(駒ヶ根市役所)
飯山市飯山福寿町			○	○	飯山市飯山福寿町(飯山市役所)
信濃町柏原東裏			○	○	信濃町柏原東裏(信濃町役場)
山ノ内町消防署			○	○	山ノ内町平穏
長野市鶴賀緑町			○	○	長野市鶴賀緑町(長野市役所)
白馬村北城			○	○	白馬村北城(白馬村役場)
千曲市杭瀬下 ※			○	○	千曲市杭瀬下(千曲市役所)
上田市大手			○	○	上田市大手(上田市第二中学校)
安曇野市穂高福祉センター			○	○	安曇野市穂高
小諸市小諸消防署			○	○	小諸市甲
長和町古町			○	○	長和町古町(依田窪南部消防署)
松本市美須々			○	○	松本市美須々(松本市総合体育館)
松本市安曇			○	○	松本市安曇(安曇支所)
小海町豊里			○	○	小海町豊里(小海町役場)
塩尻市櫛川保育園			○	○	塩尻市木曽平沢
諏訪市高島 ※			○	○	諏訪市高島(諏訪市役所)
富士見町落合 ※			○	○	富士見町落合(富士見町役場)
王滝村鈴ヶ沢			○	○	王滝村
木曽町新開			○	○	木曽町新開(木曽福島強震観測施設)
伊那市下新田			○	○	伊那市下新田(伊那市役所)
南木曽町読書小学校			○	○	南木曽町読書
大鹿村大河原			○	○	大鹿村大河原(大鹿村役場)
飯田市上郷黒田			○	○	飯田市上郷黒田(下黒田配水池付近)
天龍村清水			○	○	天龍村平岡
戸隠 以下32箇所	○			○	

※印地点の震度情報は、気象庁発表の対象となっていない。

(5)長野県

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
長野市大岡			○	○	大岡支所
長野市豊野町豊野(計画停止中)			○	○	豊野支所
長野市戸隠			○	○	戸隠支所
長野市鬼無里			○	○	鬼無里支所
長野市信州新町新町(計画停止中)			○	○	信州新町支所
長野市中条			○	○	中条支所
松本市丸の内			○	○	松本市役所
松本市会田			○	○	四賀支所
松本市奈川			○	○	奈川支所
松本市梓川梓			○	○	梓川支所
松本市波田			○	○	波田支所
上田市上丸子			○	○	丸子地域自治センター
上田市真田町長			○	○	真田消防署
上田市下武石			○	○	武石地域自治センター
岡谷市幸町			○	○	岡谷市保健センター
飯田市大久保町			○	○	飯田市役所
飯田市上村			○	○	上村自治振興センター
飯田市南信濃			○	○	南信濃自治振興センター
諏訪市高島			○	○	諏訪市役所
須坂市須坂			○	○	須坂市役所
小諸市文化センター			○	○	小諸市文化センター
伊那市高遠町西高遠			○	○	高遠町総合支所
伊那市長谷溝口(計画停止中)			○	○	長谷総合支所
中野市三好町			○	○	中野市役所
中野市豊津			○	○	豊田支所
大町市八坂			○	○	八坂支所
茅野市葛井公園			○	○	茅野市葛井公園
塩尻市広丘高出			○	○	塩尻消防署

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
塩尻市木曾平沢(計画停止中)			○	○	旧檜川支所
佐久市中込			○	○	佐久市保健センター
佐久市臼田			○	○	臼田総合福祉センター
佐久市望月			○	○	望月支所
佐久市甲			○	○	浅科支所
千曲市杭瀬下			○	○	千曲市役所
千曲市上山田温泉			○	○	旧上山田庁舎
千曲市戸倉			○	○	旧戸倉庁舎
東御市県			○	○	東御消防署
東御市大日向			○	○	北御牧総合支所
安曇野市豊科			○	○	豊科交流学习センター
安曇野市明科			○	○	明科支所
安曇野市三郷			○	○	三郷支所
安曇野市堀金			○	○	堀金支所
佐久穂町高野町			○	○	佐久穂町役場
長野川上村大深山			○	○	川上村役場
長野南牧村海ノ口			○	○	南牧村役場
南相木村見上			○	○	南相木村役場
北相木村役場			○	○	北相木村役場
軽井沢町長倉			○	○	軽井沢町役場
御代田町役場			○	○	御代田町役場
立科町芦田			○	○	立科町役場
長和町和田			○	○	和田支所
青木村田沢青木			○	○	青木村役場
下諏訪町役場			○	○	下諏訪町役場
富士見町落合			○	○	富士見町役場
原村役場			○	○	原村役場
箕輪町中箕輪			○	○	箕輪町役場
南箕輪村役場			○	○	南箕輪村役場
中川村大草			○	○	中川村役場
宮田村役場			○	○	宮田村役場
松川町元大島			○	○	松川町役場
長野高森町下市田			○	○	高森町役場
阿南町東条			○	○	阿南町役場
阿智村駒場			○	○	阿智村コミュニティ館
阿智村清内路			○	○	旧清内路振興室
阿智村浪合			○	○	浪合振興室
平谷村役場			○	○	平谷村役場
根羽村役場			○	○	根羽村役場
下條村睦沢			○	○	下條村役場
売木村役場			○	○	売木村役場
天龍村平岡			○	○	天龍村役場
泰阜村役場			○	○	泰阜村役場
喬木村役場			○	○	喬木村役場
豊丘村神稲			○	○	豊丘村役場
上松町役場			○	○	上松町役場
南木曽町役場			○	○	南木曽町役場
木曽町福島			○	○	木曽福島保健センター
木曽町日義			○	○	日義支所
木曽町開田高原西野			○	○	開田支所
木曽町三岳			○	○	三岳支所
木祖村藪原			○	○	木祖村役場
王滝村役場			○	○	王滝村役場
大桑村長野			○	○	大桑村役場
麻績村麻			○	○	麻績村役場
生坂村役場			○	○	生坂村役場
山形村役場			○	○	山形村役場
朝日村役場			○	○	朝日村役場

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
筑北村坂北			○	○	筑北村坂北支所
筑北村西条			○	○	筑北村役場
長野池田町池田			○	○	池田町役場
松川村役場			○	○	松川村役場
小谷村中小谷			○	○	小谷村役場
坂城町坂城			○	○	坂城町役場
小布施町小布施			○	○	小布施町役場
長野高山村高井			○	○	高山村役場
木島平村往郷			○	○	木島平村役場
野沢温泉村豊郷			○	○	野沢温泉村役場
飯綱町牟礼(計画停止中)			○	○	飯綱町役場
飯綱町芋川			○	○	りんごパークセンター
小川村高府			○	○	小川村役場
栄村北信			○	○	栄村役場

(6)市町村

松本市

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
松本市寿			○	○	松本市寿公民館

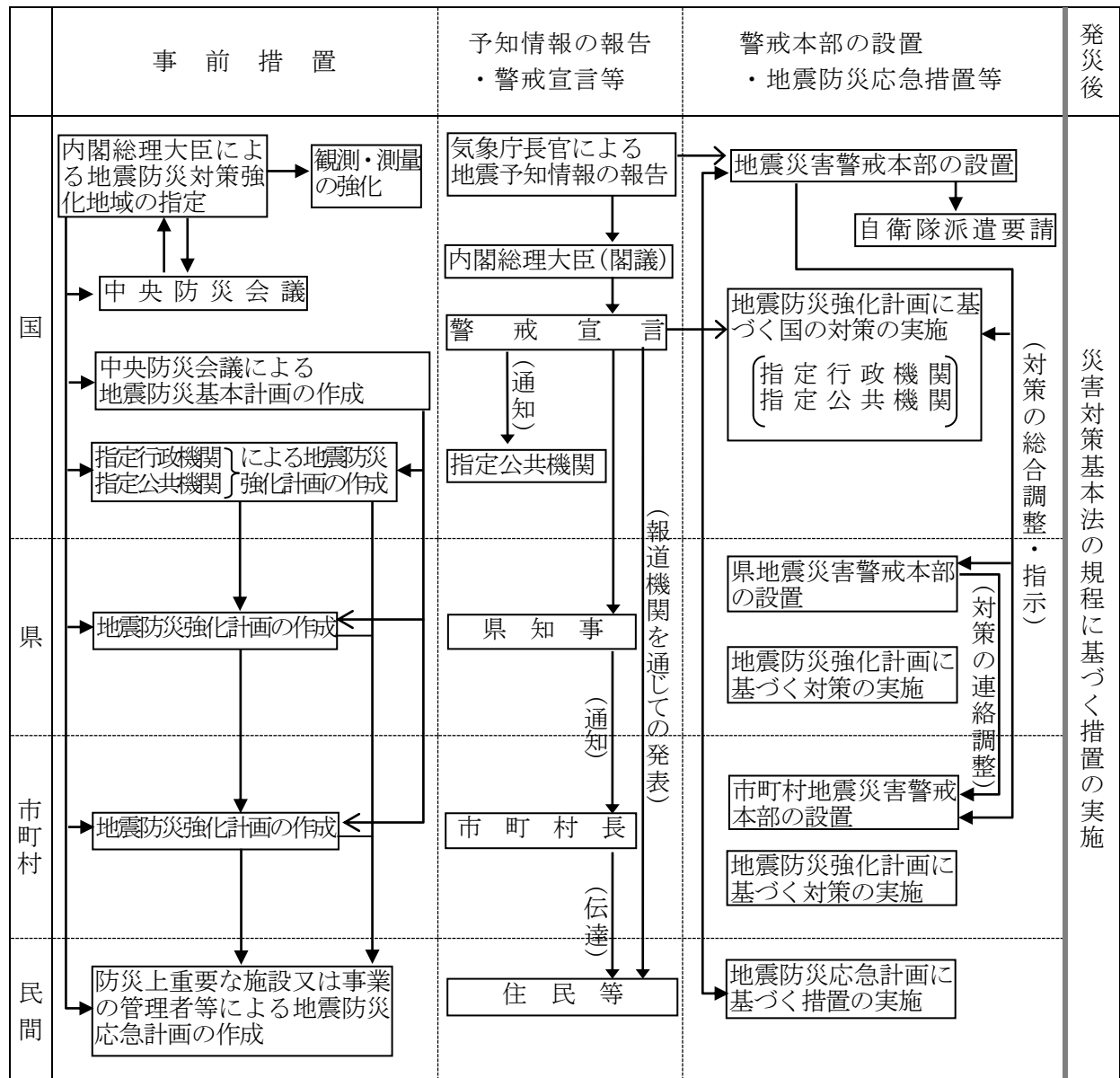
大町市

観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
大町市美麻			○	○	ぽかぽかランド美麻

栄村

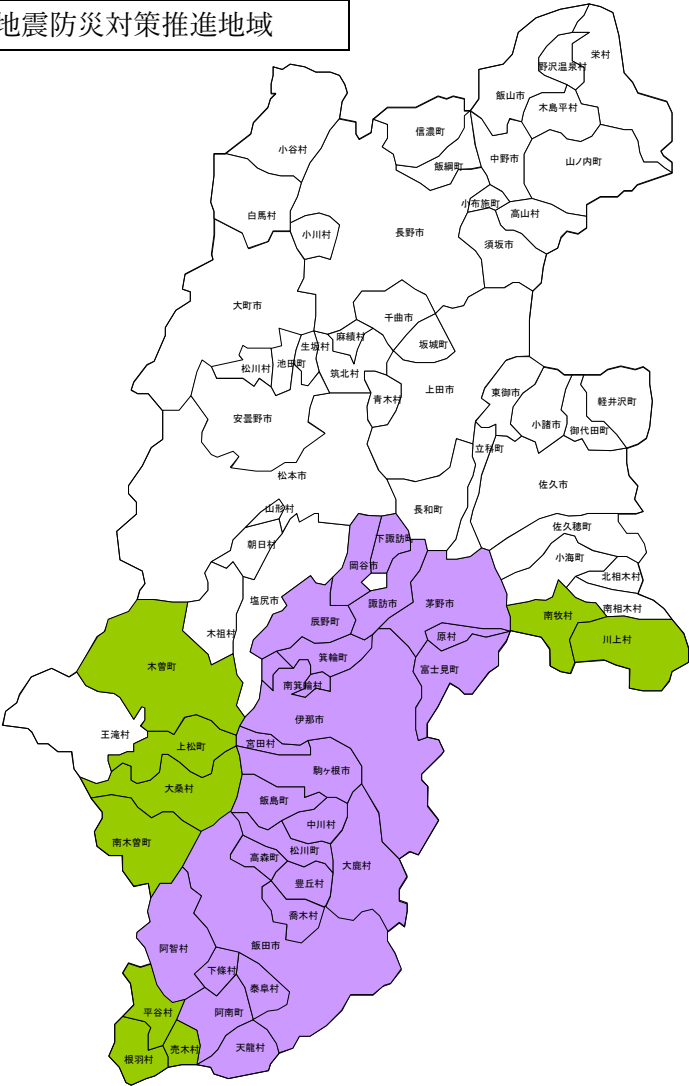
観測点名	地震観測	地殻変動観測	震度観測	強震観測	所在地
栄村小赤沢			○	○	秋山郷総合センター

資料 26-4 大規模地震対策特別措置法による主な措置



資料 26－5 東海地震に係る地震防災対策強化地域及び南海トラフ地震防災対策推進地域

凡 例	
	東海地震に係る地震防災対策強化地域
	南海トラフ地震防災対策推進地域



	市町村名
東海地震に係る地震防災対策強化地域	岡谷市、飯田市、諏訪市、伊那市、駒ヶ根市、茅野市、下諏訪町、富士見町、原村、辰野町、箕輪町、飯島町、南箕輪村、中川村、宮田村、松川町、高森町、阿南町、阿智村、下條村、天龍村、泰阜村、喬木村、豊丘村、大鹿村
南海トラフ地震防災対策推進地域	上記「東海地震防災対策強化地域」に加え 川上村、南牧村、平谷村、根羽村、売木村、上松町、南木曾町、大桑村、木曾町

資料26-6 「東海地震に関連する情報」に対応する県の活動体制

危険度	東海地震関連情報		県地域防災計画に規定する対応	
	名称	発信基準等	主な防災対策活動	配備
	東海地震に関連する調査情報（臨時）	○観測データに通常とは異なる変化が観測された場合	①連絡要員の確保 ②情報収集	警戒二次相当
				
	東海地震注意情報	○東海地震の前兆現象である可能性が高まった場合 ○政府が準備行動を行う旨の意思決定を行った場合（【判定会の開催】を明記し発表）	①地震注意情報等の収集・伝達・防災対応等に関する広報 ○住民に対する適切な広報 ②地震災害警戒本部設置準備 ③地震防災応急対策の準備 ○警戒宣言時の対応確認 ○地震防災応急対策上必要な部隊の派遣・受入準備、物資、資機材等の確認 ○管理施設の緊急点検 ○県立学校の児童・生徒の引渡し等安全確保 等	全職員
				
	東海地震予知情報	○警戒宣言発令 ○東海地震が発生するおそれがあると認められた場合	①地震災害警戒本部の設置 ①地震予知情報等の収集・伝達 ②防災関係機関等の対策状況の収集・国への報告 ③地震防災応急対策の実施・総合調整 ④広域的応急対策の実施	全職員
				
	発災		①地震災害対策本部の設置 ②応急対策活動	全職員

資料26-7 警戒宣言時の対応一覧

	強化地域内において共通してとられる対応		強化計画や応急計画等の具体的対応例
	地震防災基本計画の対応	各省庁の通知等の対応	
避難	○避難指示等の対象となるべきがけ地崩壊危険地域等の範囲(避難対象地区)を明示 ○指定された避難地に速やかに避難(車両避難は、山間部等必要最小限で可能) ○災害時要援護者への支援		○避難対象者があらかじめ指定されている避難地へ避難
ライフライン	○飲料水：供給継続 ○電気：供給継続 ○ガス：供給継続	○大規模地震対策特別措置法に基づく水道事業等に係る地震防災応急計画について ・緊急貯水を実施	○飲料水：供給継続 ○電気：供給継続 ○ガス：供給継続
電話	○利用制限等の措置等、通信確保措置の内容を明示する	○日本電信電話株式会社防災業務計画 ・通信の利用制限等の措置 ・地震防災広報 ・災害時における災害対策用資機材の整備	○一般の利用制限措置、利用者に対して協力要請 ○防災機関等の重要回線を確保するため、移動電源車等を確保 ○災害用伝言ダイヤル等の安否確認に必要な措置
J R、私鉄	○強化地域内への進入を制限 ○強化地域内は最寄りの安全な駅に停車	○大規模地震対策特別措置法に基づく鉄道事業者等の地震防災応急対策計画作成に対する指導について ・原則として最寄りの安全な駅その他の場所に停止させる	○強化地域内の在来線、新幹線ともに最寄りの安全な駅に停車 ○強化地域の周辺地域では、在来線で一部徐行運転 ○警戒宣言までは極力運行を継続
バス、タクシー	○運行上の措置を明示する	○大規模地震対策特別措置法に基づく地震防災応急対策計画について ・運行中止	○強化地域内での運行を中止
船舶	○運航上の措置を明示する		○津波の影響がある強化地域周辺海域で運行を中止
一般道路	○強化地域内での車の走行は極力抑制 ○強化地域内への流入を極力制限 ○強化地域外への流出は原則として制限なし		○強化地域内への流入を極力制限 ○強化地域外への流出は原則として制限なし ○強化地域内の主要道路では走行を極力抑制 ○強化地域内の避難路及び緊急輸送路では走行を禁止又は制限 ○強化地域周辺でも状況に応じて交通規制実施
高速道路	○強化地域内への流入を制		○強化地域内への流入を極

	強化地域内において共通してとられる対応		強化計画や応急計画等の具体的対応例
	地震防災基本計画の対応	各省庁の通知等の対応	
	限 ○強化地域内のインターチェンジからの流入を制限		力制限 ○強化地域外への流出は原則として制限なし ○強化地域内のインターチェンジからの流入を制限 ○強化地域周辺でも状況に応じて交通規制を実施
金融機関	○金融機関がとるべき措置について指導方針等を明示する ○キャッシュサービス等の営業継続	○日本郵政公社防災業務計画 ・業務停止。郵便貯全自動支払機等にあつては、機器の管理が可能な場合に限り、取扱いを行う ○金融庁事務ガイドライン ・業務停止。現全自動預払機等において払い戻しを継続	○窓口業務を停止、オンラインは稼働
百貨店	○安全性が確保されている場合、営業継続		○店舗の営業に必要な物資輸送の段階的な実施 ○耐震性の確保される店舗は、店舗の判断により営業継続
病院	○安全性が確保されている場合、診療継続	○医療機関における地震防災応急計画の作成について ・外来、入院患者に対する診療体制等の措置について定めておくこと ・発災後地域の負傷者の受入、治療を実施するために必要な人員等の整備について定めておくこと ・外来患者の診療は救急患者を除き中止する ・退院可能者及び帰宅希望者は、主治医の判断で帰宅	○外来診療を中止（救急患者を除く） ○入院患者のうち、帰宅希望者は家族等への引き渡し ○災害拠点病院については、傷病者の受入体制の確保、医薬品・医療用資機材等の提供
劇場	○安全性が確保されている場合、営業継続		○営業を停止し、客を外に誘導
学校、幼稚園	○保護の方法を具体的に明示する	○文部科学省防災業務計画・あらかじめ保護者の意見を聞いた上で実態に即して具体的に定める	○状況に応じて保護者に引き渡し ○帰宅、引き渡しが困難な場合には、避難地又は学校で保護 ○遠距離通学者等の帰宅確保対策として、警戒宣言前からの帰宅等の対応

資料 26-8 東海地震の地震防災対策強化地域に係る 屋内避難施設の選定及び安全確保のための指針

(平成 12 年 5 月 30 日 中央防災会議)

1 目的

東海地震の地震防災対策強化地域において警戒宣言が発せられたときに、市町村長は、避難勧告等を行うに当たって、「東海地震の地震防災対策強化地域に係る地震防災基本計画」(昭和 54 年 9 月 3 日中央防災会議決定)本文第 2 章第 1 節の 7 (2) ④に基づき、必要に応じて屋内避難を実施することができることとなっている。

この指針は、市町村長が屋内避難を実施するために使用する施設(以下「屋内避難施設」という。)をあらかじめ選定する際の基準及び屋内避難施設の安全確保のための基本的な事項を定めるものである。

2 基本的な考え方

市町村長が屋内避難施設をあらかじめ選定するに当たっては、次の(1)から(3)までの事項を考慮するとともに、東海地震が発生した場合に想定されている地震動に対して、現在の工学的知見等に基づく適正な技術的判断により、一定の安全性が確保されることを基本とする。

(1) 屋内避難の期間

屋内避難の期間は、警戒宣言が発せられてから東海地震が発生するまでのおおむね数日間を想定する。

(2) 屋内避難の対象者

屋内避難の対象者は、避難対象地域内の住民等のうち、原則として、老人、病人、子供等の災害弱者(社会福祉施設等で対応することとなっている者を除く。)及びこれらの者の介護等のために必要な付添い者等とする。

(3) 屋内避難施設の安全性の目標水準

屋内避難施設の安全性の目標水準は、地震が発生した場合に、構造体が倒壊又は崩壊することがなく、かつ、非構造部材及び設備機器等の損壊、移動、転倒又は落下等により人命の安全を損なうことがない水準とする。

3 屋内避難施設の選定

(1) 対象施設

市町村長は、警戒宣言が発せられたときの避難地として市町村があらかじめ指定したものの中にある施設のうち、主として、公立の体育館、公民館、学校その他の公的施設を屋内避難施設として選定するものとする。

(2) 立地条件

市町村長は、次の①及び②に掲げる立地条件を満たすことを確認した上で、屋内避難施設を選定するものとする。

① 周囲に空地が確保されているとともに、倒壊又は火災の危険性の高い建築物等が近接していないこと。

② 地盤の液状化が発生しないこと。ただし、地盤の液状化が発生する可能性のある場合には、地盤改良等の適切な対策が行われていること。

(3) 構造強度

市町村長は、次に従って、当該建築物がそれぞれの構造強度を満たすことを確認した上で、屋内避難施設を選定するものとする。なお、確認に当たっては、設計図書に加え、当該建築物の現状を調査するものとする。

① 昭和 56 年 6 月 1 日以降に建築された建築物

昭和 56 年 6 月 1 日改正以降の建築基準法施行令(昭和 25 年政令第 338 号)で定める基準を満たしかつ、用造係数(I)1.25 及び当該地域に予想される地震動レベルを考慮した地震力(別添解釈参照)に対して設計された建築物又はこれと同等の耐震設計基準により設計された建築物

ただし、プロティを有する建築物等構造的に整形ではない建築物又は経年劣化が進行している建築物については、②に掲げる構造強度を満たすことを確認するものとする。

② 昭和 56 年 6 月 1 日より前に建築された建築物

「特定建築物の耐震診断及び耐震改修に関する指針」(平成 7 年建設省告示第 2089 号)で定める各階の構造耐震指標(I_s)及び保有水平耐力に係る指標(q)を、用途係数(I)1.25 及び当該地域に予想される地震動レベルを考慮して算出(別添解釈参照)することにより、

「地震の震動及び衝撃に対して倒壊し、又は崩壊する危険性が低い」だけでなく、「大地震動後、構造体の大きな補修をすることなく建築物を使用できることを目標とし、人命の安全確保に加えて機能確保が図られている」程度の耐震性能があるものと判断された建築物又はこれと同等の耐震性能を有することが耐震診断により確認された建築物

(4) 非構造部材等の落下等に対する安全対策

市町村長は、避難施設の屋根、外壁、天井、内壁（間仕切を含む。）及び開口屈辱の非構造部材並びに照明及び情報関連機器等の設備機器を設計図書及び現況から個々に点検し、これらの損壊、移動、転倒又は落下等により人命の安全を損なうおそれがないこと、特に、出入口には直上に庇等の落下物対策が講じられていることを確認した上で、屋内避難施設を選定するものとする。

なお、当該施設内において、その一部の区域で非構造部材及び設備機器の落下等による危険性がある場合には、当該区域（以下「落下等の危険区域」という。）を原則として立入禁止等にした上で、屋内避難施設を選定することができるものとする。

また、損壊、移動、転倒又は落下等の可能性が高い非構造部材及び設備機器を別表に示す。

4 屋内避難施設管理規程の整備

市町村長は、屋内避難施設を選定に当たっては、施設の利用方法及び安全確保対策等について、あらかじめ施設管理者と協議するものとする。

市町村長は、この協議に基づき、非構造部材及び設備機器の落下及び火災発生等による危険性に対する対応並びに落下等の危険区域に係る対応等を内容とする「屋内避難施設管理規程」を施設ごとに整備するものとする。

施設管理者は、屋内避難施設の選定、維持及び運営等の面で、当該施設が安全かつ有効に活用できるよう市町村長に協力するものとする。

5 住民等への説明

(1) 住民等への普及、啓発

市町村は、日頃から、避難対象地域内の住民等に対して、屋内避難の趣旨及び対象者、屋内避難施設の耐震性及び当該施設について講じている対策等の内容について周知徹底するとともに、これらの理解を深めるための普及、啓発を行うものとする。

(2) 避難者に対する説明

屋内避難の実施に当たっては、市町村は避難者に対して、速やかに上記(1)の内容について説明するとともに、避難生活用資機材の状況を明らかにするものとする。

別表：損壊、移動、転倒又は落下等の可能性の高い非構造部材及び設備機器

部 位 等	非構造部材及び設備機器の損壊、移動、転倒又は落下等の例
屋 根 、 屋 上	水槽等の屋上設置機器の損壊、移動、転倒
外 壁	モルタル（タイル）仕上（ＲＣ下地）の落下 ラスシートモルタル（Ｓ下地）の落下
天 井	ボード張り吊り天井（Ｓ下地）の落下
内 壁 、 間 仕 切	モルタル仕上（ＲＣ下地）の剥落 石膏ボード仕上間仕切の移動、転倒
開 口 部	はめころしパテ止めガラスの破損
照 明	吊下型照明（パイプ・チェーン・コード吊）、天井付照明等の落下
情 報 関 連 機 器 （スピーカー、テレビ）	壁付型、棚置き型、吊り下げ型の落下
そ の 他	目視により危険性があると思われるもの

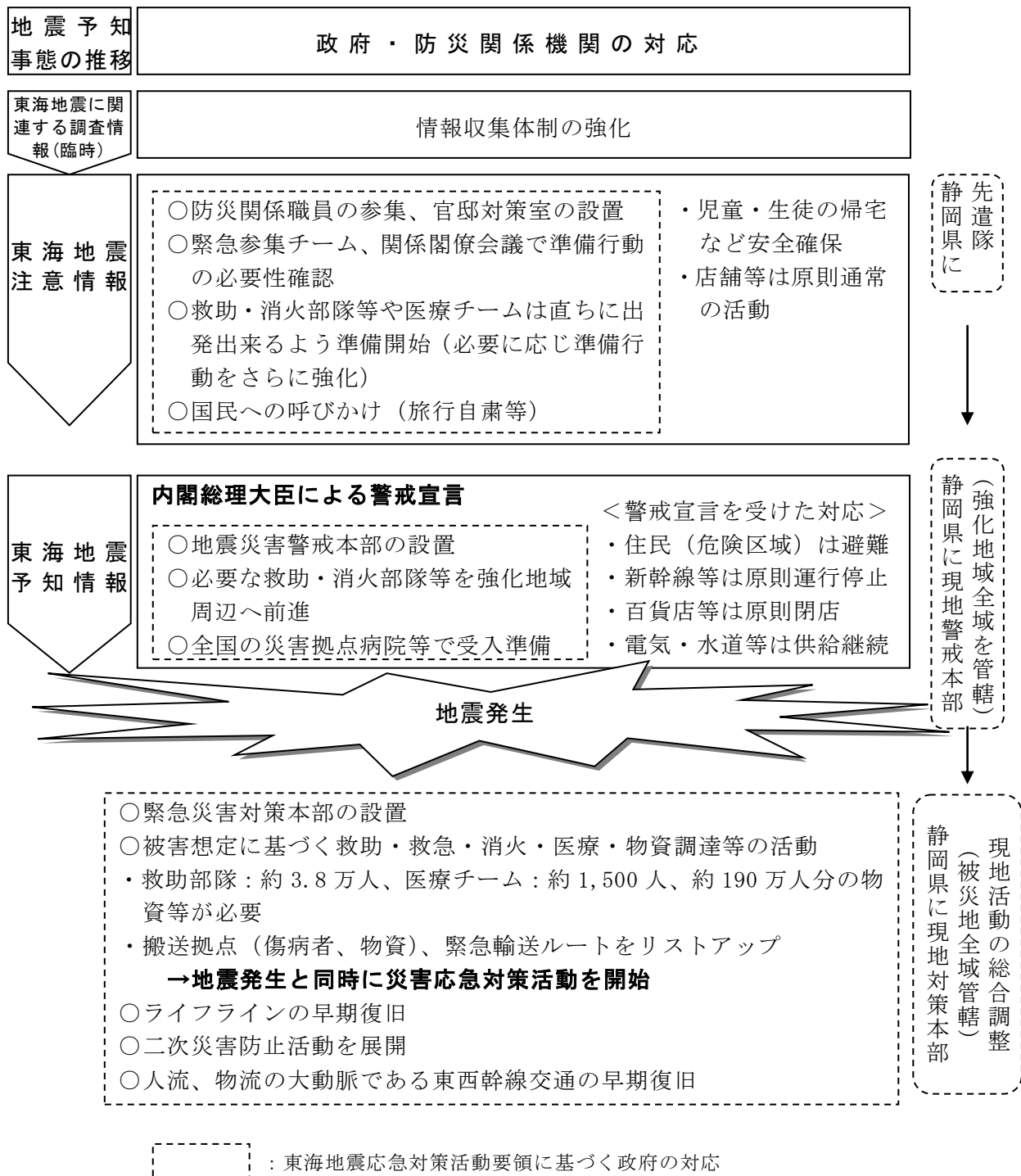
別添：「3 (3) 構造強度」の解釈について

「3 (3) 構造強度」の①及び②で定める「当該地域に予想される地震動レベル」とは、次の a) 及び b) に掲げる条件を満たすものとする。

- a) 建築基準法施行令第 88 条第 1 項の規定に基づき建設大臣が定める数値として、「建築基準法施行令に基づく Z の数値、 R_t 及び A_i を算出する方法並びに地盤が著しく軟弱な区域として特定行政庁が指定する基準」（昭和 55 年建設省告示第 1793 号）で定める Z（いわゆる「地域係数」。東海地震に係る地域では $Z=1.0$ と指定）を上回る数値を県が独自に定めている場合には、その数値とする。
- b) その他、予想される地震動レベルに応じて割増を考慮する必要があるものとして県が定めた数値がある場合には、その数値で割り増すものとする。

（注）長野県においては、県が独自に定めている基準はない。

資料 26-9 東海地震応急対策活動要領



出典：中央防災会議（平成 15 年 12 月 16 日）資料

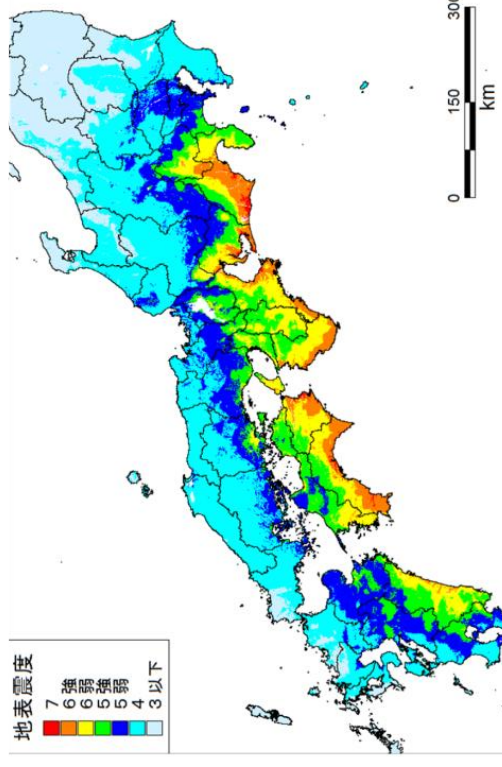
南海トラフ地震臨時情報 発表時の対応

長野県危機管理防災課

1 被害想定

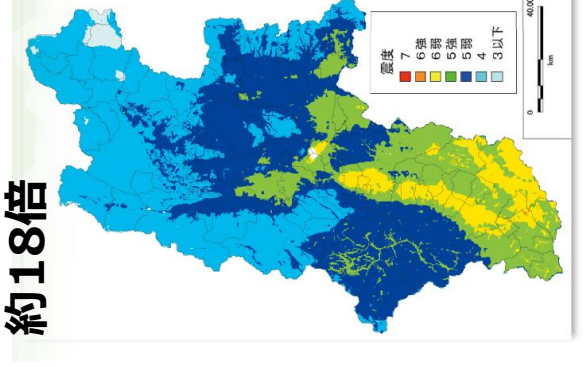
引用：内閣府「南海トラフ巨大地震の被害想定（平成24年8月・平成25年3月公表）」

死者・行方不明者数	約33.2万人
全壊棟数	約250万棟
資産の被害額	約169.5兆円
経済活動への影響	約44.7兆円



全国

東北地方太平洋沖地震と比較すると… 死者・行方不明者数 約17倍
全壊棟数 約18倍



引用：第3次長野県地震被害想定調査報告書

死者 約130～180人
全壊・焼失建物数 約2,200～2,300棟
下伊那、上伊那、諏訪 地域を中心に被害発生

長野

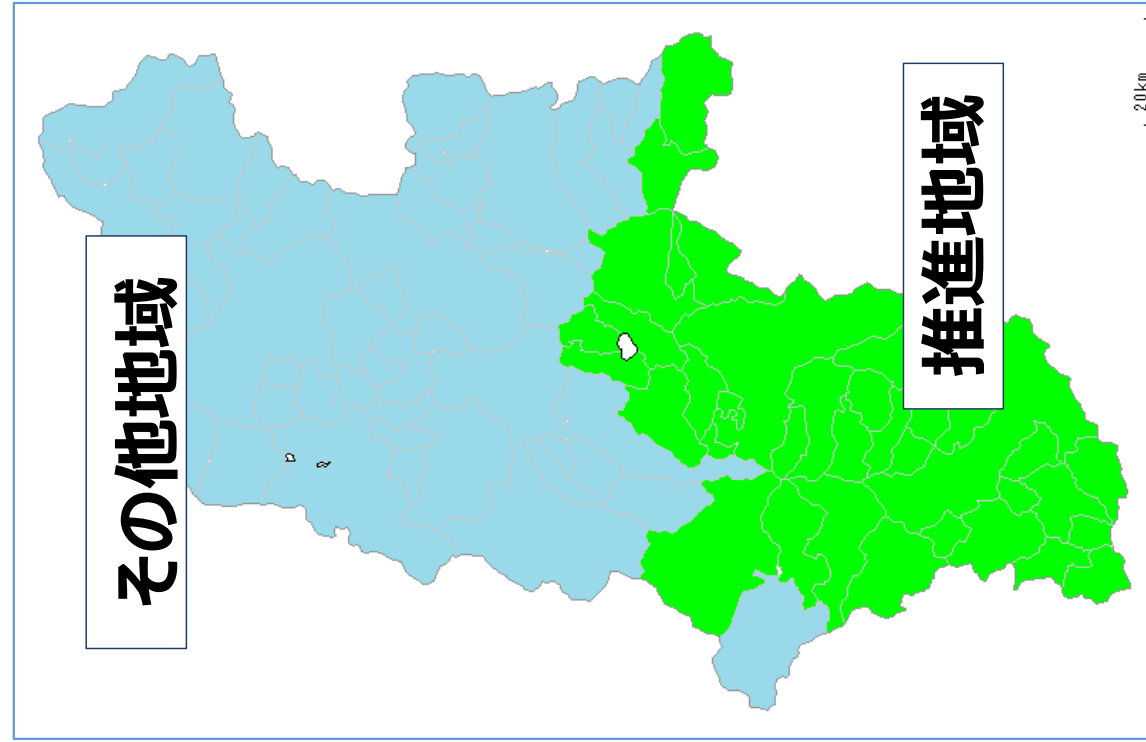
2 市町村別被害想定（人的）

市町村名	死者数	負傷者数	重傷者数	市町村名	死者数	負傷者数	重傷者数	市町村名	死者数	負傷者数	重傷者数
長野市	10	150	30	御代田町	*	10	*	上松町	*	*	*
松本市	*	100	40	立科町	*	10	*	南木曽町	*	*	*
上田市	10	130	30	青木村	*	*	*	木祖村	*	*	*
岡谷市	*	120	70	長和町	*	*	*	王滝村	*	*	*
飯田市	50	1280	710	下諏訪町	*	10	*	大桑村	*	*	*
諏訪市	*	210	90	富士見町	*	40	20	木曽町	*	10	*
須坂市	*	*	*	原村	*	20	10	麻績村	*	*	*
小諸市	*	30	10	辰野町	*	70	40	生坂村	*	*	*
伊那市	20	370	200	箕輪町	10	240	130	山形村	*	10	*
駒ヶ根市	*	240	120	飯島町	*	80	40	朝日村	*	*	*
中野市	*	*	*	南箕輪村	*	80	40	筑北村	*	*	*
大町市	*	30	10	中川村	*	50	30	池田町	*	10	*
飯山市	0	0	0	宮田村	*	30	10	松川村	*	10	*
茅野市	*	30	10	松川町	*	110	60	白馬村	*	*	*
塩尻市	*	30	20	高森町	*	100	60	小谷村	*	*	*
佐久市	*	80	20	阿南町	10	140	70	坂城町	*	10	*
千曲市	*	50	10	阿智村	*	60	20	小布施町	*	*	*
東御市	*	30	*	平谷村	*	10	*	高山村	*	*	*
安曇野市	*	70	10	根羽村	*	10	10	山ノ内町	0	0	0
小海町	*	*	*	下條村	*	90	40	木島平村	0	0	0
川上村	*	*	*	壳木村	*	10	*	野沢温泉村	0	0	0
南牧村	*	*	*	天龍村	*	40	20	信濃町	0	0	0
南相木村	*	*	*	泰阜村	*	30	20	小川村	0	0	0
北相木村	*	*	*	喬木村	*	70	40	飯綱町	0	0	0
佐久穂町	*	10	*	豊丘村	*	90	50	栄村	0	0	0
軽井沢町	*	10	*	大鹿村	*	10	10	合計	180	4440	2110

被害最大ケースを想定。※はわずか。

引用：第3次長野県地震被害想定調査報告書

3 長野県における推進地域の指定



南海トラフ地震特別措置法に基づき、
震度6弱以上の揺れが想定される県内34市町村
が「南海トラフ地震防災対策推進地域」に指定

地域	市町村
佐久	川上村、南牧村
諏訪	岡谷市、諏訪市、茅野市、下諏訪町、富士見町、 原村
上伊那	伊那市、駒ヶ根市、辰野町、箕輪町、飯島町、 南箕輪村、中川村、宮田村、
下伊那	飯田市、松川町、高森町、阿南町、阿智村、平 谷村、根羽村、下條村、売木村、天龍村、泰阜 村、喬木村、豊丘村、大鹿村、
木曽	木曽町、上松町、南木曽町、大桑村

4 南海トラフ地震臨時情報 経過

H29.9 国のWＧが、東海地震で想定していたような確度の高い地震の予測は困難と結論。

H30.12 国のWＧが地震の発生が相対的に高まっているといった評価は可能であり、典型的な3つのケースについて、具体の防災対応の内容及び最も警戒する期間等の防災対応のあり方等を整理。

H31.3 内閣府が「南海トラフ地震の多様な発生形態に備えた防災対応検討ガイドライン」を公表。

R1.5 国の推進基本計画の変更に伴い、気象庁が「南海トラフ地震臨時情報」の運用を開始。

5 異常な現象3つのケース

半割れ(大規模地震 M8.0 以上)/被害甚大ケース

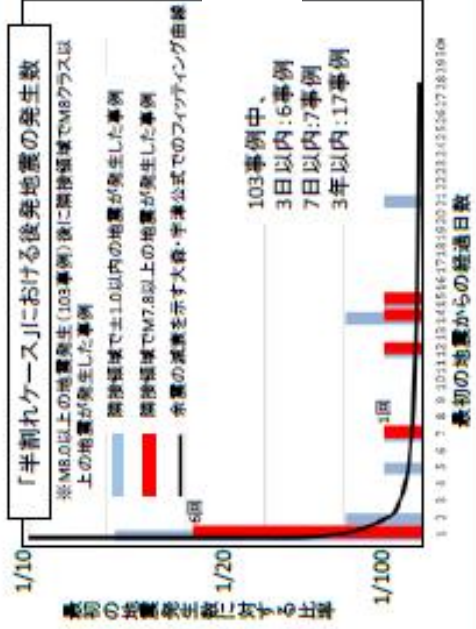
<評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生した場合

南海トラフ東側で大規模地震(M8クラス)が発生



西側は連動するの?



7日以内に発生する頻度は
十数回に1回程度
(7事例/103事例)

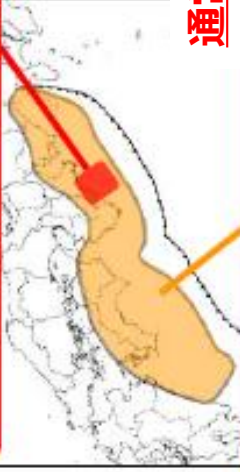
通常の100倍程度の確率

一部割れ(前震可能性地震 M7.0 以上)/被害限定ケース 8.0 未満

<評価基準>

- ・南海トラフの想定震源域及びその周辺においてM7.0以上の地震が発生した場合(半割れケースの場合を除く)

南海トラフで地震(M7クラス)が発生



南海トラフの大規模地震の前震か?

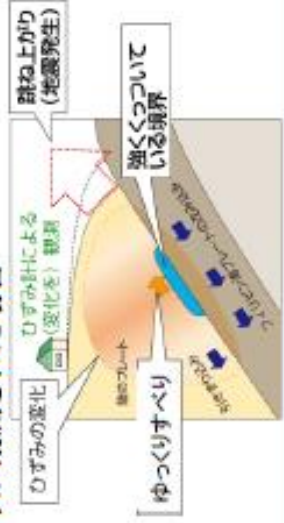
7日以内に発生する頻度は
数百回に1回程度
(6事例/1437事例)

通常の数倍程度の確率

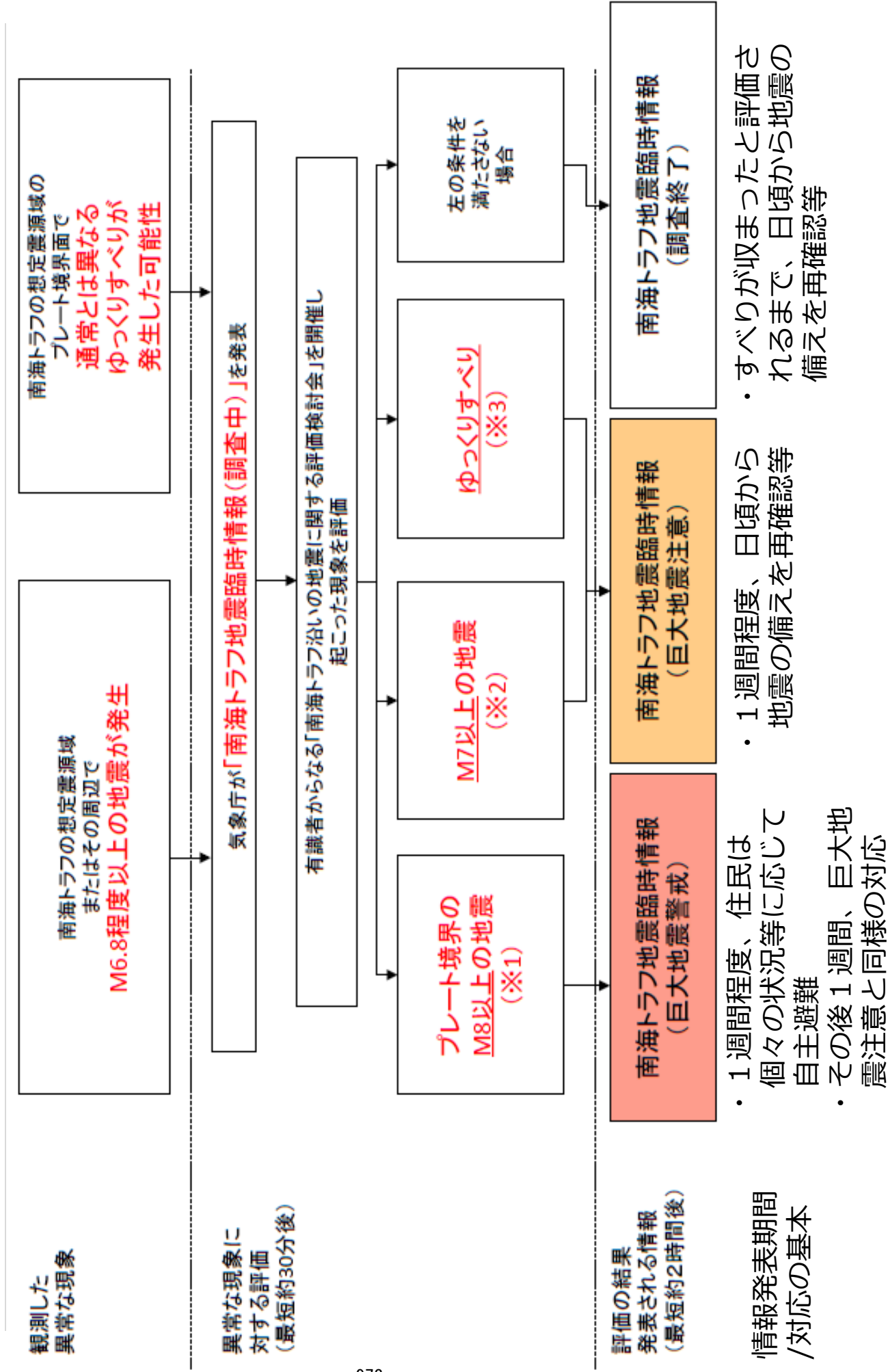
ゆっくりすべり/被害なしケース

<評価基準>

- ・ひずみ計等で有意な変化として捉えられる、短い期間にプレート境界の固着状態が明らかに変化しているような通常とは異なるゆっくりすべりが観測された場合



6 南海トラフ地震臨時情報の伝達



7 臨時情報発表時の対応

- 国ガイドラインに基づき県・市町村は「南海トラフ地震臨時情報」発表時にとるべき防災対応を検討し、あらかじめ地域防災計画へ策定することとされた。
- 県ではR2.3に地域防災計画を改定し地震対策編第6章に「南海トラフ地震臨時情報の運用」を新設

第1節 総則	第7節 住民等の防災対応
第2節 南海トラフ地震臨時情報発表時の活動体制	第8節 企業等の防災対応
第3節 情報の収集伝達計画	第9節 防災関係機関のとるべき措置
第4節 広報計画	第10節 関係者との連携協力の確保
第5節 災害応急対策をとるべき期間等	第11節 地震防災上必要な教育及び広報活動計画
第6節 避難対策等	

8 地域防災計画主要内容 広報

○ 県において住民向け問い合わせ窓口の設置 (第4節 第2 .1 (3))

○ 県からの呼びかけ内容 (巨大地震警戒・注意共通)

	考え方	呼びかけ内容
推進地域	県民	大きな揺れが予想されるため、被害を最小限にするための呼びかけを行う。 ○避難場所、安否確認方法、家具の固定、非常持出品の確認等の日頃からの地震への備えの再確認 ○高いところに物を置かない、すぐに避難できる準備等、できるだけ安全な防災行動をとる
	観光客等	地震に遭遇しても怪我をしないよう、注意点について呼びかけを行う。 上記に加え、避難所の開設情報 交通状況の帰宅支援情報
	県民	○冷静な行動 ○日頃からの地震への備えの再確認
その他	観光客等	震度の想定は5強以下であること地震発生時の注意点。交通状況

9 地域防災計画の内容 避難

- 巨大地震警戒の場合、以下のとおり避難の検討を促す。
- ※一律の避難指示等を行わない

	考え方	避難先
土砂災害 警戒区域	○市町村は、住民と意見交換を行ないながら、身の安全を守る等の防災対応の事前検討を行い必要に応じて自主避難を行う。(第6節 第2.1) ○要配慮者利用施設に対しては、施設管理者に対して、入居者の身の安全を守る等の防災対応の検討を促す(同上)	○知人宅や親類宅等が基本 ○それが難しい住民に対しては避難所を開設
その他	○耐震性の不足する住宅に居住し、不安のある住民に対しては、自主避難について、検討を促す(第6節 第2.2)	主に知人宅や親類宅等が基本

- 巨大地震注意の場合、原則避難は行わない

10 地域防災計画の内容 交通等

- 巨大地震警戒の場合、以下のとおり対応を行う

	対応
鉄道	○安全性に留意しつつ、運行するために必要な対応を実施 (第9節第2.5(2))
道路	○県及び市町村道は、橋梁、トンネル及び法面のうち、危険度が特に高いと予想されるものに留意し、通行止め等道路管理上必要な措置を講ずる。(第9節第2.6(1))
その他	○BCPの記載内容等日頃からの備えの再確認(第8節第2.5)

- 巨大地震注意の場合、BCPの記載内容等日頃からの備えの再確認

資料26-11 気象庁震度階級関連解説表

使用にあたっての留意事項

- (1) 気象庁が発表している震度は、原則として地表や低層建物の一階に設置した震度計による観測値です。この資料は、ある震度が観測された場合、その周辺で実際にどのような現象や被害が発生するかを示すもので、それぞれの震度に記述される現象から震度が決定されるものではありません。
- (2) 地震動は、地盤や地形に大きく影響されます。震度は震度計が置かれている地点での観測値であり、同じ市町村であっても場所によって震度が異なることがあります。また、中高層建物の上層階では一般に地表より揺れが強くなるなど、同じ建物の中でも、階や場所によって揺れの強さが異なります。
- (3) 震度が同じであっても、地震動の振幅（揺れの大きさ）、周期（揺れが繰り返す時の 1 回あたりの時間の長さ）及び継続時間などの違いや、対象となる建物や構造物の状態、地盤の状況により被害は異なります。
- (4) この資料では、ある震度が観測された際に発生する被害の中で、比較的多く見られるものを記述しており、これより大きな被害が発生したり、逆に小さな被害にとどまる場合もあります。また、それぞれの震度階級で示されている全ての現象が発生するわけではありません。
- (5) この資料は、主に近年発生した被害地震の事例から作成したものです。今後、5 年程度で定期的に内容を点検し、新たな事例が得られたり、建物・構造物の耐震性の向上等によって実状と合わなくなった場合には変更します。
- (6) この資料では、被害などの量を概数で表せない場合に、一応の目安として、次の副詞・形容詞を用いています。

用語	意味
まれに	極めて少ない。めったにない。
わずか	数量・程度が非常に少ない。ほんの少し。
大半	半分以上。ほとんどよりは少ない。
ほとんど	全部ではないが、全部に近い。
が（も）ある、 が（も）いる	当該震度階級に特徴的に現れ始めることを表し、量的には多くはないがその数量・程度の概数を表現できかねる場合に使用。
多くなる	量的に表現できかねるが、下位の階級より多くなることを表す。
さらに多くなる	上記の「多くなる」と同じ意味。下位の階級で上記の「多くなる」が使われている場合に使用。

※ 気象庁では、アンケート調査などにより得られた震度を公表することがありますが、これらは「震度〇相当」と表現して、震度計の観測から得られる震度と区別しています。

●人の体感・行動、屋内の状況、屋外の状況

震度 階級	人の体感・行動	屋内の状況	屋外の状況
0	人は揺れを感じないが、地震計には記録される。	—	—
1	屋内で静かにしている人の中には、揺れをわずかに感じる人がいる。	—	—
2	屋内で静かにしている人の大半が、揺れを感じる。眠っている人の中には、目を覚ます人もいる。	電灯などのつり下げ物が、わずかに揺れる。	—
3	屋内にいる人のほとんどが、揺れを感じる。歩いている人の中には、揺れを感じる人もいる。眠っている人の大半が、目を覚ます。	棚にある食器類が音を立てることがある。	電線が少し揺れる。
4	ほとんどの人が驚く。歩いている人のほとんどが、揺れを感じる。眠っている人のほとんどが、目を覚ます。	電灯などのつり下げ物は大きく揺れ、棚にある食器類は音を立てる。座りの悪い置物が、倒れることがある。	電線が大きく揺れる。自動車を運転していて、揺れに気付く人がいる。
5弱	大半の人が、恐怖を覚え、物につかまりたいと感じる。	電灯などのつり下げ物は激しく揺れ、棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。座りの悪い置物の大半が倒れる。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。	まれに窓ガラスが割れて落ちることがある。電柱が揺れるのがわかる。道路に被害が生じることがある。
5強	大半の人が、物につかまらなると歩くことが難しいなど、行動に支障を感じる。	棚にある食器類や書棚の本で、落ちるものが増える。テレビが台から落ちることがある。固定していない家具が倒れることがある。	窓ガラスが割れて落ちることがある。補強されていないブロック塀が崩れることがある。据付けが不十分な自動販売機が倒れることがある。自動車の運転が困難となり、停止する車もある。
6弱	立っていることが困難になる。	固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。ドアが開かなくなることがある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下することがある。
6強	立っていることができず、はわないと動くことができない。	固定していない家具のほとんどが移動し、倒れるものが増える。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物が増える。補強されていないブロック塀のほとんどが崩れる。
7	揺れにほんろうされ、動くこともできず、飛ばされることもある。	固定していない家具のほとんどが移動したり倒れたりし、飛ぶこともある。	壁のタイルや窓ガラスが破損、落下する建物がさらに増える。補強されているブロック塀も破損するものがある。

● 木造建物（住宅）の状況

震度 階級	木造建物（住宅）	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5弱	—	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。
5強	—	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。
6弱	壁などに軽微なひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 壁などに大きなひび割れ・亀裂が入ることがある。 瓦が落下したり、建物が傾いたりすることがある。倒れるものもある。
6強	壁などにひび割れ・亀裂がみられることがある。	壁などに大きなひび割れ・亀裂が入るものが多くなる。 傾くものや、倒れるものが多くなる。
7	壁などのひび割れ・亀裂が多くなる。 まれに傾くことがある。	傾くものや、倒れるものがさらに多くなる。

（注 1） 木造建物（住宅）の耐震性により2つに区分けした。耐震性は、建築年代の新しいものほど高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降には耐震性が高い傾向がある。しかし、構法の違いや壁の配置などにより耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） この表における木造の壁のひび割れ、亀裂、損壊は、土壁（割り竹下地）、モルタル仕上壁（ラス、金網下地を含む）を想定している。下地の弱い壁は、建物の変形が少ない状況でも、モルタル等が剥離し、落下しやすくなる。

（注 3） 木造建物の被害は、地震の際の地震動の周期や継続時間によって異なる。平成 20 年（2008 年）岩手・宮城内陸地震のように、震度に比べ建物被害が少ない事例もある。

● 鉄筋コンクリート造建物の状況

震度 階級	鉄筋コンクリート造建物	
	耐震性が高い	耐震性が低い
5強	—	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。
6弱	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が入ることがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。
6強	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂が多くなる。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂がみられることがある。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものがある。
7	壁、梁（はり）、柱などの部材に、ひび割れ・亀裂がさらに多くなる。 1階あるいは中間階が変形し、まれに傾くものがある。	壁、梁（はり）、柱などの部材に、斜めや X 状のひび割れ・亀裂が多くなる。 1階あるいは中間階の柱が崩れ、倒れるものが多くなる。

（注 1） 鉄筋コンクリート造建物では、建築年代の新しいものほど耐震性が高い傾向があり、概ね昭和 56 年（1981 年）以前は耐震性が低く、昭和 57 年（1982 年）以降は耐震性が高い傾向がある。しかし、構造形式や平面的、立面的な耐震壁の配置により耐震性に幅があるため、必ずしも建築年代が古いというだけで耐震性の高低が決まるものではない。既存建築物の耐震性は、耐震診断により把握することができる。

（注 2） 鉄筋コンクリート造建物は、建物の主体構造に影響を受けていない場合でも、軽微なひび割れがみられることがある。

● 地盤・斜面等の状況

震度階級	地盤の状況	斜面等の状況
5 弱	亀裂※ ¹ や液状化※ ² が生じることがある。	落石やがけ崩れが発生することがある。
5 強		
6 弱	地割れが生じることがある。	がけ崩れや地すべりが発生することがある。
6 強	大きな地割れが生じることがある。	がけ崩れが多発し、大規模な地すべりや山体の崩壊が発生することがある※ ³ 。
7		

※¹ 亀裂は、地割れと同じ現象であるが、ここでは規模の小さい地割れを亀裂として表記している。

※² 地下水位が高い、ゆるい砂地盤では、液状化が発生することがある。液状化が進行すると、地面からの泥水の噴出や地盤沈下が起こり、堤防や岸壁が壊れる、下水管やマンホールが浮き上がる、建物の土台が傾いたり壊れたりするなどの被害が発生することがある。

※³ 大規模な地すべりや山体の崩壊等が発生した場合、地形等によっては天然ダムが形成されることがある。また、大量の崩壊土砂が土石流化することもある。

● ライフライン・インフラ等への影響

ガス供給の停止	安全装置のあるガスメーター（マイコンメーター）では震度5弱程度以上の揺れで遮断装置が作動し、ガスの供給を停止する。 さらに揺れが強い場合には、安全のため地域ブロック単位でガス供給が止まることがある※。
断水、停電の発生	震度5弱程度以上の揺れがあった地域では、断水、停電が発生することがある※。
鉄道の停止、高速道路の規制等	震度4程度以上の揺れがあった場合には、鉄道、高速道路などで、安全確認のため、運転見合わせ、速度規制、通行規制が、各事業者の判断によって行われる。（安全確認のための基準は、事業者や地域によって異なる。）
電話等通信の障害	地震災害の発生時、揺れの強い地域やその周辺の地域において、電話・インターネット等による安否確認、見舞い、問合せが増加し、電話等がつながりにくい状況（ふくそう）が起こることがある。 そのための対策として、震度6弱程度以上の揺れがあった地震などの災害の発生時に、通信事業者により災害用伝言ダイヤルや災害用伝言板などの提供が行われる。
エレベーターの停止	地震管制装置付きのエレベーターは、震度5弱程度以上の揺れがあった場合、安全のため自動停止する。運転再開には、安全確認などのため、時間がかかることがある。

※ 震度6強程度以上の揺れとなる地震があった場合には、広い地域で、ガス、水道、電気の供給が停止することがある。

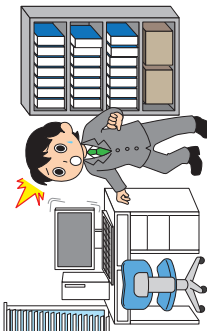
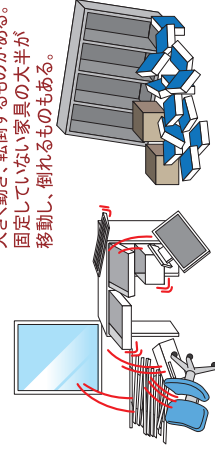
● 大規模構造物への影響

長周期地震動※による超高層ビルの揺れ	超高層ビルは固有周期が長いため、固有周期が短い一般の鉄筋コンクリート造建物に比べて地震時に作用する力が相対的に小さくなる性質を持っている。しかし、長周期地震動に対しては、ゆっくりとした揺れが長く続き、揺れが大きい場合には、固定の弱いOA機器などが大きく移動し、人も固定しているものにつかまらなると、同じ場所にいられない状況となる可能性がある。
石油タンクのスロッシング	長周期地震動により石油タンクのスロッシング（タンク内溶液の液面が大きく揺れる現象）が発生し、石油がタンクから溢れ出たり、火災などが発生したりすることがある。
大規模空間を有する施設の天井等の破損、脱落	体育館、屋内プールなど大規模空間を有する施設では、建物の柱、壁など構造自体に大きな被害を生じない程度の地震動でも、天井等が大きく揺れたりして、破損、脱落することがある。

※ 規模の大きな地震が発生した場合、長周期の地震波が発生し、震源から離れた遠方まで到達して、平野部では地盤の固有周期に応じて長周期の地震波が増幅され、継続時間も長くなることがある。

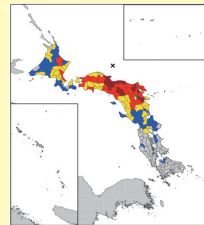
長周期地震動階級って知ってる？

高いビルでの長周期地震動による揺れの大きさは、震度ではわからないため、「**長周期地震動階級**」という目安で表します。

階級 1 ● 室内にいたほとんどの人が揺れを感じる。驚く人もいる。 ● フラインドなど吊り下げものが大きく揺れる。 	階級 2 ● 室内で大きな揺れを感じ、物につかまらなさと感じる。 ● キヤスター付きの家具類等がわずかに動く。棚にある食器類、書棚の本が落ちることがある。 
階級 3 ● 立っていることが困難になる。 ● キヤスター付きの家具類等が大きく動く。固定していない家具が移動することがあり、不安定なものは倒れることがある。 	階級 4 ● 立っていることができず、はわないと動くことができない。 ● 揺れにほんろうされる。 ● キヤスター付きの家具類等が大きく動き、転倒するものがある。固定していない家具の大半が移動し、倒れるものもある。 

● 地震発生後、気象庁ホームページで「**長周期地震動に関する観測情報**」をお知らせしています。

● 地域ごとに「**長周期地震動階級**」がどのくらいだったかを知ることができます。



地域ごとの階級の図

<https://www.data.jma.go.jp/svd/eew/data/ltpgm/index.html>

検索

気象庁 長周期

長周期地震動に関するお問い合わせ先

〒100-8122 東京都千代田区大手町1-3-4

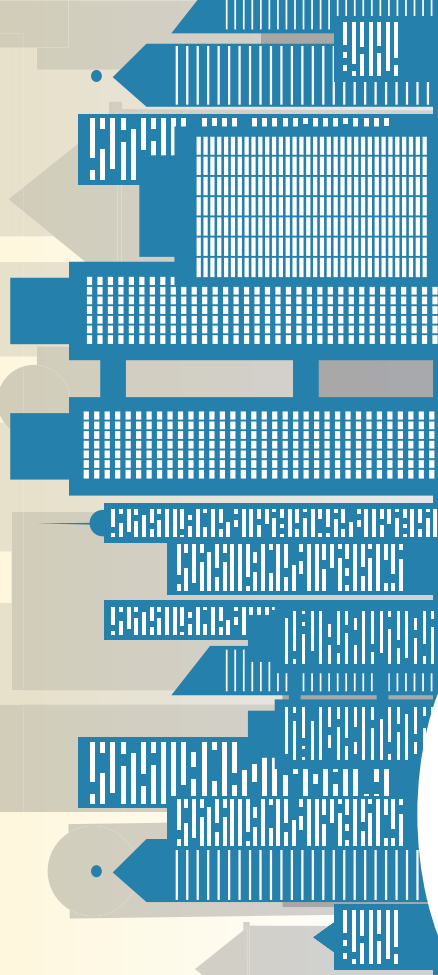
電話：(03)3212-8341(代表)

FAX：(03)6689-2917(耳の不自由な方向け)

ホームページ：https://www.jma.go.jp/

気象庁
地震火山部

知ってる？ ちよう しゆう き じ しん どう 長周期地震動のこと

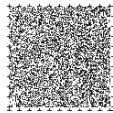


とにかく横揺れがひどく、
行ったり来たり、
海の中で揺れている
感じがした。

大きな横揺れが続いて、
すごく怖かった。
ビルが倒れるかと思った。

震度4でも全く違う揺れだった。
ビル全体がすごく揺れて、
気持ち悪くなった。

食器棚が動いて扉が開き、
食器がいくつかわ
飛び出した。

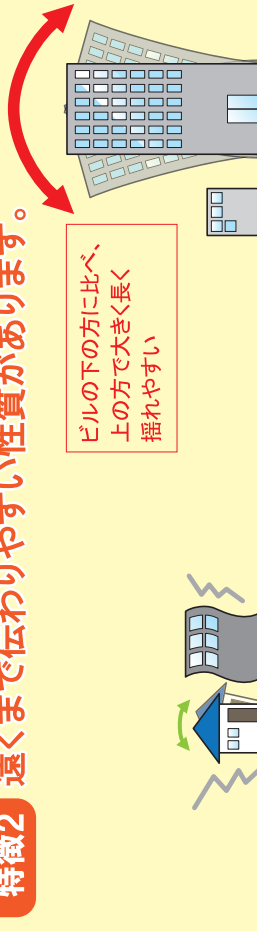


長周期地震動ってなに？

大きな地震が発生したときに生じる、周期（1往復するのにかかる時間）が長い揺れのことを長周期地震動といいます。

特徴1 高いビルを、長時間にわたって大きく揺らします。

特徴2 遠くまで伝わりやすい性質があります。



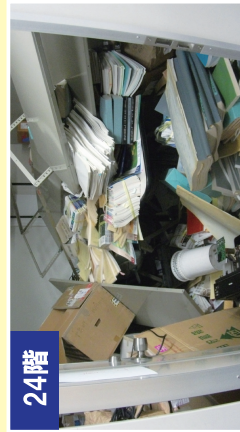
地震が発生した場所から数百kmはなれたところでも大きく長く揺れる

どんなことが起こるの？

● 高いビルでは、長周期地震動による大きな揺れにより、家具類が倒れたり・落ちたり・移動したりします。

● 天井の落下、スプリングラターの故障、エレベーターの障害などが過去の地震で実際におきています。

● 2011年の東北地方太平洋沖地震のときには、地震の発生場所から遠くはなれた東京でも高いビルが大きく揺れ、被害が発生しました。



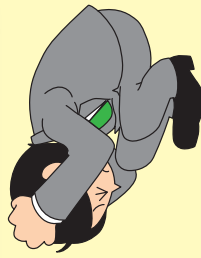
2011年東北地方太平洋沖地震のときの
東京都内のビルの室内の様子（工学院大学提供）

地震が発生したらどうする？

! 高いビルでは揺れが長時間つくことがあります。
10分以上揺れる場合もあります。

! 長周期地震動による大きな揺れにより、家具類が倒れたり・落ちたりする危険に加え、大きく移動したりする危険があります。

! 地震が発生した場所から遠く離れていても、高いビルでは大きく長く揺れることがあるので油断しないようにしましょう。



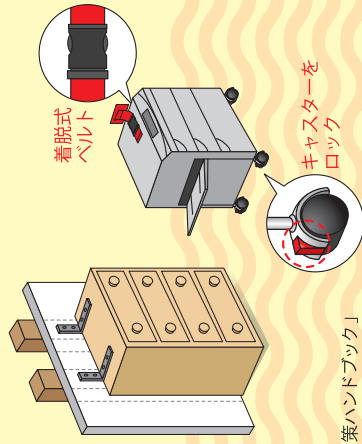
家具類や照明機器などが「落ちてこない」「倒れてこない」「移動してこない」空間に身を寄せ、揺れがおさまるまで様子をみましょう。

普段からの備えは？

! 事前に対策をすることで、長周期地震動による被害を小さくすることができます。

● 家具類が倒れたり移動したりする場合に備えて、家具類等の固定をしましょう。

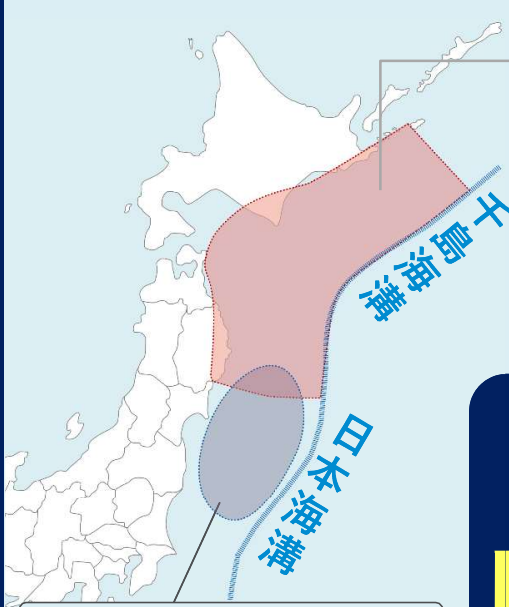
● 万が一、倒れたり移動したりしてしまった場合に備えて、家具類の配置に気をつけましょう。



参照：東京消防庁「家具類の転倒・落下・移動防止対策ハンズブック」

北海道・三陸沖

地震・津波に備えを！



マグニチュード
M7.0以上の大地震が
起きたら…

**続いて発生する
巨大地震の可能性！
情報で備えを**

東日本大震災のときは
3月9日 M7.3 → 続いて発生 → 3月11日 M9.0

「北海道・三陸沖後発地震注意情報」2022年12月運用開始

※情報が発信されたとしても、必ず巨大地震が発生するとは限りません。

すぐに避難できる態勢の準備を！

巨大地震が発生した場合に、北海道から千葉県にかけての広い範囲で想定される甚大な被害に対し、1週間程度、備えの再確認や迅速な避難態勢の準備を。

枕元に靴等を置いて寝る



すぐに逃げ出せる態勢での就寝

非常持出品の常時携帯



非常持出品の常時携帯

インターネット



緊急情報の取得体制の確保

崩れやすいブロック塀等に近づかない



想定されるリスクから身の安全の確保

L字金具



家具転倒防止板

日頃からの備えの再確認



被害想定と防災対策

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震

被害想定

- ・ 最大津波高約**30m**
- ・ 最大死者約**19万9千人**
※日本海溝沿いの地震
- ・ **低体温症**死亡リスク

※後発地震に限らず突発的に起こる地震でも上記被害が起こり得ます。

防災対策

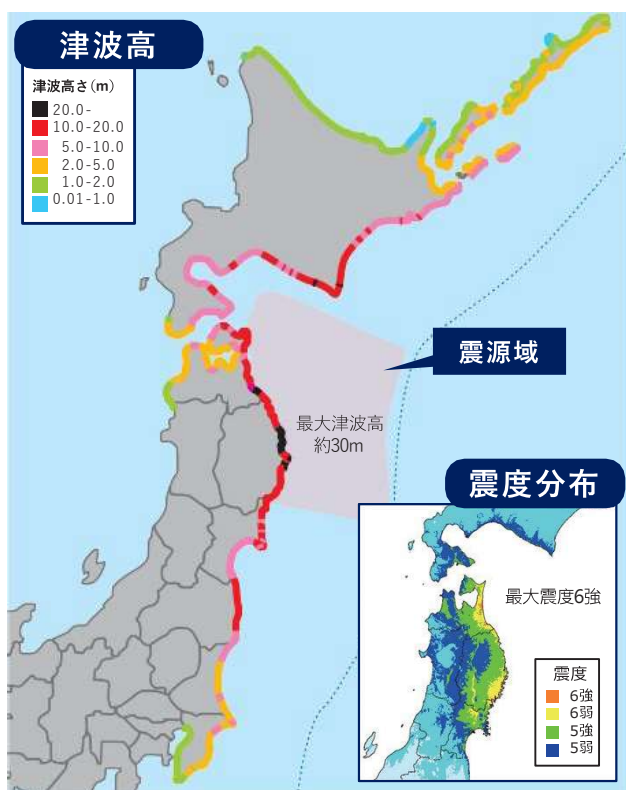
対策で死者 8 割減

- ① 津波即避難の徹底
- ② 避難ビル等の活用
- ③ 防寒備品の準備

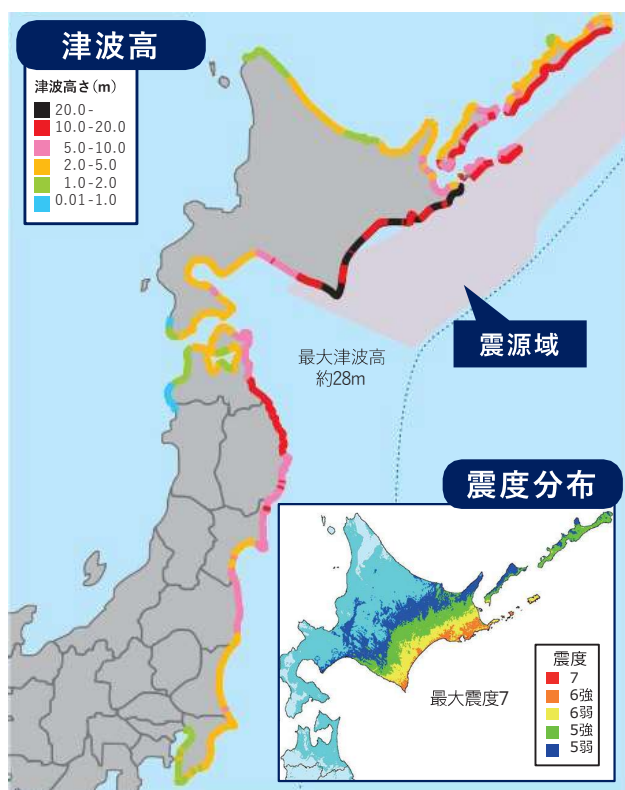
等

想定される津波と震度

日本海溝沿いの地震



千島海溝沿いの地震



資料27-1 緊急確保路線（除雪）

1 国（国土交通省、長野、飯田国道事務所）

路線名	除 雪 区 分	延長 (km)	摘 要
18 号	群馬県境～新潟県境（ＢＰ含む・道路公団管理分を除く）	131.4	長野国道
19 号	塩尻市～長野市（長野南ＢＰ含む）	93.9	〃
19 号	岐阜県境～塩尻市	82.8	飯田国道
20 号	山梨県境～塩尻市（諏訪ＢＰ含む）	54.7	長野国道
中部横断 自動車道	南佐久郡佐久穂町～佐久市	22.6	〃
153 号	愛知県境～飯田市	49.4	飯田国道
計	5 路線	434.8	

資料27－1緊急確保路線(除雪) 県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	簡 所 名	～	市町村名		簡 所 名
佐 久	一般国道	141号	南牧村	県境	～	南牧村	JR佐久甲州街道踏切	13.6
佐 久	一般国道	141号	南牧村	JR佐久甲州街道踏切	～	小海町	松原湖入口	5.8
佐 久	一般国道	141号	小海町	松原湖入口	～	佐久穂町	清水町	8.4
佐 久	一般国道	141号	佐久穂町	清水町	～	佐久穂町	宿岩 三条大橋入口	5.7
佐 久	一般国道	141号	佐久穂町	宿岩 三条大橋入口	～	佐久穂町	宿岩 佐久市境	0.2
佐 久	一般国道	141号	佐久穂町	宿岩 佐久市境	～	佐久市	城山北・下仁田臼田線交点	1.6
佐 久	一般国道	141号	佐久市	城山北・下仁田臼田線交点	～	佐久市	大沢下町交差点	2.1
計								37.4
佐久北部	一般国道	18号	軽井沢町	群馬県境	～	軽井沢町	古宿	7.3
佐久北部	一般国道	141号	佐久市	塩名田佐久線交点	～	小諸市	18号交点	6.3
佐久北部	一般国道	141号	佐久市	跡部142号交点	～	佐久市	塩名田佐久線交点	4.9
佐久北部	一般国道	141号	佐久市	大沢下町交差点	～	佐久市	跡部142号交点	3.6
佐久北部	一般国道	141号	小諸市	四ツ谷 18号交点	～	小諸市	西原 18号交点	4.7
佐久北部	一般国道	142号	佐久市	跡部	～	佐久市	上原猿久保線交点	6.1
佐久北部	一般国道	142号	佐久市	上原猿久保線交点	～	佐久市	立科町境	5.7
佐久北部	一般国道	142号	立科町	佐久市境	～	立科町	長和町境	5.0
佐久北部	一般国道	254号	佐久市	内山トンネル前	～	佐久市	中込 香坂中込線交点	13.9
佐久北部	一般国道	254号	佐久市	跡部141号交点	～	佐久市	香坂中込線交点	3.0
佐久北部	主要地方道	佐久軽井沢線	佐久市	岩村田相生町交差点	～	御代田町	18号交点	6.4
佐久北部	主要地方道	下仁田軽井沢線	軽井沢町	群馬県境	～	軽井沢町	18号交点	6.2
佐久北部	主要地方道	下仁田浅科線	佐久市	佐久軽井沢線・香坂中込線交点	～	佐久市	八幡小諸線交点	7.4
佐久北部	主要地方道	下仁田浅科線	佐久市	八幡小諸線交点	～	佐久市	142号交点	4.6
佐久北部	主要地方道	小諸上田線	小諸市	栃木	～	小諸市	東御市境	4.7
佐久北部	主要地方道	小諸軽井沢線	小諸市	小諸IC北 小諸上田線交点	～	小諸市	御代田町境	6.8
佐久北部	主要地方道	小諸軽井沢線	御代田町	小諸市境	～	軽井沢町	浅間サンライン入口 18号交点	5.6
佐久北部	主要地方道	松井田軽井沢線	軽井沢町	群馬県境	～	軽井沢町	下仁田軽井沢線交点	1.5
佐久北部	一般県道	東部望月線	東御市	立科小諸線交点	～	佐久市	142号交点	5.6
計								109.3
上 田	一般国道	141号	上田市	上堀	～	上田市	中央北	3.1
上 田	一般国道	142号	長和町	笠取峠	～	長和町	長久保交差点	4.3
上 田	一般国道	142号	長和町	長久保交差点	～	長和町	大和橋交差点	1.2
上 田	一般国道	142号	長和町	大和橋交差点	～	長和町	観音橋	11.9
上 田	一般国道	142号	長和町	観音橋	～	長和町	旧料金所跡	1.7
上 田	一般国道	142号	長和町	旧料金所跡	～	長和町	新和田トンネル和田側坑口	2.4
上 田	一般国道	143号	青木村	(主)丸子信州新線交点(四房)	～	青木村	(主)丸子信州新線交点(役場前)	4.5
上 田	一般国道	143号	青木村	(主)丸子信州新線交点(役場前)	～	上田市	赤坂交差点	9.8
上 田	一般国道	143号	上田市	築地(築地バイパス)	～	上田市	下之条	1.9
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	鳥居峠	～	上田市真田町	(国)406号交点	5.6
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	(国)406号交点	～	上田市真田町	(主)真田東部線交点	3.9
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	(主)真田東部線交点	～	上田市真田町	(一)下原大屋(停)交点	6.4
上 田	一般国道	144号	上田市真田町	(一)下原大屋(停)交点	～	上田市	(国)18号交点	4.1
上 田	一般国道	152号	長和町	大和橋交差点	～	長和町	大門峠	16.9
上 田	一般国道	152号	長和町	上田市境	～	長和町	長久保交差点	5.1
上 田	一般国道	152号	上田市	(主)美ヶ原公園沖線交点	～	上田市	長和町境	1.2
上 田	一般国道	152号	上田市	大屋駅前交差点	～	上田市	(主)美ヶ原公園沖線交点	9.3
上 田	一般国道	152号	上田市	(国)18号交点	～	上田市	大屋駅前交差点	0.5
上 田	一般国道	254号	上田市(丸子)	(国)152号交点	～	上田市(丸子)	山の神橋	14.5
上 田	一般国道	254号	上田市(丸子)	山の神橋	～	松本市	三才山トンネル松本側坑口	6.8
上 田	一般国道	406号	上田市真田町	須坂市境	～	上田市真田町	(国)144号交点	9.7
上 田	主要地方道	丸子信州新線	青木村	(国)143号(四房)	～	青木村	修那羅峠	2.1
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	(国)18号交点	～	上田市	赤坂交差点	2.2
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	下之郷交差点	～	上田市	(国)254号交差点	6.0
上 田	主要地方道	上田丸子線	上田市	築地(築地下之郷バイパス)	～	上田市	下之郷	3.5
上 田	主要地方道	長野上田線	上田市	赤坂交差点	～	上田市	上田橋左岸	1.2
上 田	主要地方道	長野上田線	上田市	下之条交差点	～	上田市	(主)上田丸子交点	2.0
上 田	主要地方道	長野上田線	上田市	上田橋	～	上田市	(国)141号交点	1.1
上 田	主要地方道	小諸上田線	東御市	小諸市境	～	東御市	栗林西交差点	7.8
上 田	主要地方道	丸子東部インター線	上田市(丸子)	(国)152号交点	～	東御市	市境	5.4
上 田	主要地方道	丸子東部インター線	東御市	市境	～	東御市	(主)真田東部線交点	3.9
上 田	一般県道	東部望月線	東御市	丸子東部インター線交点	～	東御市	(主)諏訪白樺湖小諸線交点	2.6
上 田	一般県道	東部望月線	東御市	(主)諏訪白樺湖小諸線交点	～	東御市	(一)立科小諸線交点	6.1
上 田	一般県道	荻窪丸子線	上田市(丸子)	新屋	～	上田市(丸子)	上丸子	3.5
計								172.2

資料27－1緊急確保路線(除雪) 県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	箇所名	～	市町村名		箇所名
諏 訪	一般国道	142号	岡谷市	湖北トンネル南	～	下諏訪町	新和田トンネル諏訪側坑口	10.5
諏 訪	一般国道	142号	下諏訪町	町屋敷	～	下諏訪町	大社通り	4.3
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	大門峠郡境	～	茅野市	芹ヶ沢	12.6
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	芹ヶ沢	～	茅野市	新井	0.9
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	新井	～	茅野市	堀	0.6
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	堀	～	茅野市	長倉	2.9
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	長倉	～	茅野市	鬼場	1.3
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	鬼場	～	茅野市	塚原	3.0
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	塚原	～	茅野市	高部東	1.6
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	高部東	～	茅野市	安国寺西	0.5
諏 訪	一般国道	152号	茅野市	安国寺西	～	茅野市	伊那市境	7.7
諏 訪	一般国道	299号	茅野市	湖東新井	～	茅野市	芹ヶ沢南交差点	0.7
諏 訪	主要地方道	北杜富士見線	富士見町	山梨県境	～	富士見町	下薦木	0.7
諏 訪	主要地方道	岡谷(停)線	岡谷市	岡谷駅	～	岡谷市	本町一丁目	0.1
諏 訪	主要地方道	下諏訪辰野線	岡谷市	湖北トンネル南	～	岡谷市	辰野町境	10.5
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	岡谷市	本町	～	岡谷市	天竜町3丁目	1.5
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	岡谷市	天竜橋	～	諏訪市	石舟渡	3.9
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	石舟渡	～	諏訪市	豊田小西	1.3
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	豊田小西	～	諏訪市	田辺	1.8
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	豊田小西	～	諏訪市	豊田有賀	0.2
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	高速下	～	諏訪市	神宮寺	0.7
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	諏訪市	神宮寺	～	諏訪市	茅野市境	0.7
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	茅野市	諏訪市境	～	茅野市	高部東	0.7
諏 訪	主要地方道	岡谷茅野線	茅野市	安国寺西	～	茅野市	中河原	1.0
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	茅野市	山寺上	～	茅野市	山田	4.5
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	茅野市	山田	～	原村	柳沢	0.9
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	原村	柳沢	～	原村	分杭	2.3
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	原村	分杭	～	原村	白山	2.7
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	原村	白山	～	富士見町	立沢	3.1
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	富士見町	立沢	～	富士見町	乙事	3.1
諏 訪	主要地方道	茅野北杜葦崎線	富士見町	乙事	～	富士見町	甲六橋	6.4
諏 訪	主要地方道	諏訪辰野線	諏訪市	ヨットハーバー交差点	～	諏訪市	石舟渡	3.0
諏 訪	主要地方道	諏訪辰野線	諏訪市	豊田有賀	～	諏訪市	辰野町境	6.9
諏 訪	主要地方道	諏訪南インター	富士見町	諏訪南インター	～	富士見町	(国)20号交点	1.2
諏 訪	一般県道	岡谷下諏訪線	岡谷市	天竜町三丁目	～	岡谷市	下諏訪町境	2.2
諏 訪	一般県道	岡谷下諏訪線	下諏訪町	岡谷市境	～	下諏訪町	高浜	2.4
諏 訪	一般県道	立沢富士見線	富士見町	立沢	～	富士見町	落合	4.0
諏 訪	一般県道	立沢富士見線	富士見町	落合	～	富士見町	富士見駅前	0.2
諏 訪	一般県道	茅野(停)八子ヶ峰公園線	茅野市	茅野駅前(西口)	～	茅野市	茅野市役所西交差点	1.3
諏 訪	一般県道	茅野(停)八子ヶ峰公園線	茅野市	鬼場	～	茅野市	国道152号交点	7.3
諏 訪	一般県道	神ノ原青柳(停)線	原村	高速道上	～	茅野市	矢ノ口	1.8
諏 訪	一般県道	払沢茅野線	茅野市	宮川坂室	～	茅野市	茅野駅西口	2.4
諏 訪	一般県道	払沢茅野線	茅野市	茅野町北	～	茅野市	上原	0.3
諏 訪	一般県道	乙事富士見線	富士見町	富里	～	富士見町	落合	0.2
諏 訪	一般県道	乙事富士見線	富士見町	富士見駅前	～	富士見町	(国)20号交点	0.5
諏 訪	一般県道	檜川岡谷線	岡谷市	山下町二丁目	～	岡谷市	本町	0.8
諏 訪	一般県道	払沢富士見線	原村	御射山	～	富士見町	諏訪南インター	1.3
諏 訪	一般県道	諏訪湖四賀線	諏訪市	上川大橋	～	諏訪市	飯島	3.8
計								121.8
伊 那	一般国道	152号	伊那市	杖突峠	～	伊那市	古屋敷	2.5
伊 那	一般国道	152号	伊那市	古屋敷	～	伊那市	中村	10.9
伊 那	一般国道	152号	伊那市	中村	～	伊那市	本町	5.4
伊 那	一般国道	153号	中川村	南田島	～	飯島町	本郷	7.1
伊 那	一般国道	153号	飯島町	本郷(伊南バイパス)	～	駒ヶ根市	福岡	5.0
伊 那	一般国道	153号	飯島町	田切	～	駒ヶ根市	中田切	0.9
伊 那	一般国道	153号	駒ヶ根市	中田切	～	駒ヶ根市	福岡	0.9
伊 那	一般国道	153号	駒ヶ根市	福岡(伊南バイパス)	～	駒ヶ根市	北の原	4.4
伊 那	一般国道	153号	駒ヶ根市	北の原	～	伊那市	赤木	3.3
伊 那	一般国道	153号	伊那市	赤木	～	南箕輪村	神子柴	10.5
伊 那	一般国道	153号	南箕輪村	神子柴	～	箕輪町	追分	13.4
伊 那	一般国道	153号	箕輪町	追分	～	辰野町	高畑	7.1
伊 那	一般国道	153号	辰野町	高畑	～	辰野町	小野	7.6
伊 那	一般国道	153号	伊那市	福島(箕輪バイパス)	～	箕輪町	沢上	10.1

資料27－1緊急確保路線(除雪)県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	箇所名	～	市町村名		箇所名
伊 那	一般国道	361号	南箕輪村	権兵衛トンネル	～	南箕輪村	沢尻	7.7
伊 那	一般国道	361号	伊那市	入舟	～	伊那市	笠原入口	6.7
伊 那	一般国道	361号	伊那市	笠原入口	～	伊那市	本町	2.5
伊 那	主要地方道	下諏訪辰野線	辰野町	上平出	～	辰野町	宮木	5.1
伊 那	主要地方道	飯島飯田線	飯島町	高遠原	～	飯島町	与田切	5.4
伊 那	主要地方道	伊那辰野(停)線	伊那市	中央区	～	伊那市	福島	5.3
伊 那	主要地方道	伊那辰野(停)線	箕輪町	宮下	～	辰野町	辰野駅	5.4
伊 那	主要地方道	諏訪辰野線	辰野町	上野	～	辰野町	平出	4.5
伊 那	主要地方道	駒ヶ根駒ヶ岳公園線	駒ヶ根市	北町	～	駒ヶ根市	北割	2.2
伊 那	主要地方道	伊那インター線	南箕輪村	伊那インター	～	伊那市	御園	2.9
伊 那	主要地方道	伊那箕輪線	伊那市	川北南	～	南箕輪村	沢尻	0.4
伊 那	主要地方道	伊那箕輪線	南箕輪村	沢尻	～	伊那市	駒美	0.9
伊 那	主要地方道	伊那箕輪線	伊那市	駒美	～	箕輪町	沢上	9.6
伊 那	主要地方道	伊那生田飯田線	中川村	坂戸	～	中川村	渡場	4.4
伊 那	一般県道	伊那インター西箕輪線	南箕輪村	伊那インター	～	伊那市	西箕輪	2.2
伊 那	一般県道	大草坂戸線	中川村	大草	～	中川村	坂戸	0.5
計								154.8
飯 田	一般国道	153号	松川町	新井(松川IC大鹿線交点)	～	松川町	上伊那郡界	2.1
飯 田	一般国道	153号	高森町	山吹(市ノ沢山吹(停)線交点)	～	松川町	新井(松川IC大鹿線交点)	2.3
飯 田	一般国道	153号	高森町	下平	～	高森町	山吹(市ノ沢山吹(停)線交点)	1.1
飯 田	一般国道	153号	高森町	吉田(市田(停)線交点)	～	高森町	下平	3.0
飯 田	一般国道	153号	高森町	飯田市境	～	高森町	吉田(市田(停)線交点)	2.1
飯 田	一般国道	153号	飯田市	北条交差点	～	飯田市	高森町境	2.0
飯 田	一般国道	153号	飯田市	永代橋	～	飯田市	北条交差点	2.2
飯 田	一般国道	153号	飯田市	東鼎(151号交点及び高架橋分界点)	～	飯田市	永代橋	1.2
飯 田	一般国道	256号	阿智村	木曽郡界(旧道含む)	～	阿智村	上清内路	4.3
飯 田	一般国道	256号	阿智村	上清内路	～	阿智村	清水場(園原清内路線終点)	0.7
飯 田	一般国道	256号	阿智村	清水場(園原清内路線終点)	～	阿智村	下清内路	2.4
飯 田	一般国道	256号	阿智村	下清内路	～	阿智村	昼神(園原インター線終点)	5.1
飯 田	一般国道	256号	阿智村	昼神(園原インター線終点)	～	阿智村	阿智大橋(153号交点)	2.0
飯 田	主要地方道	飯島飯田線	松川町	上伊那郡界	～	松川町	町道幹道Ⅱ期線交点	0.8
飯 田	主要地方道	松川インター大鹿線	松川町	起点松川IC入口	～	松川町	元大島	2.4
飯 田	主要地方道	松川インター大鹿線	松川町	元大島	～	松川町	新井(153号交点)	1.2
飯 田	主要地方道	松川インター大鹿線	松川町	新井(153号交点)	～	松川町	下小松川橋(伊那生田飯田交点)	1.3
飯 田	主要地方道	伊那生田飯田線	松川町	下小松川橋(松川インター大鹿線交点)	～	中川村	渡場(松川インター大鹿線交点)	0.4
計								36.6
木 曽	一般国道	256号	南木曽町	19号交差点	～	南木曽町	幸助	10.5
木 曽	一般国道	256号	南木曽町	幸助	～	南木曽町	清内路峠	4.4
木 曽	一般国道	361号	木曽町	開田高原 長峰峠	～	木曽町	19号交差点	32.8
木 曽	一般国道	361号	木曽町	19号交差点	～	南箕輪村	権兵衛トンネル	9.7
木 曽	主要地方道	奈川木祖線	木祖村	境峠	～	木祖村	藪原	14.4
木 曽	主要地方道	開田三岳福島線	木曽町	福島 元橋	～	木曽町	三岳 荻ノ島	9.9
木 曽	一般県道	御岳王滝黒沢線	王滝村	大又	～	木曽町	三岳 黒沢	15.1
計								96.8
松 本	一般国道	158号	松本市安曇	安房峠1号カーブ	～	松本市安曇	奈川渡ダム	15.4
松 本	一般国道	158号	松本市安曇	奈川渡ダム	～	松本市安曇	稲核橋	7.7
松 本	一般国道	158号	松本市安曇	稲核橋	～	松本市安曇	新渚橋	4.4
松 本	一般国道	403号	麻績村	猿ヶ馬場	～	麻績村	本町	5.2
松 本	一般国道	403号	麻績村	本町	～	麻績村	中島橋	5.5
松 本	一般国道	143号	松本市	渚	～	松本市	岡田神社	5.8
松 本	一般国道	143号	松本市	岡田神社	～	安曇野市	大口沢	4.5
松 本	一般国道	143号	安曇野市	大口沢	～	松本市四賀	大門	4.3
松 本	一般国道	143号	松本市四賀	大門	～	松本市四賀	中川	5.8
松 本	一般国道	147号	松本市	アルプス大橋	～	松本市	平瀬橋	1.0
松 本	一般国道	153号	塩尻市	北小野	～	塩尻市	大門	8.5
松 本	一般国道	153号	塩尻市	大門	～	塩尻市	高出交差点	1.0
松 本	一般国道	158号	波田町	新淵橋	～	松本市	新村	9.8
松 本	一般国道	158号	松本市	新村	～	松本市	渚	5.2
松 本	一般国道	254号	松本市	三才山	～	松本市	平瀬橋	12.6
松 本	一般国道	403号	筑北村	中島橋	～	筑北村	高速道路下	6.3
松 本	一般国道	403号	筑北村	高速道路下	～	筑北村	矢越トンネル	1.8
松 本	主要地方道	丸子信州新線	麻績村	本町	～	麻績村	高速道路下	1.0
松 本	主要地方道	丸子信州新線	麻績村	高速道路下	～	筑北村	修羽羅峠	8.6

資料27－1緊急確保路線(除雪) 県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	簡 所 名	～	市町村名		簡 所 名
松 本	主要地方道	松本塩尻線	松本市	開成中学北交差点	～	塩尻市	日ノ出町交差点	13.7
松 本	主要地方道	松本環状高家線	松本市	梓橋	～	松本市	アルプス大橋	2.8
松 本	主要地方道	松本環状高家線	松本市梓川	倭橋	～	松本市梓川	梓川倭	1.0
松 本	主要地方道	松本環状高家線	松本市	村井	～	松本市	倭橋	10.7
松 本	主要地方道	松本空港塩尻北インター線	松本市	小俣交差点	～	塩尻市	塩尻インター西交差点	1.3
松 本	一般県道	会田西条(停)線	松本市四賀	会田口	～	松本市四賀	中川橋	3.7
松 本	一般県道	会田西条(停)線	松本市四賀	中川橋	～	松本市四賀	風越トンネル	4.0
松 本	一般県道	会田西条(停)線	筑北村	風越トンネル	～	筑北村	宮の前	4.1
松 本	一般県道	矢室明科線	松本市四賀	会田口	～	松本市四賀	市界	4.0
松 本	一般県道	土合松本線	松本市	今井小学校西交差点	～	松本市	今井交差点	0.4
松 本	一般県道	新田松本線	松本市	島立南栗交差点	～	松本市	町区東交差点	2.3
松 本	一般県道	御馬越塩尻(停)線	塩尻市	桔梗ヶ原交差点	～	塩尻市	塩尻駅南交差点	1.7
松 本	一般県道	倭北松本(停)線	松本市	島内高松交差点	～	松本市	小宮交差点	0.5
松 本	一般県道	塩尻(停)線	塩尻市	塩尻駅(起点)	～	塩尻市	下大門(終点)	1.1
計								165.7
安曇野	一般国道	147号	安曇野市	松川村界	～	安曇野市	常盤町	5.0
安曇野	一般国道	147号	安曇野市	常盤町	～	安曇野市	柏矢町	2.5
安曇野	一般国道	147号	安曇野市	柏矢町	～	安曇野市	アルプス大橋西	7.6
安曇野	一般国道	403号	安曇野市	矢越トンネル	～	安曇野市	木戸	6.7
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	松本市界	～	安曇野市	三田(田多井中萱豊科線交点)	5.5
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	三田(田多井中萱豊科線交点)	～	安曇野市	公園入口	3.5
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	公園入口	～	安曇野市	宮城(有明大町線交点)	6.4
安曇野	主要地方道	塩尻鍋割穂高線	安曇野市	宮城(有明大町線交点)	～	安曇野市	北穂高(147号交点)	5.8
安曇野	主要地方道	大町明科線	安曇野市	池田町界	～	安曇野市	塔ノ原(19号交点)	3.4
安曇野	主要地方道	安曇野インター堀金線	安曇野市	大口沢(143号交点)	～	安曇野市	田沢北(19号交点)	2.7
安曇野	主要地方道	安曇野インター堀金線	安曇野市	田沢(19号交点)	～	安曇野市	成相(147号交点)	3.8
安曇野	主要地方道	安曇野インター堀金線	安曇野市	成相(147号交点)	～	安曇野市	田多井(塩尻鍋割穂高線交点)	5.3
安曇野	主要地方道	穂高明科線	安曇野市	常盤町(147号交点)	～	安曇野市	安曇橋	1.8
安曇野	主要地方道	穂高明科線	安曇野市	安曇橋	～	安曇野市	押野(大町明科線交点)	0.8
安曇野	一般県道	梓橋田沢(停)線	安曇野市	拾ヶ堰橋北	～	安曇野市	梓橋駅前	4.0
安曇野	一般県道	大野田梓橋(停)線	安曇野市	梓橋駅前	～	安曇野市	梓橋	0.1
安曇野	一般県道	小岩岳穂高(停)線	安曇野市	富士尾沢(塩尻鍋割穂高線交点)	～	安曇野市	穂高駅前	4.3
安曇野	一般県道	矢室明科線	安曇野市	松本市界	～	安曇野市	東栄町(19号交点)	2.8
安曇野	一般県道	柏矢町田沢(停)線	安曇野市	柏矢町(147号交点)	～	安曇野市	安曇野IC(安曇野インター堀金線交点)	4.7
安曇野	一般県道	中堀一日市場(停)線	安曇野市	住吉	～	安曇野市	温	2.3
安曇野	一般県道	豊科大天井岳線	安曇野市	新田(147号交点)	～	安曇野市	北海渡(塩尻鍋割穂高線交点)	5.3
計								84.3
大 町	一般国道	147号	大町市	高瀬上橋	～	松川村	穂高境	11.6
大 町	一般国道	147号	大町市	大黒町	～	大町市	高瀬上橋	3.7
大 町	一般国道	148号	大町市	南借馬	～	大町市	海ノ口	5.3
大 町	一般国道	148号	大町市	海ノ口	～	大町市	築場北	1.5
大 町	一般国道	148号	大町市	築場北	～	大町市	新佐野坂トンネル	5.9
大 町	一般国道	148号	大町市	新佐野坂トンネル	～	白馬村	佐野	1.8
大 町	一般国道	148号	白馬村	佐野	～	白馬村	楠川大橋	10.7
大 町	一般国道	148号	白馬村	楠川大橋	～	白馬村	立の間	1.1
大 町	一般国道	148号	白馬村	立の間	～	白馬村	小谷村境	1.2
大 町	一般国道	148号	小谷村	白馬村境	～	小谷村	外沢	11.9
大 町	一般国道	148号	小谷村	外沢	～	小谷村	新潟県境	5.4
大 町	一般国道	148号	大町市	不二塚町	～	大町市	南借馬	1.1
大 町	主要地方道	長野大町線	大町市	小川村境	～	大町市	美麻青具	3.7
大 町	主要地方道	長野大町線	大町市	美麻青具	～	大町市	大黒町	13.2
大 町	主要地方道	白馬美麻線	白馬村	飯森	～	白馬村	堀の内	4.8
大 町	主要地方道	白馬美麻線	白馬村	堀の内	～	大町市	美麻青具	4.8
大 町	主要地方道	大町明科線	大町市	旭町	～	大町市	池田町境	6.3
大 町	主要地方道	大町明科線	池田町	大町市境	～	池田町	安曇野市明科境	8.6
大 町	一般県道	有明大町線	松川村	穂高町境(高瀬川右岸道路)	～	松川村	大町市境	7.0
大 町	一般県道	有明大町線	大町市	松川村境(高瀬川右岸道路)	～	大町市	上一本木	4.8
大 町	一般県道	千国北城線	小谷村	松沢	～	白馬村	落倉	1.0
大 町	一般県道	信濃大町(停)線	大町市	仁科町交差点	～	大町市	大黒町	1.4
計								116.8

資料27－1緊急確保路線(除雪) 県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	箇所名	市町村名	箇所名		
千 曲	一般国道	403号	千曲市	長野市境	～	千曲市	稲荷山	6.0
千 曲	一般国道	403号	千曲市	稲荷山	～	千曲市	小峰稲荷山線交点	1.5
千 曲	一般国道	403号	千曲市	18号BP交点	～	千曲市	大池	4.6
千 曲	一般国道	403号	千曲市	大池	～	千曲市	麻績村境	5.4
千 曲	主要地方道	大町麻績インター千曲線	千曲市	18号交点	～	千曲市	旧上山田境	1.4
千 曲	主要地方道	大町麻績インター千曲線	千曲市	旧戸倉町境	～	千曲市	女沢橋	1.7
千 曲	主要地方道	長野上田線	千曲市	長野市境	～	千曲市	八幡辻	3.1
千 曲	主要地方道	長野上田線	千曲市	八幡辻	～	千曲市	大正橋西	4.9
千 曲	主要地方道	長野上田線	千曲市	女沢橋	～	坂城町	上五明	3.1
千 曲	主要地方道	長野上田線	坂城町	上五明	～	坂城町	鼠橋西	3.3
千 曲	主要地方道	坂城インター線	坂城町	18号交点	～	坂城町	インター下	1.4
千 曲	一般県道	上室賀坂城(停)線	坂城町	上五明	～	坂城町	18号交点	1.7
千 曲	一般県道	戸倉(停)線	千曲市	戸倉駅	～	千曲市	18号交点	0.1
千 曲	一般県道	屋代(停)線	千曲市	屋代駅	～	千曲市	小島	0.1
千 曲	一般県道	姨捨(停)線	千曲市	八幡辻	～	千曲市	18号交点	2.4
千 曲	一般県道	白石千曲線	千曲市	403号交点	～	千曲市	18号交点	1.1
千 曲	一般県道	聖高原千曲線	千曲市	温泉	～	千曲市	18号交点	1.2
計								43.0
須 坂	一般国道	403号	小布施町	殿橋	～	須坂市	松川橋	4.5
須 坂	一般国道	403号	須坂市	松川橋	～	須坂市	横町中央	4.2
須 坂	一般国道	403号	須坂市	横町中央	～	長野市	境	4.5
須 坂	一般国道	406号	須坂市	村山	～	須坂市	上中町	3.7
須 坂	一般国道	406号	須坂市	仁礼町	～	上田市	境	12.4
須 坂	主要地方道	豊野南志賀公園線	長野市	境	～	小布施町	上町	3.3
須 坂	主要地方道	豊野南志賀公園線	須坂市	松川団地入口	～	高山村	中原	6.0
須 坂	主要地方道	長野須坂インター線	須坂市	屋島橋	～	須坂市	仁礼町	7.3
須 坂	主要地方道	須坂中野線	須坂市	上中町	～	高山村	荒井原	4.1
須 坂	主要地方道	須坂中野線	高山村	荒井原	～	高山村	中原	2.6
須 坂	一般県道	村山小布施(停)線	須坂市	村山	～	小布施町	矢島沖	9.0
須 坂	一般県道	村山綿内(停)線	須坂市	村山	～	須坂市	福島	2.8
計								64.4
長 野	一般国道	117号	長野市	岡田(国道19号交点)	～	長野市	青木島(長野上田交点)	2.8
長 野	一般国道	117号	長野市	青木島(長野上田交点)	～	長野市	下水鮑(長野真田交点)	0.6
長 野	一般国道	117号	長野市豊野	浅野(国道18号交点)	～	長野市豊野	蟹沢(旧豊田村界)	2.8
長 野	一般国道	403号	長野市	若穂(須坂市界)	～	長野市	若穂(古屋)	3.1
長 野	一般国道	403号	長野市	若穂(古屋)	～	長野市	大室(関崎橋右岸)	3.2
長 野	一般国道	403号	長野市	大室(関崎橋右岸)	～	長野市	上高相(長野真田線交点)	5.9
長 野	一般国道	403号	長野市	上高相(長野真田線交点)	～	長野市	岩野(千曲市界)	4.0
長 野	一般国道	406号	長野市鬼無里	町(信号)	～	長野市戸隠	追通(栃原北郷信濃交点)	4.2
長 野	一般国道	406号	長野市戸隠	追通(栃原北郷信濃交点)	～	長野市	西長野(長野豊野交点)	13.3
長 野	一般国道	406号	長野市	西長野(長野豊野交点)	～	須坂市	村山(村山橋右岸)	5.5
長 野	主要地方道	長野大町線	長野市	白馬長野有料道路(バイパス)	～	小川村	大町市界	10.5
長 野	主要地方道	長野(停)線	長野市	長野駅前	～	長野市	新田町(国道19号交点)	0.7
長 野	主要地方道	長野菅平線	長野市	中央通り(かるかや前)	～	長野市	緑町(長野大通り)	0.6
長 野	主要地方道	長野菅平線	長野市	緑町(長野大通り)	～	長野市	七瀬	0.6
長 野	主要地方道	長野菅平線	長野市	七瀬	～	長野市	牛島(落合橋右岸)	5.3
長 野	主要地方道	長野真田線	長野市	下水鮑(国道117号交点)	～	長野市	荒神町	5.4
長 野	主要地方道	長野須坂インター線	長野市	七瀬(長野菅平交点)	～	長野市	屋島橋右岸(須坂市界)	5.6
長 野	主要地方道	長野荒瀬原線	長野市	北長野通り交点	～	飯綱町牟礼	牟礼(野村上牟礼(停)交点)	9.0
長 野	主要地方道	長野上田線	長野市	青木島(国117号交点)	～	長野市	塩崎(千曲市界)	11.4
長 野	主要地方道	豊野南志賀公園線	長野市	豊野交差点(国道18号交点)		長野市	小布施橋左岸(小布施町界)	0.4
長 野	主要地方道	飯山妙高高原線	飯綱町	涌井(中野市界)	～	信濃町	水穴(水穴古間(停)線交点)	1.6
長 野	一般県道	水穴古間(停)線	信濃町	水穴(飯山妙高高原交点)	～	信濃町	富野(古間(停)野尻交点)	1.3
長 野	一般県道	古間(停)野尻線	信濃町	古間駅	～	信濃町	諏訪ノ原(町道交点)	0.6
長 野	一般県道	古間(停)線	信濃町	東町(古間(停)野尻交点)	～	信濃町	古間(国道18号交点)	1.6
長 野	一般県道	三才大豆島中御所線	長野市	大豆島(国道18号交点)	～	長野市	大豆島(長野菅平交点)	3.2
長 野	一般県道	三才大豆島中御所線	長野市	上千田(国道18号交点)	～	長野市	荒木(国道117号交点)	1.7
長 野	一般県道	三才大豆島中御所線	長野市	大豆島(五輪大橋)	～	長野市	真島(国道18号交点)	3.5
長 野	一般県道	長野(停)岡田線	長野市	末広町(長野(停)交点)	～	長野市	岡田町(国道19号交点)	0.4
計								108.8

資料27－1緊急確保路線(除雪) 県

所名	種別	路線名	区 間				延長(km)	
			市町村名	箇所名	～	市町村名		箇所名
北信(中野)	一般国道	292号	山ノ内町	上林	～	中野市	七瀬ランプ	10.5
北信(中野)	一般国道	292号	中野市	七瀬ランプ	～	中野市	古牧橋	5.8
北信(中野)	一般国道	403号	山ノ内町	落合橋	～	山ノ内町	白沢川橋	1.7
北信(中野)	一般国道	403号	山ノ内町	白沢川橋	～	山ノ内町	夜間瀬橋	8.7
北信(中野)	一般国道	403号	山ノ内町	夜間瀬橋	～	中野市	栗和田合流	1.4
北信(中野)	一般国道	403号	中野市	七瀬	～	中野市	殿橋	4.1
北信(中野)	一般国道	117号	中野市	豊田飯山IC	～	中野市	豊田大橋	7.1
北信(中野)	主要地方道	中野豊野線	中野市	新井	～	豊野町	蟹沢	7.0
北信(中野)	主要地方道	中野豊野線	中野市	栗林ランプ	～	中野市	中野IC	2.8
北信(中野)	主要地方道	飯山妙高高原線	中野市	豊田飯山IC	～	中野市	飯綱町境	5.4
計								54.5
北信(飯山)	一般国道	117号	中野市(豊田)	豊田飯山IC	～	飯山市	北畑南	5.5
北信(飯山)	一般国道	292号	飯山市	古牧橋北	～	飯山市	伍位野	0.6
北信(飯山)	一般国道	117号	飯山市	北畑南	～	飯山市	柏尾	9.0
北信(飯山)	一般国道	403号	飯山市	中央橋				0.4
北信(飯山)	一般国道	292号	飯山市	有尾	～	飯山市	大川トンネル	5.9
北信(飯山)	一般国道	292号	飯山市	大川トンネル	～	飯山市	県界	5.5
北信(飯山)	一般国道	117号	野沢温泉村	市川橋	～	野沢温泉村	東大滝橋西	3.7
北信(飯山)	一般国道	403号	木島平村	大橋	～	木島平村	落合橋	3.5
北信(飯山)	一般国道	117号	野沢温泉村	東大滝橋西	～	栄村	横倉トンネル入口	4.9
北信(飯山)	一般国道	117号	栄村	横倉トンネル入口	～	栄村	県界	4.4
北信(飯山)	一般国道	403号	飯山市	野坂田	～	木島平村	大橋	2.5
北信(飯山)	一般国道	117号	飯山市	柏尾	～	野沢温泉村	市川橋	8.6
北信(飯山)	主要地方道	飯山斑尾新井線	飯山市	駅前	～	飯山市	大川入口	5.6
北信(飯山)	主要地方道	飯山野沢温泉線	飯山市	関沢	～	野沢温泉村	横落	5.1
北信(飯山)	主要地方道	飯山野沢温泉線	飯山市	綱切橋	～	木島平村	樽川橋	3.9
北信(飯山)	主要地方道	飯山野沢温泉線	飯山市	樽川橋	～	飯山市	関沢	3.3
北信(飯山)	主要地方道	飯山斑尾新井線	飯山市	大川入口	～	飯山市	県界	4.7
北信(飯山)	一般県道	飯山新井線	飯山市	下水沢	～	飯山市	顔戸	3.3
北信(飯山)	一般県道	曾根藤ノ木線	飯山市	顔戸	～	飯山市	藤ノ木	3.8
北信(飯山)	一般県道	中野飯山線	飯山市	市界	～	飯山市	綱切橋東詰	0.3
計								84.5
合 計		112路線						1,450.9

資料27-2 指定観測点及び警戒積雪深

指定観測点	警戒積雪深
① 上水内郡信濃町柏原	165cm
② 長野市大字南長野 長野建設事務所	30cm
③ 上田市菅平高原	90cm
④ 北安曇郡白馬村北城 白馬村役場	150cm
⑤ 木曽郡木祖村藪原 木祖小学校	20cm

資料 27-3 豪雪地帯市町村及び特別豪雪地帯市町村

所 管 地域振興局	豪雪地帯市町村（法第 2 条第 1 項） 昭和 38 年 10 月 30 日指定		特別豪雪地帯市町村（法第 2 条第 2 項）	
	市 町 村 名	備 考	該当	指 定 年 月 日
上 田	上 田 市	旧丸子町、旧武石村、旧塩田町、旧川西村を除いた地域		
南 信 州	飯 田 市	旧南信濃村の地域		
松 本	松 本 市	旧安曇村の地域		
	安 曇 野 市	旧穂高町、旧堀金村の地域		
北アルプス	大 町 市	旧八坂村を除いた地域		
	松 川 村			
	白 馬 村		○	昭和 48. 4. 10
	小 谷 村		○	昭和 46. 9. 27
長 野	長 野 市	旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信更村、旧更北村、旧松代町を除いた地域	○	昭和 48. 4. 10 旧鬼無里村の地域 昭和 51. 4. 9 旧戸隠村の地域
	須 坂 市	旧東村の地域		
	高 山 村		○	昭和 54. 4. 2
	信 濃 町		○	昭和 46. 9. 27
	飯 綱 町			
	小 川 村			
北 信	中 野 市			
	飯 山 市		○	昭和 46. 9. 27
	山 ノ 内 町		○	昭和 48. 4. 10
	木 島 平 村		○	昭和 46. 9. 27
	野沢温泉村		○	昭和 46. 9. 27
	栄 村		○	昭和 46. 9. 27
	計 20（9 市 3 町 8 村）		計 10（2 市 2 町 6 村）	

資料 27-3 豪雪地帯市町村及び特別豪雪地帯市町村

所 管 地域振興局	豪雪地帯市町村（法第 2 条第 1 項） 昭和 38 年 10 月 30 日指定		特別豪雪地帯市町村（法第 2 条第 2 項）	
	市 町 村 名	備 考	該当	指 定 年 月 日
上 小	上 田 市	旧丸子町、旧武石村、旧塩田町、 旧川西村を除いた地域		
下 伊 那	飯 田 市	旧南信濃村の地域		
松 本	松 本 市	旧安曇村の地域		
	安曇野市	旧穂高町、旧堀金村の地域		
北 安 曇	大 町 市	旧八坂村を除いた地域		
	松 川 村			
	白 馬 村		○	昭和 48.4.10
	小 谷 村		○	昭和 46.9.27
長 野	長 野 市	旧篠ノ井市、旧川中島町、旧信 更村、旧更北村、旧松代町を除 いた地域	○	昭和 48.4.10 旧鬼無里村の地域 昭和 51.4.9 旧戸隠村の地域
	須 坂 市	旧東村の地域		
	高 山 村		○	昭和 54.4.2
	信 濃 町		○	昭和 46.9.27
	飯 綱 町			
	小 川 村			
北 信	中 野 市			
	飯 山 市		○	昭和 46.9.27
	山ノ内町		○	昭和 48.4.10
	木島平村		○	昭和 46.9.27
	野沢温泉 村		○	昭和 46.9.27
	栄 村		○	昭和 46.9.27
	計 20（9 市 3 町 8 村）		計 10（2 市 2 町 6 村）	

資料 27-4 段階別運転規制の基準

(東日本旅客鉄道株式会社)									
段階	降積雪の状況	線路の状況		排雪、雪捨列車 運転計画	運転規制			制	
		本線	駅側路		運	休	牽引定数削減	捕	機連結
第1次規制	○降雪量 1日 10cm～40cm (20cm～50cm) 又は毎時 2cm (3cm) を超え 6 時間以上降り続けている時。	確保	確保	必要によりラッセル早朝運転	—	—	貨物列車 10%～20%	—	—
第2次規制	○降雪量 1日 40cm～60cm (50cm～70cm) 又は毎時 3cm (5cm) を超え 6 時間 (4 時間) 以上降り続いて いる時。	確保	仕訳線の 80% 以上を確保する。 (仕訳線には貨物線も含む。)	ラッセルを早朝運転する。	—	—	貨物列車 20%～30%	—	—
第3次規制	○降雪量 1日 60cm～80cm (70cm～90cm) 又は毎時 5cm (7cm) を超え 4 時間 (3 時間) 以上降り続いて いる時、又は吹雪の時。	確保	仕訳線の 70% 以上を確保する。	ラッセルを早朝運転する。	旅客列車 0%～40%	—	貨物列車 30%～50%	—	—
第4次規制	○降雪量 1日 80cm～90cm (90cm～100cm) 又は毎時 7cm を超え 3 時間以上 降り続けている時、又は吹雪の時。		仕訳線の 40% 以上を確保する。	ラッセルを必要により早朝の 他、日中も運転する。	旅客列車 40%～70%	—	—	貨物列車は必要 により連結	—
第5次規制	○降雪量 1日 90cm (100cm) 以上又は毎 時 10cm 以上で、列車の運転確 保が困難な状態の時。		輸送力確保に必要 な仕訳線機回 線等の最小限を 確保する。	同上	旅客列車 通勤、通学列車 を除き運休。 貨物列車 緊急物資の輸送 に必要な最小限 の本数を除き運 休。	—	—	—	—

(西日本旅客鉄道株式会社)

積雪又は側雪 降雪の状況	70cm未満	70cm以上 ～ 100cm未満	100cm以上 ～ 150cm未満	150cm以上	規制	排雪 雪捨て 計画	運 転 規 制	
							運 転 休 止	牽引定数割減
○気象通報その他により初 雪が予想される時	第1次				第1次	必要により、 ラッセル運転		
○一昼夜に10cmをこえる降 雪量があった時	第1次	第2次	第3次	第4次		必要により、 ラッセル運転		貨物1～2割減
○降雪量が毎時3cmをこえ6 時間以上降り続いている	第2次	第3次	第4次	第5次	第2次	ラッセル、 雪捨て運転	旅客列車 0%～20% 貨物列車 0%～20%	貨物2～3割減
○降雪量が毎時5cmをこえ4 時間以上降り続いている	第3次	第4次	第5次	第5次	第3次	ラッセル、 MCラッセル、 雪捨て運転	旅客列車 20%～40% 貨物列車 20%～40%	貨物3～5割減
○降雪量が毎時7cmをこえ3 時間以上降り続いている	第4次	第5次	第5次	第5次	第4次	ラッセル、 MCラッセル、 ロータリー、 雪捨て運転	旅客列車 10%～70% 貨物列車 40%～70%	貨物5～6割減
○降雪量が毎時10cmをこえ る時	第5次	第5次	第5次	第5次	第5次	ラッセル、 MCラッセル、 ロータリー、 雪捨て運転	○旅客列車 通勤、通学列車を除き運休 ○貨物列車 緊急物資の輸送に必要な 最小限の本数を除き運休	貨物5～6割減
○一昼夜の降雪が80cmをこ える時								

資料28

長野県災害義援金配分委員会会則

長野県災害義援金配分委員会会則

(目的)

第1条 本委員会は災害により被害を受けた被災者を救援するため、長野県における災害義援金の配分に関する業務を総合的かつ有機的に実施することを目的とする。

(名称)

第2条 本委員会は長野県災害義援金配分委員会（以下「委員会」という）と称する。

(所掌事務)

第3条 委員会は次に掲げる事務を所掌する。

(1) 被災者に寄せられた義援金を受け付けた機関から、委員会に引き継がれた義援金の保管及び配分に関すること。

(2) その他必要な事項

(組織等)

第4条 委員会は、第1条の目的に賛同し、協力する次の機関または団体（以下「構成団体」という。）をもって組織するが、被害の状況により他の関係機関、団体等を構成団体に加えることができる。

- (1) 長野県
- (2) 長野県市長会
- (3) 長野県町村会
- (4) 日本赤十字社長野県支部
- (5) 長野県共同募金会
- (6) 長野県社会福祉協議会
- (7) NHK長野放送局

(委員)

第5条 委員会は前条の構成団体から選出された委員をもって構成する。

2 委員は会議に出席し事案を協議する。

(委員長等の職務)

第6条 委員会に委員長及び副委員長を置き、委員の互選により定める。

2 委員長は、委員会を代表し、会務を総括する。

3 副委員長は委員長を補佐し、委員長に事故あるときはその職務を代行する。

(監事)

第7条 委員会に監事2名を置く。

2 監事は、義援金等に関する会計を監査する。

(会議)

第8条 委員会の会議は委員長が招集し、委員長が議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務を処理するため、長野県危機管理部危機管理防災課（災害対策本部室）に事務局を置く。

(意見の聴取)

第10条 委員会は第1条の目的を達成するため、必要に応じて防災関係機関等から意見を求めることができる。

(附則)

この会則は、平成〇年〇月〇日から実施する。

松本空港消火救難対策実施要領

(目的)

第1条 本要領は、松本空港内における航空機事故、地震等による災害又は建物火災等（以下「緊急事態」という。）に際し、松本空港管理事務所職員及び松本空港内に事務所、営業所等を有する現地関係機関の職員を隊員として編成する松本空港消火救難隊（以下「消火救難隊」という。）が一貫した消火救難活動を実施し、被害の防止又は軽減を図ることを目的とする。

(編成)

第2条 消火救難隊には、隊長1名、副隊長1名をおくほか、次の各班をもって編成し、各班の担当業務は別表のとおりとする。

（1）通報連絡班 （2）消火班 （3）救護誘導班 （4）警備班

2 隊長は松本空港管理事務所長を、副隊長は松本空港ターミナルビル株式会社総務経理部長をもってあて、班長は隊員の中から隊長があらかじめ指名するものとする。

3 各班の編成は別に定めるものとする。

(隊員の選任等)

第3条 現地関係機関の長は、当該機関の職員のうちから隊員をあらかじめ選任し、隊長に届け出るものとする。これを変更しようとする場合も同様とする。

2 現地関係機関の長は、隊長の指示があるときは、隊員以外の人員派遣及び車両等の機材の提供について協力するものとする。

(任務等)

第4条 隊長は緊急事態の発生により消火救難活動の必要を認めたときは、速やかに現地関係機関の長に対し、隊員の出動を要請し、緊急配備につかせるとともにその活動を命じ、隊員を指揮監督するほか、本部の任務の一切を掌理する。

2 副隊長は、隊長の職務を補佐するとともに、隊長不在のときはその職務を代行する。

3 班長は、隊長の命に基づき班員を指揮監督し、それぞれの任務達成に努めるものとする。

4 班員は、班長の指揮のもとに各々その与えられた任務達成のため行動するものとする。

(事故の通報及び応急処置)

第5条 現地関係機関の職員は、緊急事態の発生を発見したとき又はそのおそれ

のあるときは、速やかに口頭もしくは電話等をもって事故発生を隊長に通報するとともに、被害防止のため臨機応変の処置をとらなければならない。

(隊員の出動)

第6条 隊長は、前条の通報を受けた時は、状況を確認し、必要と判断したときは、別に定める「松本空港緊急時連絡体制図」により、隊員の出動を要請するものとする。

2 隊員は、隊長より出動の要請があったときは、別に指定する集合地点に速やかに集合し、隊長の指示を受けるものとする。

(消火救難器材の整備)

第7条 各班長は、事故等の発生に備え、その任務達成上必要な器具、備品等について常時点検するとともに、これを整備しておかななければならない。

(隊員の表示)

第8条 隊員は、出動およびその行動にあたっては、ヘルメット及び所定の腕章をつけその身分を表示するものとする。

(演習)

第9条 消火救難隊は、隊長の指揮のもとに、定期的に総合訓練を実施するものとする。

(その他)

第10条 隊長は、必要に応じてこの要領を実施するための実施細目を、別途定めることができる。

附 則

この要領は、平成6年7月26日から施行する。

附 則

この要領は、平成11年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成13年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成20年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成 22 年 6 月 17 日から施行する。

附 則

この要領は、平成 24 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

別表

各班の担当業務

班名	担当業務内容
通報連絡班	関係機関への通報連絡、事故に関する情報収集、各班との連絡調整、報道関係者への対応
消 火 班	消火活動及び現場保存のための整備
救護誘導班	事故現場での罹災者の救護、旅客等の避難及び誘導
警 備 班	関係者以外の空港内立入規制、待合客、見学者等部外者の避難誘導と立入規制、車両の誘導整理

資料30-1 危険箇所等総括表

(令和6年4月1日現在)

項 目			箇 所 数 ※1		
地すべり危険箇所（農政部）			320 （137）		
山地 危険 災害 地	地すべり危険地区（林務部）		412		
	山腹崩壊危険地区		3,739		
	崩壊土砂流出危険地区		4,660		
なだれ危険箇所（林務部）			199		
雪崩危険箇所（建設部） ※2			I	1,292	1,840
			II	548	
土砂崩壊危険箇所（農政部）			1,709		
砂防指定地			2,837		
土砂災害警戒区域等	土砂災害警戒区域	土石流	6,715		
		急傾斜地の崩壊	18,989		
		地すべり	1,520		
		合計	27,224		
	土砂災害特別警戒区域	土石流	5,486		
		急傾斜地の崩壊	16,019		
		合計	21,505		
重要水防区域			3,313 ※3		
建築基準法による災害危険区域			9 （9）		

※1 () 内は、法指定箇所数で内数

※2 I：保全人家5戸以上（5戸未満であっても公共建物又は災害時要援護者関連施設あり）
II：保全人家1～4戸

※3 平成20年7月1日現在のデータ

資料30-2 地すべり危険箇所（農政部所管）

（１）市町村別地すべり危険箇所数

（令和6年4月1日現在）

地域振興局	市町村名	箇所数	地域振興局	市町村名	箇所数
佐 久	小 諸 市	2	松 本	松 本 市	9
	佐 久 穂 町	1		塩 尻 市	1
	小 計	3		安 曇 野 市	4
上 田	上 田 市	15		麻 績 村	1
	東 御 市	1		生 坂 村	6
	長 和 町	1		筑 北 村	9
	青 木 村	5		小 計	30
	小 計	22	北アルプス	大 町 市	8
諏 訪	下 諏 訪 町	1		池 田 町	4
	小 計	1		小 谷 村	16
上伊那	伊 那 市	4		小 計	28
	駒 ヶ 根 市	7	長 野	長 野 市	95
	中 川 村	1		須 坂 市	1
	小 計	12		千 曲 市	7
南信州	飯 田 市	20		坂 城 町	1
	松 川 町	2		高 山 村	2
	阿 南 町	17		飯 綱 町	14
	阿 智 村	1		小 川 村	3
	下 條 村	1		小 計	123
	天 龍 村	2	北 信	中 野 市	11
	泰 阜 村	3		飯 山 市	18
	喬 木 村	1		山 ノ 内 町	2
	豊 丘 村	2		木 島 平 村	1
	大 鹿 村	13		野 沢 温 泉 村	2
	小 計	62		栄 村	3
				小 計	37
木 曽	上 松 町	2	合 計		320
	小 計	2			

(2) 地すべり防止区域一覧表

(令和6年4月1日現在)

番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日	番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日
54	野 倉	上 田 市	31.93	S46.03.16	77	沢 井	大 鹿 村	34.40	S49.03.12
102	岩 清 水	上 田 市	33.46	S58.11.14	117	清 水	大 鹿 村	58.03	H01.03.29
73	練 合	上 田 市	30.00	S48.03.30	121	沢 戸	大 鹿 村	29.10	H02.03.16
103	天 狗 平	上 田 市	11.65	S58.11.14	128	堂 垣 外	大 鹿 村	9.64	H05.04.22
115	深 山	青 木 村	62.18	S63.03.26	112	大 畑	泰 阜 村	71.20	S61.01.09
上田地域振興局 計			169.22	5箇所	南信州地域振興局 計			1,606.60	30箇所
42	下 芝 平	伊 那 市	297.00	S44.03.31	68	西 ノ 入	松 本 市	18.40	S48.03.08
44	宇 津 木	伊 那 市	96.23	S44.03.31	120	板 場	松 本 市	9.11	H02.03.16
46	黒 川	伊 那 市	102.50	S44.03.31	132	板 場 南	松 本 市	29.17	H07.10.17
47	菅 沼	駒ヶ根市	15.22	S44.03.31	18	名 九 鬼	安 曇 野 市	27.81	S38.08.09
49	中 曾 倉	駒ヶ根市	23.86	S45.03.31	85	花 見	安 曇 野 市	17.14	S51.03.25
上伊那地域振興局 計			534.81	5箇所	107	塔 の 原	安 曇 野 市	14.07	S60.03.30
48	箱 川	飯 田 市	19.14	S44.03.31	13	湯 の 入	生 坂 村	15.17	S36.12.06
51	野 池	飯 田 市	23.74	S45.03.31	21	広津(堀越)	生 坂 村	43.10	S38.08.27
56	立 石	飯 田 市	119.86	S46.03.26	24	下 の 田	生 坂 村	18.10	S38.08.27
78	虎 岩	飯 田 市	240.02	S49.03.12	60	昭 津	生 坂 村	16.73	S47.02.19
79	伊 豆 木	飯 田 市	65.10	S50.03.31	65	南 平	生 坂 村	20.30	S47.03.13
84	越 久 保	飯 田 市	19.17	S51.03.25	129	草 尾	生 坂 村	50.84	H05.07.15
91	北 伊 豆 木	飯 田 市	109.91	S54.03.31	9	鼠 屋 敷	筑 北 村	10.69	S36.05.01
100	中 伊 豆 木	飯 田 市	118.60	S58.03.23	26	立 川	筑 北 村	13.31	S39.03.09
137	米 川	飯 田 市	15.73	H08.08.14	5	大 側	筑 北 村	28.15	S36.05.01
88	下 栗	飯 田 市	25.45	S51.03.25	29	坂 北 原	筑 北 村	91.00	S39.06.09
113	下 栗 第 二	飯 田 市	25.10	S61.12.23	80	日 影	筑 北 村	18.30	S50.03.31
19	長 ぞ う れ	松 川 町	29.60	S38.08.10	41	真 田	筑 北 村	51.43	S43.03.18
57	長ぞうれ第二	松 川 町	36.62	S46.03.26	松本地域振興局 計			492.82	18箇所
11	鴨 目	阿 南 町	15.14	S36.12.06	22	切 久 保	大 町 市	35.90	S38.08.27
14	平 久	阿 南 町	117.25	S36.12.06	23	長 畑	大 町 市	19.10	S38.08.27
16	北 条	阿 南 町	40.81	S38.02.27	38	重 太 郎	大 町 市	52.00	S43.02.28
50	大 那 木	阿 南 町	87.60	S45.03.31	66	小 菅	大 町 市	20.80	S47.03.13
52	平 石	阿 南 町	26.00	S45.03.31	95	作 の 平	大 町 市	23.50	S56.03.18
83	中 谷	阿 南 町	20.00	S50.03.31	118	切 久 保 南	大 町 市	54.40	H01.03.29
89	川 田	阿 南 町	121.51	S53.03.31	70	南 村	大 町 市	36.00	S48.03.08
125	鳥 原	阿 南 町	16.60	H04.03.16	101	境 の 宮	大 町 市	14.90	S58.03.23
8	田 本	大 鹿 村	7.35	S36.05.01	36	中 の 貝	池 田 町	27.00	S42.03.31
34	上 蔵	大 鹿 村	19.44	S41.05.16	69	平 出	池 田 町	18.60	S48.03.08
59	上 蔵 第 二	大 鹿 村	53.00	S46.03.27	74	中 島	池 田 町	24.60	S49.02.20
71	中 尾	大 鹿 村	31.49	S48.03.14	1	上 手 村	小 谷 村	73.60	S35.09.13

番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日	番号	防止区域名	市町村名	面積 (ha)	指定年月日
37	宮 本	小 谷 村	62.17	S42.03.31	105	塩 本	長 野 市	159.81	S59.03.12
62	坪 山	小 谷 村	29.80	S47.02.19	135	中 原	長 野 市	20.40	H08.08.14
75	菖 蒲 平	小 谷 村	24.80	S49.02.20	136	一 倉 田 和	長 野 市	81.01	H08.08.14
94	李 平	小 谷 村	15.80	S56.03.18	7	豊 野	長 野 市	21.70	S36.05.01
98	広 見	小 谷 村	26.30	S57.03.26	20	押 久 保	長 野 市	53.15	S38.08.27
104	三 島	小 谷 村	28.10	S59.03.12	31	入 石	長 野 市	10.24	S40.07.29
116	曾 田 山	小 谷 村	23.73	S63.03.22	32	鷲 寺	長 野 市	21.17	S40.07.29
133	阿 原	小 谷 村	26.72	H07.10.17	61	中 峰	長 野 市	24.60	S47.02.19
北アルプス地域振興局 計			637.82	20箇所	114	西 宇 山	長 野 市	17.40	S61.12.23
3	下 戸 倉	長 野 市	23.00	S35.09.13	134	倉 平	長 野 市	24.52	H07.10.17
4	浅 野	長 野 市	19.10	S35.09.13	108	天 間	長 野 市	11.20	S60.03.30
17	瀬 原 田	長 野 市	12.20	S38.04.16	124	百 瀬	長 野 市	19.80	H03.10.24
30	吉	長 野 市	19.61	S40.07.29	67	長 尾 根	千 曲 市	45.40	S48.03.08
35	牧 内	長 野 市	137.50	S41.11.11	90	山 田 入	高 山 村	19.50	S54.03.31
99	岡 田	長 野 市	13.30	S57.03.26	長野地域振興局 計			1,587.83	41箇所
110	祖 手 山	長 野 市	15.40	S61.01.09	33	大 俣	中 野 市	27.86	S40.09.02
111	涌 池	長 野 市	55.40	S61.01.09	130	七 瀬	中 野 市	35.09	H06.07.07
122	犬 石	長 野 市	36.50	H03.05.10	12	郷 露	中 野 市	12.40	S36.12.06
123	山 崎	長 野 市	19.76	H03.05.10	28	梨 久 保	中 野 市	277.02	S39.06.09
40	白 井 沢	長 野 市	38.37	S43.03.18	92	小 割	中 野 市	72.24	S54.03.31
64	小 別 当	長 野 市	33.80	S47.02.19	109	道 光 寺	中 野 市	49.80	S60.03.30
72	長 岩	長 野 市	61.20	S48.03.14	2	上 境	飯 山 市	153.40	S35.09.13
76	桐 沢	長 野 市	59.00	S49.02.20	10	顔 戸	飯 山 市	12.10	S36.05.01
86	南 小 松 尾	長 野 市	24.00	S51.03.25	25	間 方	飯 山 市	238.16	S39.03.09
106	笹 久	長 野 市	31.00	S59.03.12	27	太 田 入	飯 山 市	48.93	S39.03.09
119	池 田	長 野 市	78.06	H01.03.29	39	分 道	飯 山 市	97.30	S43.02.28
126	下 大 岡	長 野 市	22.02	H04.03.16	45	後 谷	飯 山 市	36.74	S44.03.31
127	日 方	長 野 市	83.30	H04.03.16	55	顔 戸 第 二	飯 山 市	72.85	S46.03.26
131	雨 池	長 野 市	9.06	H06.07.07	58	柳 久 保	飯 山 市	81.00	S46.03.26
6	竹 之 田 和	長 野 市	18.07	S36.05.01	87	顔 戸 第 二	飯 山 市	38.99	S51.03.25
15	上 河	長 野 市	25.37	S38.02.27	96	中 条	飯 山 市	57.40	S56.03.18
43	土 橋	長 野 市	41.90	S44.03.31	97	堂 平	飯 山 市	23.20	S56.03.18
53	芦 沢	長 野 市	28.80	S45.03.31	81	細 越	野 沢 温 泉 村	35.13	S50.03.31
63	平 清 水	長 野 市	37.50	S47.02.19	北信地域振興局 計			1,369.61	18箇所
82	奈 良 尾	長 野 市	54.00	S50.03.31	合 計			6,398.71	137箇所
93	松 葉	長 野 市	60.71	S55.03.17					

(3) 地すべり危険地一覧表

(令和6年4月1日現在)

番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名
43	大久保	小諸市	35	上平	飯田市	107	神田	上松町
44	久保	小諸市	36	櫛平	飯田市	108	徳原	上松町
65	矢坪	佐久穂町	37	下虎岩	飯田市	木曽地域振興局		2箇所
佐久地域振興局		3箇所	38	中伊豆木東	飯田市	29	一の海	松本市
31	上野	上田市	39	長田	飯田市	30	中山	松本市
32	上塩尻	上田市	40	野池西	飯田市	109	板場北	松本市
33	上室賀	上田市	41	原平上	飯田市	110	岩井堂	松本市
34	手塚	上田市	105	樋久保	飯田市	111	横川	松本市
67	生田	上田市	106	松の田	飯田市	117	古宿	松本市
68	上池	上田市	82	御供	阿南町	59	旧塩尻	塩尻市
69	塩川	上田市	83	鴨目上	阿南町	116	光城山	安曇野市
70	辰ノ口	上田市	84	見名	阿南町	114	桂	麻績村
71	南原	上田市	85	下梅田	阿南町	112	東山	筑北村
72	下横道	上田市	86	東条	阿南町	113	末地	筑北村
73	傍陽	上田市	87	雲雀沢	阿南町	115	真田北	筑北村
66	大日向	東御市	88	深見	阿南町	松本地域振興局		12箇所
74	青原	長和町	89	二瀬	阿南町	118	中島南	池田町
75	押出	青木村	90	村影	阿南町	119	阿原	小谷村
76	琴山	青木村	91	寺尾	阿智村	120	池原	小谷村
77	原	青木村	92	小松原	下條村	121	大網	小谷村
78	宮沢	青木村	93	長沼	天龍村	122	大平	小谷村
上田地域振興局		17箇所	94	梨畑	天龍村	123	黒川	小谷村
79	樋橋	下諏訪町	95	三耕地	泰阜村	124	合子	小谷村
諏訪地域振興局		1箇所	96	温田	泰阜村	125	塩ノ久保	小谷村
45	大津渡	駒ヶ根市	97	大和知	喬木村	北アルプス地域振興局		8箇所
46	下曾倉	駒ヶ根市	98	河野	豊丘村			
47	高畑	駒ヶ根市	99	中部	豊丘村			
48	中割	駒ヶ根市	100	沢井北	大鹿村			
49	御影堂	駒ヶ根市	101	西	大鹿村			
80	那木沢	伊那市	102	舟岩	大鹿村			
81	大草	中川村	103	南山	大鹿村			
上伊那地域振興局		7箇所	104	上蔵南	大鹿村			
			南信州地域振興局		32箇所			

番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名	番号	箇所名	市町村名
1	赤田	長野市	142	岩下	長野市	161	塩ノ入上	飯綱町
2	秋古上	長野市	143	追沢	長野市	162	下赤塩	飯綱町
3	犬飼上	長野市	144	下石津	長野市	163	西部	飯綱町
4	今泉	長野市	145	下中牧	長野市	164	寺村	飯綱町
5	芋井	長野市	146	左右礼	長野市	165	中峰	飯綱町
6	有旅西	長野市	147	中尾	長野市	166	奈良本	飯綱町
7	笹鍋	長野市	148	萩野	長野市	167	堀越	飯綱町
8	三水	長野市	149	堀之内	長野市	168	町	飯綱町
9	篠ノ井有旅	長野市	151	柳久保	長野市	169	柳沢	飯綱町
10	篠ノ井小松原	長野市	152	泉平	長野市	175	島	小川村
11	四野宮	長野市	153	城山	長野市	176	成就	小川村
12	下石川	長野市	154	手子塚	長野市	177	次木	小川村
13	下平	長野市	155	向原	長野市	長野地域振興局		82箇所
14	瀬脇西	長野市	170	清水	長野市	50	桜沢	中野市
16	高木平	長野市	171	祖山	長野市	51	間山	中野市
17	田子	長野市	172	栃原	長野市	181	北永江	中野市
18	中曽根	長野市	173	中尾口	長野市	182	熊坂	中野市
19	中曽根西	長野市	174	奈良尾	長野市	183	永江	中野市
20	七二会大久保	長野市	178	芦沼	長野市	52	小菅	飯山市
21	水熊	長野市	179	入日	長野市	53	笹沢	飯山市
22	平木	長野市	180	松之木	長野市	54	中曽根南部	飯山市
23	布施五明	長野市	42	仁礼	須坂市	55	温井	飯山市
24	古藤	長野市	60	大池	千曲市	56	三郷	飯山市
25	水船	長野市	61	芝山	千曲市	57	瑞穂	飯山市
26	吉窪花上	長野市	62	峰	千曲市	58	緑	飯山市
27	吉原	長野市	63	山の神	千曲市	138	戸狩	山ノ内町
28	夜交	長野市	126	新山	千曲市	139	横倉	山ノ内町
127	雨池北	長野市	136	羽尾	千曲市	140	住郷	木島平村
128	内花見	長野市	135	坂城	坂城町	141	豊郷	野沢温泉村
129	上中山	長野市	137	天神原	高山村	184	志久見	栄村
130	新田	長野市	156	小向	飯綱町	185	平滝西部	栄村
131	泥平	長野市	157	野村上	飯綱町	186	平滝東部	栄村
132	中ノ在家	長野市	158	平出	飯綱町	北信地域振興局		19箇所
133	町田	長野市	159	上赤塩	飯綱町	合 計		183箇所
134	安賀	長野市	160	御所之入	飯綱町			

資料30-3 地すべり危険地区（林務部所管）

（１）地すべり危険地区市町村一覧

地域振興局名	市町村名	箇所数
佐久	佐久市	1
	佐久穂町	1
	小計	2
上田	上田市	9
	長和町	1
	小計	10
諏訪	岡谷市	1
	茅野市	1
	小計	2
上伊那	伊那市	17
	駒ヶ根市	1
	辰野町	1
	宮田村	1
	小計	20
南信州	飯田市	14
	阿南町	3
	阿智村	3
	平谷村	2
	下條村	2
	天龍村	7
	泰阜村	2
	喬木村	4
	大鹿村	12
	小計	49

（令和6年4月1日現在）

地域振興局名	市町村名	箇所数
松本	松本市	22
	安曇野市	21
	塩尻市	1
	筑北村	13
	生坂村	13
	小計	70
北アルプス	大町市	15
	池田町	10
	白馬村	3
	小谷村	22
	小計	50
長野	長野市	154
	千曲市	3
	高山村	6
	信濃町	1
	飯綱町	3
	小川村	17
	小計	184
北信	中野市	7
	飯山市	8
	山ノ内町	2
	木島平村	1
	野沢温泉村	1
	栄村	6
	小計	25
合計		412

(2) 地すべり防止区域一覧					(令和3年4月1日現在)	
番号		市 町 村 名	面 積 ha	法 指 定 年 月 日	保全対象	
					人家	そ の 他 公 共 施 設
176	大 野 沢	佐 久 穂 町 (旧 佐 久 町)	6.24	H15. 3. 31		
佐久地域振興局 計 1 箇所						
96	岳 ノ 尾	上 田 市	14.46	S49. 4. 9	8	その他 1 棟、道路1,050m
97	美 志 ケ 沢	〃	7.98	〃	5	その他 2 棟、道路2,000m
135	大 谷	〃	12.39	S60. 4. 25	27	神仏 1、道路2,200m
148	日 陰	〃	5.01	H6. 7. 11	12	道路350m
上田地域振興局 計 4 箇所						
169	左 大 坪	岡 谷 市	6.00	H12. 12. 15		
諏訪地域振興局 計 1 箇所						
1	中 島	伊 那 市 (旧 長 谷 村)	14.51	S33. 9. 3	10	道路900m
106	山 寺 山	辰 野 町	11.36	S49. 5. 10	22	道路2,300m
113	半 対	伊 那 市 (旧 高 遠 町)	25.90	S50. 3. 18	13	道路2,800m
114	柏 木	伊 那 市 (旧 長 谷 村)	112.80	S51. 4. 21	5	その他 3 4 棟、道路4,877m
125	芝 平 東	伊 那 市 (旧 高 遠 町)	24.76	S57. 8. 9	15	学校 2、公署 1、神仏 1、道路
150	屋 敷 沢	伊 那 市 (旧 長 谷 村)	83.50	H7. 8. 2	8	道路5,000m
165	粟 沢	〃	15.03	H12. 3. 24	81	病院 1、工場 2、神仏 2、道路2,070m
181	日 影 入	箕 輪 町	7.29	H22. 1. 21		道路380m
上伊那地域振興局 計 8 箇所						
94	桃 添 か け 畑	喬 木 村	9.03	S47. 7. 13	108	小学校、神仏等 1 7、林道3,450m
98	舟 久 保	飯 田 市 (旧 上 村)	105.30	S48. 4. 9	169	学校、官公署、神仏 1 0、道路8,000m
99	青 崩	〃	13.52	〃	133	学校等 1 1、道路6,000m
127	中 洞	大 鹿 村	32.21	S58. 6. 20	28	道路2,850m
136	貉 石	飯 田 市 (旧 上 村)	24.38	S61. 4. 10	45	道路700m
138	河 合	大 鹿 村	72.03	S63. 6. 23	20	道路7,510m、病院 4 棟、官公署 2 棟
145	小 塩	〃	219.07	H3. 5. 8	9	道路1,600m
162	蛇 洞 沢	飯 田 市 (旧 上 村)	30.98	H11. 7. 21	1	道路130m
180	我 科	泰 阜 村	6.53	H20. 7. 7	17	道路40m、ため池 1
南信州地域振興局 計 9 箇所						
2	岩 山	松 本 市 (旧 四 賀 村)	7.50	S33. 9. 3	6	林道450m
26	伊 切	筑 北 村 (旧 本 城 村)	62.96	S35. 8. 23		
27	矢 の 川	生 坂 村	12.02	〃		
28	小 沢	安 曇 野 市 (旧 明 科 町)	15.21	〃	5	学校 1、その他 2、道路280m
29	長 久 保	〃	43.86	〃		
30	木 下	〃	72.24	〃		
31	穴 坪	〃	17.90	〃		
32	矢 の 沢	松 本 市 (旧 四 賀 村)	25.49	〃		
33	堂 平	〃	73.36	〃		
35	万 平	生 坂 村	6.07	〃		
36	枅 沢	安 曇 野 市 (旧 明 科 町)	16.60	〃		
69	丸 木	生 坂 村	92.15	S39. 6. 22		林道600m
70	天 田	安 曇 野 市 (旧 明 科 町)	97.80	〃	33	神仏、その他 1、道路2,028m
71	梨 子	〃	31.13	〃	23	神仏 6、その他 1 3、道路800m
79	李	〃	12.70	S41. 7. 4	10	仏閣 1、公民館 1、道路3,265m
89	栗 本	生 坂 村	45.96	S53. 5. 4	10	仏閣 1、道路2,350m

番号		市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
					人家	その他公共施設
91	六地蔵沢	安曇野市 (旧明科町)	15.74	S46.4.23	12	道路2,640m
92	東北山	松本市 (旧四賀村)	23.71	S47.7.13	5	その他1、道路1,900m
103	荻ノ久保	安曇野市 (旧明科町)	55.23	S49.4.9	88	その他3、道路5,831m
104	大久保	〃	12.86	〃	43	その他2、道路2,789m
105	中北山	松本市 (旧四賀村)	27.01	〃	15	道路2,300m
107	半沢	安曇野市 (旧明科町)	12.40	S49.5.10	8	道路450m
108	日向	生坂村	32.97	〃	11	道路2,160m、神仏1
115	堀平	安曇野市 (旧明科町)	33.15	S51.4.21	15	神仏1、その他10、道路1,400m
116	西の宮	松本市 (旧四賀村)	20.50	〃	25	工場1、その他1、道路3,800m
118	十二	〃	46.97	S52.6.7	10	道路1,730m
119	才光寺	生坂村	15.70	〃	22	道路1,110m
120	生竜	松本市 (旧四賀村)	33.42	S53.5.4	32	道路1,600m
128	峯方	安曇野市 (旧明科町)	61.56	S59.4.5	43	官公署、学校等7、道路2,200m
141	崖の湯	松本市	12.98	H1.9.25	13	道路1,740m
※141	崖の湯	塩尻市	4.24	〃	13	道路1,740m
151	上生野	安曇野市 (旧明科町)	37.00	H9.3.27	43	道路5,060m、神仏1、工場2
163	下庄部	〃	8.29	H11.7.21	1	公民館1、工場1、道路290m
164	入川	筑北村 (旧坂北村)	9.00	〃	17	道路470m
167	白牧	安曇野市 (旧明科町)	40.83	H12.12.15		
168	草尾東	生坂村	19.41	〃	104	神仏4、工場1、その他7、道路4,730m
170	老根田	松本市	8.57	H13.3.6		道路320m
173	大崩	〃	51.82	H13.3.26	8	道路2,210m
174	底白	安曇野市 (旧明科町)	21.45	〃	3	道路600m、鉄道90m
松本地域振興局計 38 箇所						
3	中ぬけ平	小谷村	24.88	S33.9.3		
4	祖子山	〃	8.73	〃	4	道路1,840m
16	明賀	白馬村	38.23	S35.8.23	13	道路1,750m
34	小土山	小谷村	21.56	〃		
72	穴の当	〃	78.68	S39.7.21	8	神仏1、その他2、道路1,400m
73	楡室	池田町	61.00	〃	13	神仏2、その他26、道路500m
74	寺間	〃	75.60	〃		神仏1、その他11、道路2,100m
75	花尾	大町市 (旧美麻村)	154.91	〃		
76	池田田ノ入	池田町	11.37	S41.4.9		
77	寒方地	大町市 (旧美麻村)	49.77	〃	11	
78	南足沼	池田町	38.10	S41.7.4	28	道路2,400m
81	正ノ田	〃	26.53	S44.3.31	12	その他24棟、道路1,040m
85	大渚	小谷村	297.41	S45.3.31		
86	中木沢	池田町	18.60	〃		
※89	栗本	〃	34.35	S45.9.7	14	神仏1、その他35、道路2,530m
90	上籠	大町市 (旧八坂村)	96.18	〃	26	神仏4、その他63、道路17,900m
93	梅の尾	池田町	36.06	S47.7.13	8	その他12、道路1,470m
100	長久保沢	〃	39.46	S48.4.9	3	道路2,830m
101	法道	〃	56.25	〃	15	神仏2、その他2、道路5,230m
102	立野	大町市 (旧美麻村)	111.20	〃	11	神仏1、道路5,000m
117	石畳	大町市 (旧八坂村)	13.11	S52.6.7	35	その他1、道路1,600m
122	土谷川	小谷村	163.75	S56.1.22	76	病院、その他2、道路500m
123	十石	大町市 (旧八坂村)	11.72	S56.3.13	23	神仏1、道路1,200m
129	平沢	〃	55.23	S59.4.5	2	神仏1、道路700m
130	八畑	小谷村	20.38	〃		道路1,050m
137	ヘイゾウ	〃	74.28	S63.6.23	12	道路7,530m、神社仏閣1
140	六合	〃	201.24	S63.9.21		道路1,570m

番号		市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
					人家	その他公共施設
142	仲間	大町市 (旧八坂村)	31.36	H1.9.25	16	神仏4、その他1、道路2,935m
143	大平	小谷村	56.19	〃	42	工場1、神仏1、道路6,600m
149	高地坂	〃	6.76	H7.8.2	14	道路900m
153	城	大町市 (旧八坂村)	23.65	H9.3.27	11	道路1,200m、神仏1、その他1
157	稲尾沢	大町市	16.83	H9.11.26		道路1,100m
158	松合品生	大町市 (旧美麻村)	55.70	H10.3.16	13	神仏1、その他1、道路2,000m
159	奥山	白馬村	84.80	〃		道路3,400m
160	大立	小谷村	21.28	〃		道路250m
161	フトウ	〃	47.38	〃		道路400m
171	横川	〃	350.24	H13.3.6		道路4,650m
177	濁沢	〃	62.82	H15.3.31		
北アルプス地域振興局 計 37 箇所						
5	中田	長野市 (旧鬼無里村)	117.72	S34.6.27		道路3,500m
6	大沢	〃	22.63	〃		その他1棟
7	矢平沢	〃	5.50	〃		
8	町入	〃	18.13	〃		道路810m
9	財又	〃	228.79	〃		林道、農道
10	濁澤	長野市	140.56	〃		
11	七久保	〃	42.54	〃	1	道路500m
12	達橋沢	〃	7.74	〃		神社仏閣1棟、道路50m
13	鍋石沢	〃	5.00	〃	2	神社仏閣1棟、道路300m
14	平沢	〃	13.19	〃		道路150m
15	狐塚	〃	5.35	〃		道路100m
17	曲尾	長野市 (旧信州新町)	31.06	S35.8.23	25	道路3,600m
18	辻	長野市 (旧中条村)	16.46	〃	7	その他10棟、道路1,180m
19	神出	〃	28.45	〃	10	その他25棟、道路1,760m
21	小松原	長野市	10.59	〃	24	工場、神仏1、道路
22	久木	小川村	102.18	〃	39	学校2、神仏その他1、道路22,000m
23	原	長野市 (旧鬼無里村)	32.76	〃	26	その他31、道路8,640m
24	宮沢	〃	6.55	〃		
25	長崎入	〃	12.40	〃		道路2,000m
37	楡之木	長野市 (旧信州新町)	65.55	S38.1.23	19	道路1,500m
38	祖室	〃	20.22	〃		
39	大中	長野市 (旧戸隠村)	67.07	〃	43	神仏2棟、道路2,150m
40	誘引沢	長野市 (旧鬼無里村)	6.54	〃		道路4,000m
41	矢下澤	〃	67.46	〃	2	道路600m
42	滝澤	〃	65.52	〃		道路1,500m
43	矢崎澤	〃	26.01	〃		道路1,000m
44	柳平沖	長野市	10.49	〃	4	道路500m
45	泉平	〃	5.07	S38.3.4	2	神仏1、道路200m
46	滝の入澤	長野市 (旧鬼無里村)	23.30	S38.10.25		道路200m
47	清水沖	長野市	8.58	〃		道路1,000m
48	別府澤	長野市 (旧鬼無里村)	13.73	〃	2	道路200m
49	小鬼無里	〃	7.48	〃		道路1,000m
50	松原矢平澤	〃	16.07	〃		道路350m
51	寺澤	〃	75.38	〃	4	道路500m
52	桃ノ木沢	〃	13.16	〃		
53	曲尾沢	〃	10.94	〃		道路700m
54	岩下	〃	28.37	〃		道路500m
55	枳平	〃	22.26	〃		道路2,000m
56	柳沢	〃	21.24	〃		道路5,000m
57	小佐出沢	〃	19.29	〃		道路1,000m
58	西福寺北浦沢	長野市	8.30	S38.11.9		道路780m
59	洞表沖	〃	5.32	〃		道路200m
60	鑪澤	〃	9.06	〃		道路70m
61	東澤	〃	13.22	〃		道路50m
62	和奈出沢	長野市 (旧鬼無里村)	63.55	〃	10	神仏1、その他3、道路1,800m
63	坂の沢	〃	13.77	〃		道路100m

番号		市町村名	面積 ha	法指定 年月日	保全対象	
					人家	その他公共施設
65	草茂志	長野市 (旧中条村)	64.99	S39.4.24	29	神仏3、その他14、道路2,220m
66	土口沢	長野市 (旧鬼無里村)	11.75	〃		
67	ツルオ沢	〃	8.51	〃	4	林道300m
68	日照田	〃	13.77	〃	8	道路400m
80	加賀井	長野市	35.38	S41.11.11	54	神仏2、道路3,583m
83	秋古	〃	9.36	S44.3.31		道路950m
87	大川	小川村	37.98	S45.9.7	17	道路
88	須坂	長野市 (旧中条村)	20.00	〃	8	小学校2棟、道路3,500m
110	太田	長野市 (旧信州新町)	30.21	S49.5.10		神仏1、その他1、道路2,800m
111	才の神	小川村	25.38	〃	25	学校、官公署、その他5、道路2,800m
124	古藤	長野市	11.60	S57.8.9		神仏2、その他1、道路2,900m
126	福土	長野市 (旧信州新町)	7.25	〃	21	官公署、神仏2、その他2、道路2,900m
131	下中山	〃	30.77	S59.4.5	24	その他1、道路3,590m
132	母袋	長野市 (旧戸隠村)	64.94	〃	27	神仏、その他2、道路1,050m
133	押切	長野市 (旧鬼無里村)	11.95	S60.4.25	3	道路280m
134	井戸入沢	〃	36.40	〃	10	道路
139	刈内	長野市 (旧信州新町)	9.76	S63.9.21	50	官公署1、道路550m
144	栃久保	〃	6.30	H2.10.5		道路500m
146	奥裾花	長野市 (旧鬼無里村)	58.17	H5.3.9		その他1棟、道路870m
154	奈良尾	小川村	36.25	H9.11.26	19	道路1,383m、その他1
155	宮沢	〃	34.30	〃	6	道路2,619m
156	上ノ山	長野市	5.67	〃	40	道路810m、神仏1、鉄塔1
172	又田羅	信州新町	16.39	H13.3.6	12	道路2,000m
178	岡	長野市 (旧鬼無里村)	9.83	H16.5.7		
179	涌池	長野市	17.36	H19.5.9		道路1,240m
182	上土倉	長野市 (旧鬼無里村)	116.2	H27.4.23	18	道路5,040m
長野地域振興局 計 72 箇所						
20	村中	飯山市	51.14	S35.8.23	11	神社仏閣2棟
64	権現寺	〃	37.16	S39.4.24	24	神仏1、その他2、道路
82	下芳尾	〃	17.14	S44.3.31		林道500m
84	美沢	長野市 (旧豊田村)	105.00	S44.12.4	17	神仏1、道路4,500m
95	草間	長野市	26.07	S47.10.31	145	道路2,700m
109	発喃	山ノ内町	74.83	S49.5.10	25	その他8、道路8,300m
112	堰口	飯山市	48.25	〃	38	道路13,850m
121	和山	栄村	31.83	S53.5.4	112	学校等3、道路2,200m
147	乗落	〃	103.78	H5.3.9		その他2棟、道路1,500m
152	日隠	〃	18.66	H9.3.27		道路60m
166	桂橋	〃	8.24	H12.3.24		
175	乙見沢	山ノ内町	29.58	H14.6.26		
北信地域振興局 計 12 箇所						
合 計 1821 箇所						

根拠) 地すべり等防止法第3条第1項
注) ※については同一箇所です二市町村へまたがっているものであり、総数には含めない。

資料30-4 山腹崩壊危険地区

(令和6年4月1日現在)

管轄地域	市 町 村 名	箇所数	管轄地域	市 町 村 名	箇所数	管轄地域	市 町 村 名	箇所数
佐 久	小 諸 市	23	南 信 州	飯 田 市	303	北 アルプス	大 町 市	84
	佐 久 市	88		松 川 町	37		池 田 町	14
	小 海 町	35		高 森 町	19		松 川 村	6
	佐 久 穂 町	25		阿 南 町	62		白 馬 村	28
	川 上 村	17		阿 智 村	60		小 谷 村	100
	南 牧 村	27		平 谷 村	8		小 計	232
	南 相 木 村	23		根 羽 村	21	長 野	長 野 市	267
	北 相 木 村	13		下 條 村	22		須 坂 市	82
	軽 井 沢 町	25		売 木 村	15		千 曲 市	68
	御 代 田 町	16		天 龍 村	54		坂 城 町	28
	立 科 町	9		泰 阜 村	52		小 布 施 町	5
	小 計	301		喬 木 村	46		高 山 村	46
上 田	上 田 市	115		豊 丘 村	89		信 濃 町	10
	東 御 市	16		大 鹿 村	25		飯 綱 町	7
	長 和 町	22		小 計	813		小 川 村	40
	青 木 村	10	木 曽	上 松 町	78		小 計	553
	小 計	163		南 木 曽 町	94	北 信	中 野 市	47
	岡 谷 市	13		木 曽 町	135		飯 山 市	62
諏 訪	諏 訪 市	22		木 祖 村	96		山 ノ 内 町	27
	茅 野 市	27		王 滝 村	60		木 島 平 村	22
	下 諏 訪 町	10		大 桑 村	47		野 沢 温 泉 村	13
	富 士 見 町	10	松 本	小 計	510		栄 村	62
	原 村	2		松 本 市	198		小 計	233
	小 計	84		塩 尻 市	68	合 計		3,739
	伊 那 市	166		安 曇 野 市	121			
上 伊 那	駒 ケ 根 市	22		麻 積 村	6			
	辰 野 町	65		生 坂 村	32			
	箕 輪 町	24		山 形 村	1			
	飯 島 町	39		朝 日 村	19			
	南 箕 輪 村	15		筑 北 村	37			
	中 川 村	12		小 計	482			
	宮 田 村	25						
	小 計	368						

資料30-5 崩壊土砂流出危険地区

(令和6年4月1日現在)

地域振興局名	市 町 村 名	箇所数	地域振興局名	市 町 村 名	箇所数	地域振興局名	市 町 村 名	箇所数
佐久	佐久市	108	南信州	飯田市	311	北アルプス	大町市	137
	小諸市	11		松川町	45		池田町	38
	佐久穂町	40		高森町	28		松川村	15
	小海町	18		阿南町	80		白馬村	20
	川上村	65		阿智村	188		小谷村	76
	南牧村	34		平谷村	25		小計	286
	南相木村	20		根羽村	47	長野	長野市	423
	北相木村	25		下條村	37		須坂市	25
	軽井沢町	23		売木村	32		千曲市	53
	御代田町	15		天龍村	53		坂城町	20
	立科町	12		泰阜村	28		高山村	24
	小計	371		喬木村	63		信濃町	17
上田	上田市	166	木曽	豊丘村	44		飯綱町	14
	東御市	15		大鹿村	83		小川村	68
	長和町	59		小計	1064	小計	644	
	青木村	34		上松町	65	中野市	34	
	小計	274		南木曽町	144	飯山市	45	
諏訪	岡谷市	35	木曽	木曽町	220	北信	山ノ内町	15
	諏訪市	28		木祖村	79		木島平村	17
	茅野市	36		王滝村	41		野沢温泉村	10
	下諏訪町	40		大桑村	103		栄村	55
	富士見町	28		小計	652		小計	176
	原村	2		松本	松本市		219	合 計
	小計	169	塩尻市		111			
上伊那	伊那市	194	安曇野市		62			
	駒ヶ根市	21	筑北村		61			
	辰野町	100	麻積村		15			
	箕輪町	36	生坂村		40			
	飯島町	42	山形村		15			
	南箕輪村	12	朝日村		63			
	中川村	12	小計	586				
	宮田村	21						
小計	438							

資料30-6 なだれ危険箇所（林務部所管）

（令和6年4月1日現在）

地域振興局名	市 町 村 名	箇所数	地域振興局名	市 町 村 名	箇所数
南 信 州	飯 田 市	1	長 野	長 野 市	23
	小 計	1		高 山 村	3
松 本	松 本 市	25		信 濃 町	4
	安 曇 野 市	8		飯 綱 町	7
	小 計	33		小 計	37
北 アルプス	大 町 市	5	北 信	中 野 市	4
	白 馬 村	8		飯 山 市	11
	小 谷 村	40		木 島 平 村	12
	小 計	53		野沢温泉村	18
				栄 村	30
				小 計	75
			合 計		199

資料30-7 雪崩危険箇所(建設部所管)

(1)雪崩危険箇所市町村別一覧

建設(砂防) 事 務 所	市町村名	雪崩危険箇所数			建設(砂防) 事 務 所	市町村名	雪崩危険箇所数		
		箇所数 (Ⅰ)	箇所数 (Ⅱ)	合 計			箇所数 (Ⅰ)	箇所数 (Ⅱ)	合 計
上田	上 田 市	108	24	132	北信	中 野 市	46	13	59
	小 計	108	24	132		飯 山 市	53	29	82
飯田	飯 田 市	54	16	70		山ノ内町	41	12	53
	小 計	54	16	70		木島平村	16	1	17
松本	松 本 市	44	9	53		野沢温泉村	21	2	23
	小 計	44	9	53		栄 村	39	9	48
安曇野	安曇野市	28	4	32		小 計	216	66	282
	小 計	28	4	32	姫川	白 馬 村	41	21	62
大町	大 町 市	62	16	78		小 谷 村	101	50	151
	松 川 村	5	5	10		小 計	142	71	213
	小 計	67	21	88	土尻川	長 野 市	243	139	382
須坂	須 坂 市	21	4	25		大 町 市	27	40	67
	高 山 村	31	1	32		小 川 村	58	63	121
	小 計	52	5	57		小 計	328	242	570
長野	長 野 市	198	69	267					
	信 濃 町	41	14	55					
	飯 綱 町	14	7	21					
	小 計	253	90	343					
					合 計	合 計	1,292	548	1,840

(注) Ⅰ:保全人家5戸以上である(5戸未満であっても公共的建物又は災害時要援護者関連施設がある)
Ⅱ:人家1～4戸ある

資料30-8 土砂崩壊危険箇所（農政部所管）

（令和6年4月1日現在）

地域振興局	市町村名	箇所数	地域振興局	市町村名	箇所数	地域振興局	市町村名	箇所数
佐久	小諸市	19	南信州	飯田市	58	北アルプス	大町市	39
	佐久市	50		松川町	11		池田町	2
	小海町	7		高森町	12		松川村	2
	佐久穂町	19		阿南町	14		白馬村	2
	川上村	7		阿智村	23		小谷村	133
	南牧村	9		平谷村	4		小計	178
	南相木村	3		根羽村	5	長野	長野市	60
	北相木村	2		下條村	45		須坂市	10
	軽井沢町	2		売木村	3		千曲市	28
	御代田町	11		天龍村	14		坂城町	5
	立科町	10		泰阜村	4		小布施町	22
	小計	139		喬木村	50		高山村	6
上田	上田市	110	木曽	豊丘村	75		信濃町	13
	東御市	36		大鹿村	0		飯綱町	43
	長和町	9		小計	318		小川村	9
	青木村	11		上松町	35		小計	196
	小計	166		南木曽町	128	北信	中野市	17
				木曽町	117		飯山市	22
諏訪	岡谷市	4		木祖村	22		山ノ内町	10
	諏訪市	2		王滝村	11		木島平村	10
	茅野市	25		大桑村	27		野沢温泉村	4
	下諏訪町	6		小計	340		栄村	32
	富士見町	24	松本	松本市	27		小計	95
	原村	4		塩尻市	11	合計		1,749
	小計	65		安曇野市	20			
上伊那	伊那市	54		麻績村	1			
	駒ヶ根市	11		生坂村	2			
	辰野町	21		山形村	3			
	箕輪町	16		朝日村	12			
	飯島町	15		筑北村	18			
	南箕輪村	13		小計	94			
	中川村	23						
	宮田村	5						
	小計	158						

資料30-9 砂防指定地

(令和5年3月31日現在)

水系名	か所数	面積
信濃川	1, 644	30, 583. 68 ha
天竜川	769	6, 696. 97
木曽川	192	15, 388. 25
姫川	331	3, 016. 80
関川	11	47. 11
矢作川	22	41. 60
利根川	—	—
富士川	30	217. 69
計	2, 999	55, 992. 10

資料30-10 排水機場（農政部関係）

（令和6年4月1日現在）

排水機場名	所在地	排水機の仕様			排水河川
		口 径 (mm)	台 数 (基)	排水量 (m ³ /s)	
生 萱	千曲市生萱	900	2	3.7	沢山川
五 十 里 川	千曲市雨宮	1,500	1	7.0	沢山川
		1,000	1		
鳴 海	千曲市土口	800	1	1.3	沢山川
大 堰	千曲市雨宮	800	2	2.4	沢山川
起 返	千曲市雨宮	2,100	2	2.6	沢山川
塩 崎	長野市塩崎	800	2	2.5	浄信寺川
小 森 第 1	長野市小森	1,500	3	17.0	千曲川
小 森 第 2	長野市東福寺	600	2	1.5	千曲川
西 寺 尾 第 1	長野市西寺尾	600	2	1.4	千曲川
西 寺 尾 第 2	長野市西寺尾	700	2	1.7	千曲川
清 野	長野市清野	1,000	1	3.8	千曲川
		700	1		
小 島 田	長野市小島田	1,300	1	4.3	千曲川
真 島	長野市真島	1,300	2	8.6	千曲川
前 川	長野市大室	700	2	1.8	千曲川
音 無 川	長野市大室	700	1	0.9	千曲川
牛 島	長野市川田	800	2	3.0	赤野田川
牛 島 第 2	長野市川田	900	2	3.8	保科川
蓮 生 寺	長野市川田	600	1	0.7	千曲川
屋 島	長野市屋島	1,000	2	4.8	千曲川
柳 原	長野市柳原	1,800	3	23.0	千曲川
福 島	須坂市福島	1,000	3	7.0	千曲川
福 島 北	須坂市中島	1,000	2	5.5	千曲川
		700	1		
中 島	須坂市中島	250	1	1.4	百々川
		800	1		
相 之 島	須坂市相之島	1,350	2	10.0	八木沢
		900	1		
相 之 島 第 2	須坂市相之島	2,000	1	10.0	千曲川
長 沼	長野市赤沼	1,350	1	16.5	浅川
		1,500	1		
		1,200	1		
		1,500	1		
大 道 橋	長野市豊野	350	1	0.2	浅川
浅 川	小布施町吉島	2,400	1	14.0	千曲川
浅 川 第 2	小布施町吉島	2,000	3	30.0	千曲川
木 島 第 1	飯山市木島	1,100	3	7.8	千曲川
木 島 第 2	飯山市木島	700	2	2.1	樽川
戸 那 子	木島平村穂高	1,000	3	6.6	樽川
計	32 機場				

※ 本表の排水機場の受益地は、風水害対策編 第2章 第1節 第3の2(2)ア(ア) d(n)に記載の「低・湿地地域」と見なす。

資料 30-11 建築基準法による災害危険区域

(令和2年4月1日現在)

指 定 区 域		指定年月日	区 分
1	佐久市御馬寄二号	S49. 10. 11	急 傾 斜
2	南佐久郡北相木村川又	S49. 1. 10	急 傾 斜
3	南佐久郡南相木村祝平	S51. 2. 9	急 傾 斜
4	飯田市芋平	S51. 2. 9	地すべり
5	飯田市南信濃小嵐	S51. 12. 23	地すべり
6	飯田市南信濃小瀬戸	S51. 12. 23	急 傾 斜
7	長野市豊野町大倉	S49. 10. 11	急 傾 斜
8	長野市鬼無里古在家	S49. 12. 5	地すべり
9	長野市七二会倉並	S51. 12. 23	地すべり
10	中野市壁田西之台	H20. 4. 1 (H23. 4. 1 変更)	出水

根拠) 建築基準法第 39 条第 1 項

長野県災害ボランティアセンターの設置・運営に関する協定書

長野県（以下「甲」という。）と社会福祉法人長野県社会福祉協議会（以下「乙」という。）は、長野県地域防災計画に基づき、福祉救援県本部による『長野県災害ボランティアセンター』（以下「県センター」という。）の設置・運営に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、長野県内で災害が発生した場合に、災害ボランティア活動が円滑かつ効果的に行われるよう、県センターの設置・運営について、甲及び乙の役割分担等について定めるものとする。

（県の責務）

第2条 甲は、災害ボランティア活動が被災地の早期復旧・復興において重要な役割を担うことを認識し、ボランティア活動支援を行う県センターが確実に機能するための措置を講じるとともに、県地域防災計画に基づく県の対策を適切に実施する責務を有する。

（情報共有）

第3条 甲及び乙は、災害が発生した場合には、災害ボランティア活動を行うために必要な情報や被災者の支援に資する情報を速やかに共有する。

（県センターの設置）

第4条 乙は、県センターを設置する必要があると判断したときは、甲と協議の上、県センターを設置するものとする。

（県センターの設置場所）

第5条 県センターの設置場所は、乙の事務所内とする。ただし、当該事務所が被災等により使用できない場合、甲及び乙は協力して、それに代わる場所を確保するものとする。

（県センターの運営）

第6条 乙は、県センターの運営に当たり、甲のほか、ボランティア活動支援団体等から必要な協力を得るものとする。

（県センターの業務）

第7条 県センターの業務は、次のとおりとする。

- （1）市町村災害ボランティアセンター（以下「市町村センター」という。）の設置・運営の支援（市町村センターの設置・運営が困難となる場合における災害ボランティア活動の調整を含む。）
- （2）災害ボランティア活動に関する情報発信
- （3）その他県センターの運営上必要な業務

（甲の役割）

第8条 甲は、県センターの設置・運営において、以下の役割を担うものとする。

- （1）被災地ニーズや災害ボランティア活動支援の全体像の把握
- （2）災害ボランティア情報の発信
- （3）災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達の協力
- （4）複数市町村にまたがる広域的な課題の調整
- （5）県センターとの連絡調整を行う体制の整備

資料 30-12

(6) 災害情報の提供その他必要な協力

(乙の役割)

第9条 乙は、県センターの設置・運営において、以下の役割を担うものとする。

- (1) 市町村センターの設置・運営に係る支援及び助言
- (2) 他の社会福祉協議会等から派遣される応援要員等の活動調整
- (3) 災害ボランティアの活動状況の把握
- (4) 災害ボランティア情報の発信
- (5) 災害ボランティア活動支援に必要な資機材の調達
- (6) 災害ボランティア支援団体等との連絡調整

(費用負担)

第10条 費用負担は、被災地の早期復旧・復興のため、第7条に定める県センターの業務が滞りなく遂行できることを基本とする。

2 甲は、県センターの設置・運営に要する経費のうち、災害救助法の国庫負担の対象となる費用を負担する。

3 前項以外の費用負担については、甲乙協議の上、決定する。

(資機材の確保)

第11条 乙は、平常時から災害ボランティア活動に必要な資機材の確保に努めるとともに、甲は、必要に応じて協力するものとする。

(人材育成)

第12条 乙は、平常時から甲と協力し、災害ボランティア活動が円滑に実施されることを目的とした研修会等を実施し、市町村センターの運営支援に携わる者の育成に努めるものとする。

(体制整備)

第13条 甲及び乙は、平常時から相互に協力し、防災訓練等を通じて、県センターの設置・運営における連携体制を整えるものとする。

(協議)

第14条 この協定に定めのない事項については、甲乙協議の上、決定するものとする。

(有効期間)

第15条 この協定の有効期間は、締結の日から1年間とする。ただし、期間満了の日の3か月前までに甲乙いずれからも解除又は変更の申出がないときは、1年間延長されたものとみなし、以後もまた同様とする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙記名押印の上、各1通を保有する。

令和2年12月23日

甲 長野市大字南長野字幅下 692-2

長野県知事

阿 部 守 一



乙 長野市若里7丁目1番7号

長野県社会福祉協議会会長 藤 原 忠 彦



長野県、長野県災害時支援ネットワーク及び（一財）日本笑顔プロジェクトによる災害支援に係るボランティア団体等との連携・協力に関する協定

長野県（以下「甲」という。）、長野県災害時支援ネットワーク（以下「乙」という。）及び一般財団法人日本笑顔プロジェクト（以下「丙」という。）は、災害支援に関するボランティア団体・防災関係機関等（以下「ボランティア団体等」という。）との連携・協力に関して、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、平時及び災害時において、甲、乙及び丙が相互に連携・協力することにより、災害支援に関するボランティア団体等の活動が円滑かつ効果的に行われ、もって、被災者の早期生活再建及び被災地の復旧・復興に寄与することを目的とする。

（平時の連携・協力）

第2条 甲、乙及び丙は、平時から次に掲げる事項について、相互に連携・協力を努めるものとする。

- (1) 災害支援に関するボランティア団体等の活動の支援
- (2) 災害時に必要となる重機オペレーターの養成に係る講習及び啓発
- (3) 災害ボランティアセンターの運営に備える社会福祉協議会への協力
- (4) 各主体が行う防災訓練への参加

（災害時支援活動の連携等）

第3条 甲は、災害時において円滑な被災地支援が行えるよう、災害ボランティア活動支援の全体像を把握し、必要に応じて乙及び丙との調整を行うなど連携のとれた支援活動を展開するよう努めるものとする。

- 2 乙は、必要に応じて災害支援に関するボランティア団体等の広域調整や、甲や丙への助言などの支援に努めるものとする。
- 3 丙は、必要に応じて乙と連携し、他のボランティア団体等に対し、重機を活用した支援活動の情報提供や助言を行うよう努めるものとする。

(協議)

第4条 本協定の実施に関し必要な事項及び本協定に定めのない事項については、その都度、甲、乙及び丙協議のうえ、定めるものとする。

(協定の有効期間)

第5条 この協定の締結期間は、協定締結日から令和5年3月31日とする。

ただし、期間満了の日から1ヶ月前までに、甲、乙及び丙のいずれかが文書による意思表示をしないときは1年間継続するものとし、以降も同様とする。

この協定の締結を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙記名押印のうえ、各1通を保有する。

令和4年4月25日

甲 長野市大字南長野字幅下692-2
長野県
長野県知事 阿部 守一

乙 長野市大字高田1029-1
長野県災害時支援ネットワーク
代表幹事 山室 秀俊

丙 上高井郡小布施町雁田676
一般財団法人 日本笑顔プロジェクト
代 表 林 映寿

令和 6 年 10 月 11 日付け 6 危第 168 号

(目 的)

第 1 長野県内の備蓄体制の充実・強化のため、長野県（以下「県」という。）及び市町村において、災害時に必要となる標準的な物資の品目及び数量（以下「標準品目等」という。）の基本的な方向性を示します。ただし、本方向性は、共通の考え方・目安であり、実際の備蓄は、市町村の事情に応じて進めてください。

(想定する被害及び避難者数)

第 2 県及び各市町村で想定される最大の避難所避難者数に対応することを基本にしつつ、県全体（県及び市町村）では、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定します。

(対応期間)

第 3 県内の備蓄で対応する期間については、国からの支援が届くまでの災害発生から 3 日間を想定して対応します。

(標準品目等の必要量)

第 4 第 3 の期間中における標準品目等の必要量は別記 1 により算出してください。

(役割分担)

第 5 県及び市町村は、標準的な物資その他災害時に必要となる物資について、県民に対して最低 3 日間、可能な限り 1 週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。ただし、孤立予想地域にあっては、最低 1 週間備蓄するよう呼びかけるよう努めてください。

2 県及び市町村は、備蓄が持ち出せない避難者がいることを想定し、標準品目等の必要量のうち、県 3 分の 1、市町村 3 分の 1 を目安に、現物備蓄、流通備蓄又は企業・他の自治体等からの提供により確保するよう努めてください。

3 県は、市町村を補完し、広域で備蓄を行う観点から、別記 2 に記載する事項に重点を置いて標準品目等の備蓄を行っていきます。

(県全体の備蓄量)

第 6 災害時の相互応援を前提に県全体（県及び市町村）で確保をめざす数量は、糸魚川-静岡構造線断層帯地震（全体）の避難所避難者数を想定し、第 4 の規定により算出した必要量の 3 分の 2（第 5 の 2 の規定による。）の数量を目安とします。

(災害時の相互応援等)

第7 被災市町村を応援する市町村は、原則として、長野県市町村災害時相互応援協定に基づき、応援を行うこととします。

- 2 県において災害対策本部が設置された大規模災害の場合など、前項により対応が難しい場合は、県により調整します。

(備蓄場所の確保)

第8 備蓄物資は、搬出が容易な場所に配置するものとし、物資の内容と数量を予め明示するなど、搬出、輸送を円滑に行えるよう努めてください。

(備蓄の管理等)

第9 標準品目等で消費期限等のあるものは、期限の到来を考慮して更新するようにしてください。

- 2 県及び市町村は、別に指定する期間までに、毎年4月1日時点における標準品目等その他の品目の備蓄状況を国の「物資調達・輸送調整等支援システム」に登録するとともに、最新の状況に更新するよう努めてください。

- 3 同システムにおいて登録された別記1の物資その他必要と認める物資については、その備蓄量や主たる保管場所等を別に定める方法にて毎年度公表します。

(集中取組期間)

第10 「長野県地震防災対策強化アクションプラン」を踏まえ、令和6年度から令和9年度までを集中的に備蓄の県及び市町村の備蓄体制の充実・強化に向けた集中取組期間とします。ただし、備蓄品の入れ替え時期等の個別事情に応じて取り組んでください。

(その他)

第11 この方向性に定めのない事項は、必要に応じて県及び市町村が協議等を行いながら、定めていきます。また、国等の対応その他の状況の変化を踏まえ、必要な見直しを行います。

別記 1（第 4 関係）

標準的な物資	必要量の算出（※ 1）
食料	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）*×3食×3日間 * 避難所避難者以外の食料需要を想定したもの（車中泊避難者や観光客等を想定、阪神淡路大震災の事例により算出された係数）
飲料水	避難所避難者数×1.2（避難所外係数）* ¹ ×1人1日必要量3リットル* ² ×3日間 * 1 避難所避難者用に食料に準拠して算出 * 2 ペットボトルで保存する場合は 500ml が望ましい
乳児用粉ミルク・液体ミルク	避難所避難者数×0歳人口比率（※2）×1日必要量*×3日間 * 粉ミルクの場合は 140g、液体ミルクの場合は 1ℓ とする
子ども用おむつ	避難所避難者数×0～2歳人口比率（※2）×1日必要量8枚×3日間
大人用おむつ	避難所避難者数×必要者割合(0.005)*×1日必要量8枚×3日間 * 避難者における要介護の高齢者を想定したもの
携帯・簡易トイレ	避難所避難者数×断水率×1人1日5回*×3日間 * 1人の1日のトイレ回数を5回と想定したもの
トイレト ーパー	避難所避難者数×1人1日0.18巻*×3日間 * 経済産業省生産動態統計年報による販売量及び総務省人口推計により試算
生理用品	避難所避難者数×12～51歳女性人口比率（※2） ×1人7日間必要量30枚×1/7* ¹ ×1/4* ² ×3日間 * 1 生理期間における1日当たりの必要量を求めたもの * 2 生理期間を4週に1回と想定したもの
毛布	避難所避難者数×1人当たり2枚

※ 1 内閣府・中央防災会議幹事会「大規模地震・津波災害応急対策対処方針」（令和 5 年 5 月）を参考に設定

※ 2 人口比率は国勢調査をもとに算出

別記 2

標準的な物資	県による重点取組
食料	県が調達する食料は、食物アレルギーや宗教上の理由など、食の多様性や環境・ゼロカーボンに配慮して備蓄・調達するよう努める。
乳児用粉ミルク・液体ミルク	半数程度を液体ミルクによる確保を行うとともに、第 6 により算出される備蓄量の 2 分の 1 程度の数量を備蓄・調達するよう努める。
子ども用おむつ	第 6 により算出される備蓄量の 2 分の 1 程度を備蓄・調達するよう努める。